

令和2年第2回（6月）坂城町議会定例会会期日程

令和2年6月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	6月 1日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	6月 2日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	6月 3日	水		○休 会
4	6月 4日	木		○休 会
5	6月 5日	金		○休 会
6	6月 6日	土		○休 会
7	6月 7日	日		○休 会
8	6月 8日	月	午前9時	○本会議 ・一般質問
9	6月 9日	火	午前9時	○本会議 ・一般質問
10	6月10日	水	午前9時	○本会議 ・一般質問 ○委員会 ・総務産業、社会文教
11	6月11日	木		○休 会
12	6月12日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

6月1日上程

報告第 1号	町長の専決処分事項の報告について	6月 1日	承認
議案第 25号	坂城町教育委員会教育長の任命について	6月 1日	同意
議案第 26号	坂城町手数料条例の一部を改正する条例について	6月12日	可決
議案第 27号	令和2年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について	6月12日	可決
議案第 28号	令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号） について	6月12日	可決

6月12日上程

発委第 2号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を 改正する条例について	6月12日	可決
発委第 3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につい て	6月12日	可決
議案第 29号	特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する 条例について	6月12日	可決
議案第 30号	令和2年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について	6月12日	可決

令和2年第2回坂城町議会定例会

目 次

第1日 6月1日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○町長招集あいさつ	3
○報告第1号～議案第25号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第26号～議案第28号の上程、提案理由の説明、詳細説明	20

第2日 6月8日(月)

○議事日程	24
○一般質問 栗田 隆 議員	25
大森 茂彦 議員	36
滝沢 幸映 議員	50
中嶋 登 議員	64

第3日 6月9日(火)

○議事日程	78
○一般質問 朝倉 国勝 議員	78
玉川 清史 議員	88
山城 峻一 議員	102
小宮山定彦 議員	109

第4日 6月10日(水)

○議事日程	124
○一般質問 吉川まゆみ 議員	124
中島 新一 議員	138

第5日 6月12日(金)

○議事日程	150
○議案第26号～議案第28号の質疑、討論、採決	150
○追加議案上程、提案理由の説明	156
○発委第2号～発委第3号の質疑、討論、採決	158
○議案第29号～議案第30号の質疑、討論、採決	158
○閉会中の委員会継続審査申し出について	161
○町長閉会あいさつ	162

令和2年第2回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和2年6月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 6月1日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	西 沢 悦 子 君	8 番議員	玉 川 清 史 君
2 〃	小宮山 定彦 君	9 〃	滝 沢 幸 映 君
3 〃	山 城 峻 一 君	10 〃	朝 倉 国 勝 君
4 〃	祢 津 明 子 君	11 〃	吉 川 まゆみ 君
5 〃	中 島 新 一 君	13 〃	中 嶋 登 君
7 〃	栗 田 隆 君	14 〃	大 森 茂 彦 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 2名

6 番議員	大日向 進也 君	12 番議員	塩野入 猛 君
-------	----------	--------	---------
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 崎 義 也 君
教 育 長	清 水 守 君
会 計 管 理 者	池 上 浩 君
総 務 課 長	柳 澤 博 君
企 画 政 策 課 長	臼 井 洋 一 君
住 民 環 境 課 長	関 貞 巳 君
福 祉 健 康 課 長	伊 達 博 巳 君
商 工 農 林 課 長	竹 内 祐 一 君
建 設 課 長	大 井 裕 君
教 育 文 化 課 長	堀 内 弘 達 君
収 納 対 策 推 進 幹	長 崎 麻 子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	柳 澤 英 明 君
総 務 課 長 補 佐	瀬 下 幸 二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	細 田 美 香 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮 下 佑 耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹 内 優 子 君
子 ども 支 援 室 長	鳴 海 聡 子 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北 村 一 朗 君
議 会 書 記	宮 崎 あかね 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 1 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 25 号 坂城町教育委員会教育長の任命について
- 第 7 議案第 26 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 27 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 9 議案第 28 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）に
いて

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 2 年第 2 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、6 番 大日向進也君、12 番 塩野入 猛君から欠席の届出がなされております。

また、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

直ちに、本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議長（西沢さん） 会議規則第 127 条の規定により、9 番 滝沢幸映君、10 番 朝倉国勝君、11 番 吉川まゆみさんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第 2 「会期の決定について」

議長（西沢さん） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 12 日までの 12 日間といたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月12日までの12日間とすることに決定いたしました。

一般質問の通告は、明日2日の午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会で決定したとおりであります。

なお、今議会の一般質問の開議時刻は、議会運営委員会の決定により午前9時といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（西沢さん） 町長から招集挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに、令和2年第2回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心からお礼を申し上げます。

さて、5月26日、当町小網地区において、3人が死亡する大変痛ましい事件が発生いたしました。被害を受けられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、警察等の関係機関には本事件の検証をしっかりと行っていただき、安心安全な町の確保を強く望むところでございます。

さて、昨年12月、中国武漢市に端を発した新型コロナウイルス感染症は、現在も世界中で猛威を振るっています。

日本国内でも3月下旬以降、都市部を中心に感染者が急増し、さらなる感染拡大が懸念されたことから、4月7日、政府対策本部は、東京都や大阪府など7都府県に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を発令いたしました。

しかし、その後も都市部から地方への感染波及が見られたことから、緊急事態宣言の対象地域は4月16日に全都道府県に拡大され、5月6日を期限に外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われました。

5月4日には、緊急事態宣言を5月31日まで延長することが決定されましたが、これまでの取り組みの成果により新規感染者数は徐々に少なくなり、5月14日に長野県を含む39県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されました。

また、当町を含む長野圏域については、県が独自に設定する感染警戒レベルにおいて、3段階のうち、感染リスクが高まっているレベル2として「新型コロナウイルス警戒宣言」が発令されていましたが、5月27日にレベル1に引き下げられ、警戒宣言が解除されたところであります。

町でもこれまで、感染動向を注視しながら体制を強化して対応を図っており、1月以降2回の庁内対策会議の後、任意の対策本部会議を4回開催、緊急事態宣言の発令があった4月7日には法律の規定による対策本部を立ち上げて、以降これまでに6回の本部会議を招集し、国や県の動向を踏まえ、町の対応方針を協議してまいりました。

特に、緊急事態宣言の発令や解除、県による長野圏域への警戒宣言発令時など、節目節目では、

対策本部長である私が、防災行政無線や上田ケーブルビジョンを通しまして、町民の皆様にご感染防止の取り組みを直接呼びかけてまいりました。

併せて、小中学校や保育園・児童館の対応、公共施設の貸出しや利用の状況等、必要な情報は随時ホームページを更新し、迅速な情報発信に努めたところであります。

全国の緊急事態宣言の解除により、法に基づく町の対策本部は廃止となりましたが、今後も長期にわたる対応が必要なことから、町では引き続き任意の対策本部を設置し、必要な対策を講じてまいります。

小中学校の対応としては、3月の臨時休業後、4月4日に入学式を実施、3日ほど学校生活を送りましたが、国、県の方針を受け4月10日から24日まで臨時休業することとし、その後、全都道府県に「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、休業期間を5月6日まで延長、さらに県内での感染動向が引き続き警戒を要する状況から、5月24日まで休業期間を延長したところでございます。

その間、学習面ではプリント等の課題のほか、インターネットを活用した学習支援として文部科学省、県教育委員会のホームページ等の紹介、個別学習支援システムの活用を図り、坂城中学校では3年生を対象にオンライン授業の取り組みも行いました。

なお、家庭でのインターネット環境の構築が困難な際の対応として、小中学校体育館へWi-Fiルーターの設置及びパソコンの整備を行ったところであります。

生活面に関しましては、週2回の健康観察を継続するほか、長期化する休業期間中、生活のリズムを整える目的で、全戸に配付してあります防災行政無線を活用し、午前9時から午後1時まで計4回チャイムを鳴らし、規則正しい生活が送れるよう促してまいりました。

緊急事態宣言解除後は、段階的に分散登校等によるオリエンテーション、身体測定等学校再開の準備を行い、5月25日から全児童生徒が登校を開始したところでございますが、感染防止対策を徹底し、学校生活を継続できるよう努めてまいりたいと考えております。

緊急事態宣言は解除されたとはいえ、感染のリスクがなくなったわけではなく、有効なワクチンがない中、しばらくはウイルスと共存をしていかなければなりませんので、今後におきましても、私たち自身が日常のこととして適切な感染防止対策に取り組んでいく必要があることを、引き続き町民の皆様にご呼びかけるとともに、迅速な情報提供に努めてまいります。

また、これら取り組みにより感染の第2波、第3波に備える一方、社会経済活動も徐々に取り戻していかなければなりません。新型コロナウイルス感染症は、私たちの生活はもとより、教育、文化・芸術、スポーツ、企業経営など、あらゆる社会活動、経済活動を停滞させ、甚大な影響をもたらしています。こうした状況に鑑み、町としてもこれまで数度にわたり補正予算の専決処分をし、必要な対策を速やかに進めてまいりました。

まず、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内事業所の経営活

動と事業継続などを支えるため、新たな融資制度や補助制度等の支援策を講じました。

4月に創設した「経営安定特別資金」では、小規模事業者等の資金繰りを支えるため、運転資金の貸付限度額を500万円とし、貸付後5年以内は金利負担がゼロで、保証料も全額補給する制度ですが、5月25日現在、約2億5千万円、65件の申込みがありました。

また、本日6月1日からは、町独自で創設しました小規模事業者の経営安定を図る「持続化応援支援金」やテイクアウト・デリバリーなどの新たなサービスを始める飲食事業者を支援する「新サービス創出応援補助金」の受付を開始し、また、町内店舗を巡るスタンプラリーにより、地域の消費喚起を促す「消費回復応援事業」などを商工会と連携して実施してまいります。

先日、5月25日、3回に分けて事業所向けの制度説明会を開催しましたが、今後もさらに、国や県の補助・助成制度などの情報収集も行う中で、事業者の皆様への情報提供や相談、申請等の支援を行うとともに、商工会や金融機関などと連携を図り、一刻も早い経営回復、企業活動の再開に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。

さて、特別定額給付金につきましては、オンラインによる申請を5月1日から受け付け、また、世帯員などを印字した申請書を5月20日に発送し、必要書類を添付して返信いただいております。併せて、やむを得ず、郵送ができない方などの受付窓口を文化センターに設けて対応を図り、順次、支給手続を進めております。

また、子育て世帯や子ども達への支援につきましては、特例給付を除く児童手当受給者に対し、対象児童1人当たり1万円を支給する「子育て世帯への臨時特別給付金」について、既に公務員を除く対象者に支給のお知らせをし、6月中旬の児童手当に合わせて支給をしております。

併せて、町独自の支援として、国で行う「子育て世帯への臨時特別給付金」対象外の18歳未満の児童がいる世帯への支援や、18歳未満の児童のいるひとり親への坂城商品券の給付ですが、これらは、5月20日以降通知書を発送し、申請手続を経て、6月中旬から順次給付をしていく予定としております。

また、18歳未満の子ども達全員に、図書カードの配付を5月19日から順次対象者へ発送したところでございます。

さらに、経済的理由により就学が困難な場合の「準要保護児童生徒援助費支給事業」の支給対象者に対し、特別支援費の上乗せ給付を、また、坂城町奨学金の給与対象者に対して「特別応援奨学金」として上乗せ給与を行い、児童、生徒、学生が安心して就学できるような取り組みを加えて支援しています。

さて、経済情勢であります。全世界に広がる新型コロナウイルスによる不況は、リーマンショックより深刻とも言われており、日本総研によりますと、アメリカでは、個人消費、設備投資、輸出が大きく落ち込み、1～3月期の実質GDPは前期比年率マイナス4.8%と11年ぶりの大幅なマイナス成長に、ヨーロッパにおいても、景気が急速に下振れし、1～3月期の実質GDP

Pは前期比年率マイナス14.4%と、その度合いは大変厳しいものとなっております。

また、中国においても、経済活動が縮小し、1～3月期の実質GDP成長率は前年同期比マイナス6.8%と大幅に下落し、世界的な経済不況に陥っています。

次に、国内の状況であります。内閣府による4月の「月例経済報告」では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。」とし、先行きについては、「感染症の影響による極めて厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としております。

また、日銀松本支店が5月に発表した長野県の「金融経済動向」によりますと、設備投資、住宅投資、個人消費などの個別観測から、「生産は弱めの動きが広がっている。雇用・所得については、弱めの動きとなっている。」とし、「総論として、長野県経済は、新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しさを増している。」としております。

当町におきましては、4月に実施いたしました町内の主な製造業20社の1～3月期経営状況調査の結果では、生産量は、3か月前の比較でプラスとした企業は8社、マイナス9社、変わらない2社であります。3か月後の生産量見込みでは、プラス2社、マイナス14社、変わらない2社と、大変厳しい局面への移行となっております。

雇用については、1～3月の実績が、総計でプラス15人と、前回調査からは減少し、来春の雇用は、1社が減、4社が未定とし、その他の企業が増員または減員分の補充を予定し、全体では30人の増員予定となっております。

新型コロナウイルス感染症による不況は、全世界を挙げて取り組みを進めていかなければ打開できないものと思われませんが、国、県、町それぞれが各種施策展開を図り、この深刻な状況を何とか好転に向かうよう取り組んでいく必要があると考えております。

さて、令和元年東日本台風の災害復旧につきましては、鼠橋運動公園及び坂城町運動公園、これ上五明ですね、の復旧工事が、両工区とも4月から皆様にご利用できるよう完了させたところではありますが、オープンして間もなく新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により、利用を中止させていただくことになりました。

5月中旬より再開としていますが、感染防止策の徹底をしてお使いいただくといった条件付でのご利用をお願いしているところでございます。

また、昭和橋につきましては、千曲川の濁流により国道側から3番目の橋脚周囲の土砂が流出し、さらに洗掘するおそれがありましたが、294個の大型ブロックを橋脚周囲へ設置し復旧事業が完了いたしました。

また、農業用施設、農業機械の復旧、再建につきましては、春先からの営農再開に向け、被害に遭われた農家の皆様に改修や修理などの復旧作業を進めていただきましたので、今後、作業を

完了された方から申請をいただき、補助金交付を行ってまいります。

一方、農地災害復旧事業につきましては、上五明の下河原、東河原地区及び四ツ屋の四反田地区の災害復旧工事が4月末に全て完了し、水田における稲作の作付けのほか、畑においても順次耕作いただいております。

また、坂城大橋上流右岸側にありましたポンプ操法訓練場につきましては、千曲川増水のため壊滅的な被害を受けたところではありますが、国土交通省千曲川河川事務所のご理解をいただき、浸水被害の比較的少ない鼠橋運動公園に移設が完了いたしました。

今年度は、消防ポンプ操法大会自体が中止となりましたが、各分団が円滑に訓練できるようアスファルト舗装レーンと並行してクレー舗装レーンも設置したところであり、有事の際に対応した操法技術等の向上が期待されるところであります。

また、5月18日、災害時における物資供給の協力に関する協定を町と町内企業にて締結し、災害が発生した際に、避難所等で使用できる仕切りと段ボールベッドを供給いただける体制も整いました。

大人数が集まることが想定される避難所であってもプライバシーを守ることのできる間仕切りや避難時の疲労を軽減できるベッドは、特に新型コロナウイルスなどの感染症の飛沫感染防止にも役立つことから、一定量の備蓄を行い、災害時等の安心・安全の向上を図ってまいりたいと考えているところであります。

さて続きまして、感染症対策とともに新年度に入り取り組みを進めている主な事業についてでございます。

令和3年度からの10か年のまちづくり全般の最上位計画である第6次長期総合計画に関しまして、昨年度、現在の第5次計画の事業検証を行い、総合計画審議会の開催及び町民の皆様へのアンケート調査を実施いたしました。

今年度は、これらの検証結果も踏まえ計画の素案づくりを行い、総合計画審議会の審議を経て基本構想及び基本計画の答申をいただく中で策定作業を進め、年度末に公表してまいりたいと考えております。

また、長期総合計画同様、今年度最終年度を迎えます「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、現在、内部での検証作業を進めており、今後、外部有識者による検証委員会、策定懇話会等の中で今期の検証を行うとともに、長期総合計画との整合を図りながら、策定作業を進めてまいります。

また、令和3年度からの10年間の公共施設の具体的な整備計画となる「公共施設個別施設計画」につきましては、町の主要な公共施設整備の基本構想である「公共施設ランドデザイン」における整備の方針を踏まえ策定作業を進めております。

策定に当たりましては、専門的な見地から長野大学にご協力いただくほか、策定委員会などに

より、住民の皆様のご意見をお聞きする中で、より効果的な公共施設の管理運営に向けた計画を策定してまいりたいと考えております。

また、スマートタウン構想事業の新たな取り組みとして進めている村上小学校蓄電設備の整備につきましては、平時のCO₂削減による地球温暖化対策と停電時等の電力供給を併せて実現できることに加え、有事の際の避難所としての機能を高める有効な事業として、現在設計業務の発注準備を進めております。

また、新工業団地の造成事業及びA09号線道路改良事業につきましては、5月17日に坂城テクノセンターにおきまして2回目となる事業説明会を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を施す中で、3回に分けて開催いたしました。

今後、地権者の皆様個々にご協力をお願いしていくこととなりますが、町のさらなる発展のため、また、企業要望にいち早く応えられるよう、令和4年度の工業団地分譲開始と町道A09号線開通を目指して進めてまいりたいと考えております。

また、信州さかきふるさと寄附金につきましては、全国の皆様から町の特産品に魅力を感じていただき、ご好評をいただく中で、昨年度は6,202件、1億4,857万2千円のご寄附をいただきました。

今後も、返礼品提供事業者の皆様と連携を取りながら、ふるさと寄附を通じ、さらに町の魅力を全国のより多くの方々に発信し、町をPRしてまいりたいと考えております。

また、「松くい虫被害防止対策」では、引き続き松枯れ被害が広がっていることから、伐倒駆除を中心に、空中散布、枯損木処理、樹幹注入、松の植樹など総合的な防除対策を講じてまいります。

空中散布につきましては、4月16日に住民説明会を行い、住民の健康に対する配慮を図る中で、今月24日に有人ヘリによる散布を予定しており、有人ヘリでは散布できない人家に近い箇所につきましては、同日と7月15日の2回、無人ヘリコプターによる薬剤散布を実施してまいります。

一方、福祉分野におきましては、町内の地域密着型特別養護老人ホームで進められていました9床の増床工事が完了し、本日6月1日から事業が開始されました。今後の介護ニーズに対応していただけるものと期待をしております。

先般、令和元年度の国保加入者1人当たり医療費の速報値が発表され、当町の1人当たり医療費は40万2,456円で、平成30年度より約10.3%の大幅な増となり、これにより、高い方から34位まで改善した順位も10位となりました。医療費の動向は今後の県への納付金にも影響してまいりますので、医療費の分析を行うとともに、引き続き健診等の受診勧奨に努めてまいります。

また、町道A01号線道路改良事業酒玉工区の若草橋周辺は、長期間の交通規制を行い、橋の

架け替え工事を実施してまいりましたが、橋梁本体が3月末に完成いたしました。今年度は引き続き、橋の南北の道路改良工事を実施し、より安心安全にご利用いただける道路の完成を目指してまいります。

また、坂城インター先線事業につきましては、用地買収が本年4月の時点で約96%完了し、現在は、しなの鉄道をまたぐ跨線橋工事や、今年度末の工事完了を目指して国道からしなの鉄道までの道路本線の盛土工事に着手したとのことで、順次整備が進められております。

また、公共下水道事業の整備につきましては、昨年度、主に新地地区の工事を進め、本年3月末の整備面積は約87%となりました。

令和2年度は、引き続き新地・鼠地区の管渠工事を進め、加えて、中之条地区及び村上地区の居住地域で未整備区間の工事を実施してまいります。

また、源泉を汲み上げるポンプの故障により、5月24日夕方から臨時休館としておりました「びんぐし湯さん館」につきましては、ポンプの交換工事が完了し、本日から営業を再開いたします。休館中にご迷惑をおかけいたしました。引き続きのご利用をお願い申し上げます。

続きまして、6月補正予算の主な内容について申し上げます。

国からの社会資本整備総合交付金の増額を受け、さきに申しあげましたA01号線の道路改良工事費のほか、昭和橋、鼠橋などの橋梁修繕工事の増額を計上いたしました。

地域住民が主体となって実施する「県地域発元気づくり支援金事業」が採択となりました。農道2路線、林道「網掛線」、「大久保線」の計4路線について原材料支給、重機手配などの支援をしてまいります。

以上、新型コロナウイルス対策、令和2年度の主な事業の進捗状況並びに6月補正予算の概略について申し上げます。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が19件、人事案件が1件、条例の一部改正が1件、一般会計及び特別会計補正予算2件の計23件でございます。

なお、現在の経済情勢悪化を踏まえ、私を含む特別職の給料減額を検討しており、本議会最終日に条例案をご審議いただきたく準備を進めておりますので、併せてご審議を賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（西沢さん） 町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和元年度坂城町一般会計予算及び令和元年度坂城町下水道事業特別会計予算に係る繰越明許費繰越計算書の報告がありました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、坂城町土地開発公社から、令和2年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。それぞれ、お手元に配付のとおりであります。

議長（西沢さん） 日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」から、日程第6「議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に報告を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

ここでテープ交換のため、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時44分～再開 午前10時54分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、専決第1号から第19号並びに議案第25号の説明を申し上げます。

まず、専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和2年1月30日に訪問業務のため路上に公用車を駐車したところ、サイドブレーキをかけたことを確認しなかったことにより車両が動き出し、訪問先の向かいにある住宅倉庫の外壁に接触し損傷させたことについて、相手方への損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、本条例の所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容につきましては、損害補償の算定の基礎となる額である補償基礎額の改定及び法定利率を改正したものであります。

次に、専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、令和2年2月3日に業務のため大字坂城の国道を走行中、車両左側の店舗駐車場から国道に進入してきた車両と接触し損傷させたことについて、相手方へ損害賠償を支払うことで示談成立の合意を得ましたので、専決処分をいたしたものであります。

次に、専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容といたしましては、個人住民税に関しまして、全てのひとり親家庭に対して公平

な税制を実現するため、令和3年度課税から婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子を有する単身者について同一の所得控除を適用することとし、男性の寡夫に適用されていた所得要件について、女性の寡婦にも同様の所得要件を設けることといたしました。

また、個人住民税の非課税対象に、前年の合計所得金額が135万円以下の扶養する子を有し婚姻をしていない者を追加する改正をいたしましたものであります。

次に、たばこ税に関しましては、令和2年10月1日から、1本当たりの重量が1グラム未満の軽量な葉巻たばこの課税方式について、葉巻たばこ1本を紙巻たばこ1本として換算する方式に改め、急激な負担を避けるため、令和2年10月1日から令和3年9月30日の間は、0.7グラム未満の葉巻たばこについて、紙巻たばこ0.7本とみなして換算する経過措置を講じた上で、段階的に引き上げる改正であります。

また、固定資産税に関しましては、所有者不明土地などに係る固定資産税の課税について、令和2年4月1日以降、登記簿上の所有者が死亡し、相続人による登記がされるまでの間、現に所有している者に対し、固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができることとし、さらに令和3年度分の課税から、調査を尽くしてもなお所有者が明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録し、課税することができることといたしましたものであります。

また、償却資産の課税標準の特例措置について、水力発電5千キロワット以上の再生可能エネルギー発電設備に係る特例基準の見直しに伴い、特例率を12分の7とする見直しを行った上で、適用期限を令和4年3月31日まで延長する改正をいたしましたものであります。

続きまして、専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の税制改正により地方税法及び関係法令等が改正され、3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、国民健康保険税の医療給付費分である基礎課税額に係る課税限度額を63万円に、介護納付金に係る課税限度額を17万円に引き上げる改正をいたしましたものであります。

また、前年の所得額が一定の所得基準以下の世帯につきましては、所得額に応じて均等割額及び平等割額の7割・5割・2割を軽減する負担軽減措置を行っておりますが、軽減判定所得の算定に用いる被保険者の数に乗すべき金額を、5割軽減は28万5千円に、2割軽減は52万円にそれぞれ引き上げ、負担軽減措置の対象世帯を拡大する改正をいたしましたものであります。

次に、専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、3月30日に介護保険法施行令が改正・公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

内容といたしましては、所得に応じ1段階に区分して定めている第1号被保険者の介護保険料のうち、所得の低い方に対する介護保険料の軽減強化を図るため、住民税非課税世帯に該当する第1段階から第3段階の保険料について減額賦課するものであります。

今回の保険料軽減は、昨年10月の消費税率改定による増収分を財源とし、令和元年度から実施しており、今年度はさらに軽減措置を拡充するもので、第1段階の保険料額を1万8,360円に、第2段階の保険料額を3万600円に、第3段階の保険料額を4万2,840円にそれぞれ減額するものであります。

次に、専決第7号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」ご説明申し上げます。

本件は、特別交付税の確定や町民税の最終見込みにより、専決をいたしたものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,289万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を69億9,155万3千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては、個人町民税など町税全体で3,381万4千円、地方交付税1億1,666万円、地方特例交付金1,737万3千円、災害復旧事業債などの町債で2,180万円をそれぞれ増額し、財政調整基金などの基金繰入金8,563万7千円、災害復旧費国庫補助金などの国庫支出金7,535万7千円をそれぞれ減額いたしましたものであります。

歳出の主なものにつきましては、びんぐし湯さん館施設整備等基金への積立金5千万円、工業振興施設等整備基金への積立金6,600万円、公園整備基金への積立金5千万円、文教施設等整備基金への積立金5千万円をそれぞれ増額し、介護保険特別会計への繰出金1,386万8千円、昭和橋、運動公園災害復旧工事などの災害復旧費4,120万6千円をそれぞれ減額したほか、各事業実績等により精算、調整をいたしたものであります。

次に、専決第8号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,540万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億9,396万1千円としたものであります。

歳入の主な内容につきましては、国民健康保険税285万6千円を増額し、県支出金2,976万3千円、基金繰入金1,411万3千円を減額したものであります。

歳出の主な内容につきましては、保険給付費3,275万8千円、保健事業費171万5千円を減額したものであります。

次に、専決第9号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ894万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億7,438万4千円といたしたものであります。

歳入の主な内容につきましては受益者負担金を39万5千円、下水道使用料及び手数料853万8千円を増額いたしましたものであります。

また、歳出の主な内容につきましては、一般管理費18万1千円、施設管理費73万5千円を減額し、公共下水道事業費985万7千円を増額いたしましたものであります。

また、繰越工事において、工事箇所が近接するため交通誘導員の増員配置を行い、地元及び通行者の安全確保を行う必要があり、工事費の増額が見込まれたため、繰越明許費を追加して計上するものであります。

次に、専決第10号「令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,278万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億65万8千円といたしましたものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料233万9千円を増額し、国庫支出金701万3千円、支払基金交付金2,916万8千円、県支出金640万9千円、繰入金3,260万3千円をそれぞれ減額したものであります。

また、歳出の主なものにつきましては、基金積立金1,081万3千円、予備費2,817万7千円を増額し、保険給付費1億372万8千円を減額したものであります。

次に、専決第11号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億2,118万9千円としたものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料48万4千円を増額し、歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金48万3千円を増額したものであります。

次に、専決第12号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営環境が悪化する中小企業を支援するため、対象とする資金やあっせん条件等について、坂城町商工業振興条例の特例に関する条例を定めたものであります。

条例の内容としましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、利子補給の対象となる資金の拡充及びその利子補給率を定めたところであります。

続きまして、専決第13号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症に関する対応としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億3,165万円といたしましたもの

であります。

歳入につきましては、財政調整基金からの繰入金4,165万円を増額し、歳出につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、厳しい経営環境にある中小企業等の資金繰りの支援を目的として特例として設けた経営安定特別資金制度に係る経費として、中小企業振興資金貸付預託金2千万円、保証料補給金1,800万円、利子補給金240万円を増額し、また、感染症対策におけるマスクや消毒剤等に要する経費として、保健衛生一般経費98万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

次に、専決第14号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策により地方税法及び関係法令等が改正され、4月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

主な改正内容は、町税の徴収猶予につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大幅に減少した場合において、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来する全ての町税について、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予ができる特例措置を設けるものであります。

固定資産税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置等により、厳しい経営環境にある中小事業者等の令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間との比較による減少率により、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減する特例措置を設けるものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、生産向上のため新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、取得額300万円以上の償却資産と合わせて取得した事業用家屋と構築物について適用対象に加え、さらに令和4年度までに延長するものであります。

次に、軽自動車税につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものであります。

また、個人住民税につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止措置等による自粛要請等を踏まえてイベント等を中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した場合には、放棄した金額について、寄附金控除の対象とするものであります。

また、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響により、入居期限の令和2年12月31日より入居が遅れた場合でも、一定の適用要件を満たす場合は特例措置の対象とする改正をいたしたものであります。

次に、専決第15号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出自粛等の制限を強いられている状況の中、町民への生活支援等を目的として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億3,

500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億6,665万円といたしましたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金15億2,230万円、財政調整基金からの繰入金1,270万円を増額し、歳出につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業に係る経費として、特別定額給付金給付事業15億310万円、子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,920万円、また、子育て世帯等への町独自支援である子育て応援特別給付事業に係る経費として、子ども応援図書カード購入費430万円、子育て応援給付金等700万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしましたものであります。

専決第16号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、国民健康保険の被保険者のうち、給与等の支払いを受けている方について、新型コロナウイルス感染症に感染もしくは感染の疑いがあり、療養のため労務に服することができない場合に傷病手当金を支給するため、本条例の一部を改正したものであります。

改正内容といたしましては、支給対象者のほか、支給期間、支給額等について定めたもので、支給期間は、連続して4日以上仕事を休んだときに、4日目から最長1年6か月までとし、1日当たりの支給額は、直近3か月の給与収入から算出した日額の3分の2に相当する額を支給するものであります。

また、休業中であっても、事業主より給与の全部または一部の支給がある期間は、傷病手当金は減額調整をいたします。

なお、本件につきましては、手当の支給開始日が令和2年1月1日から本年9月30日の間である場合に適用されます。

次に、専決第17号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、長野県後期高齢者医療広域連合において、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いにより労務に就くことができなかった場合に、傷病手当金を支給する関係条例等が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正したものであります。

内容としましては、町において行う事務に傷病手当金支給の申請書の受付について追記をしたものであります。

次に、専決第18号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,029万8千円としたものであります。

歳出の内容としましては、国民健康保険の被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染するなどして、療養のため労務に服することができない場合に、傷病手当金を支給する経費とし

て100万円の増額をしたもので、歳入につきましては、全額、県の特別交付金で措置されることから、県支出金を同額計上したものであります。

次に、専決第19号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、地域経済活動や住民生活支援を行うため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,088万円を追加し、歳入歳出予算の総額を80億4,753万円といたしたものであります。

歳入につきましては、国庫支出金6,646万円9千円、財政調整基金からの繰入金1,441万円1千円を増額し、歳出につきましては、地域経済活動への支援として、農業対策資金利子助成金200万円、県との協調事業で実施する休業に係る企業等の特別支援事業負担金400万円、新サービス創出応援補助金600万円、小規模事業者等持続化支援金5千万円、町内経済活性化のための消費喚起施策として、消費回復応援事業業務委託料500万円、学生や児童生徒の就学等への支援として、奨学金、就学援助費等408万円、また、感染拡大防止のための地域等への防疫用品配付及び避難所等での感染拡大防止のための整備、学校等のオンライン環境整備として、保健衛生一般経費98万8千円、環境衛生一般経費102万8千円、消防施設一般経費196万8千円、防災行政無線管理事業140万円などを増額したもので、急を要することから専決といたしたものであります。

以上、専決処分事項についてご報告いたしました。

続きまして、議案第25号「坂城町教育委員会教育長の任命について」ご説明申し上げます。

本件につきましては、6月30日をもって清水守教育長の任期が満了となりますが、引き続き、見識が高く経験豊富で、地域の信望も厚い同氏を坂城町教育委員会教育長として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

なお、任期は、令和2年7月1日から3年間であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時19分～再開 午前11時29分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎日程第5「報告第1号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第1号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第2号「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第3号「和解及び損害賠償額の決定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第4号「坂城町税条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第5号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第6号「坂城町介護保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第7号「令和元年度坂城町一般会計補正予算（第12号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第8号「令和元年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第9号「令和元年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第10号「令和元年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第11号「令和元年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第12号「新型コロナウイルス感染症に係る坂城町商工業振興条例の特例に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第13号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第14号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第15号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第16号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

14番（大森君） お尋ねします。

これは、給与等を受けている従業員の方ということであると思うんですが、まず、雇用している事業主の扱いはどういう扱いになるのか。それから、給与所得がないが、家族従業員と一緒にやっているというこの家族に対しての扱い、この2点についてどのような対応をされるのかお尋ねします。

福祉健康課長（伊達君） 国民健康保険条例の一部を改正する条例についてのご質問でございます。

事業主というお話でございましたけれども、基本的にここで規定する傷病手当金については、給与等の支払いを受けている方、いわゆる被用者という立場の方について適用するということになってございますので、事業主の方については適用にならないということでございます。

それと、家族でありますけれども、家族が従業員として、いわゆる雇用主である事業主から給与形態での支払いを受けているということが証明できて、その減収が証明できれば、この制度の対象になるということで制度のほうは設計をしております。

14番（大森君） これは、個人事業主の場合、特にコロナ関係の影響で入院されるということになれば即廃業という形になる可能性が強いわけですよね。こういう方々に対する補償もきちっと考えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。その点について、再度検討していただきたいということと、もう一つ、事業主の家族が従事しているという点についても、白色申告の場合はそれが不要ないわけですよね。そういう点については対応されないという、だから青色申告じゃなきゃいけないということになるということでしょうか。

福祉健康課長（伊達君） 家族の関係でありますけれども、国からのQアンドAが出ておりまして、基本的には所得税法第28条第1項に規定する給与等の青色事業専従者ということで、その支払

いを受けている方については含まれるというふうに解釈をされております。

14番（大森君） コロナウイルスの影響で、全ての国民を見放さないと、こういうことを何度も何度も総理は言っていたわけです。こういう状況の中で、どうして白色申告の方は対応にならないのか、私は非常に不満であります。この点について、国に抗議を申し入れてもらいたいというふうに思います。

以上です。

議長（西沢さん） 要望でよろしいですか。答弁求めますか。（「町長の答弁」の声あり）

町長（山村君） ご案内のとおり国からは矢継ぎ早に、次々と施策出ておりますので、今担当課長説明申し上げましたとおり、現状でそうなっているということでもあります。全体的な救援策という意味では、これからもいろいろ検討しなきゃいけないと思っております。ただ、具体的にこの件について、今ここで何をしますというのはちょっと言いにくいかなというふうに思っております。検討するということだと思います。

以上です。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手多数により）承認」

専決第17号「坂城町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第18号「令和2年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第19号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

◎日程第6「議案第25号 坂城町教育委員会教育長の任命について」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時44分～再開 午前11時45分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（西沢さん） ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午前11時46分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

ここで、清水守君から発言を求められておりますので、許可いたします。

教育長（清水君） 私のために貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

ただいま皆様のご同意をいただき、引き続き教育長の職を務めさせていただくことになりました。1年間この職を務め、責務の重さを改めて痛感しつつ、身の引き締まる思いでございます。

さて、新型コロナウイルスによる緊急事態宣言が解除され、学校はどうか再開されましたが、長い休校による子ども達の学習の遅れや心身の健康状態、教育活動の大幅な変更、新しい学校生活への適応など、教育現場には様々な課題が山積しております。

また、今後の新型コロナウイルス感染症の発生拡大の懸念を抱え、保育園や児童館、生涯学習も含めた教育活動の不透明な先行きに不安を感じておりますが、事務局や学校、関係機関の皆様のお力添えをいただきながら、精いっぱい立ち向かっていく所存でございます。どうぞ、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任に当たってのご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（西沢さん） 次に、日程第7「議案第26号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」から日程第9「議案第28号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」までの3件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第26号から28号までご説明申し上げます。

まず、議案第26号「坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律、通称デジタル手続法の一部改正により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、番号利用法ですが、これの一部が改正されたことに伴い、本条例について所要の改正をするものであります。

内容といたしますと、5月25日に個人番号の通知カードが廃止されたことに伴い、カードの再交付に要する費用としての手数料徴収が不要となったことから、この再交付手数料を削除するものであります。

次に、議案第27号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第4号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,375万4千円を増額し、歳入歳出

予算の総額を81億9,128万4千円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、社会資本整備総合交付金等の国庫支出金1,528万8千円、多面的機能支払交付金等の県支出金781万1千円、町道A01号線道路改良事業及び橋梁修繕事業等に係る町債8,480万円、財政調整基金等からの繰入金3,188万2千円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳出の主な内容につきましては、農地の多面的機能の維持・増進を図る団体への支払交付金440万8千円、元気づくり支援金を活用した町道及び林道整備事業に係る原材料費等479万9千円、B. Iプラザさかき屋根改修工事費200万円、A01号線道路改良事業に係る工事費等3,550万円、昭和橋、鼠橋等橋梁修繕事業に係る工事費等7,400万円、大規模盛土造成地調査に係る委託費577万円、コミュニティ助成金を活用した分館等施設の備品購入費238万2千円、旧格致学校校舎改修工事250万円をそれぞれ増額するものであります。

議案第28号「令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本件の主なものは、坂城インター先線の延伸工事に伴い、公共下水道管路施設の移設工事に係る歳出予算の組替えを行うものであります。

組替えの内容は、当初、坂城インター先線の公共下水道管路施設の移設工事を町の発注工事による施工としておりましたが、しなの鉄道との協議の中で、移設工事現場がしなの鉄道の県から受託している跨線橋工事と重なり、鉄道施設への影響が生じてしまうことから、工事委託として工事請負費から管渠工事委託料への組替えを行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、明日2日から6月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月8日午前9時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午前11時55分）

6月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------------|------------|
| (1) これからの教育のあり方についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (2) 町の新型コロナウイルス感染症の対策についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 新型コロナウイルス禍を乗り越えるためにほか | 滝 沢 幸 映 議員 |
| (4) 新型コロナウイルスについてほか | 中 嶋 登 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から10日までの3日間、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ここで福祉健康課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

福祉健康課長（伊達君） おはようございます。

大変貴重なお時間をいただき申し訳ございません。

去る6月1日令和2年6月定例会初日の本会議におきましてご報告をいたしました専決処分事項のうち、「専決第16号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例」に関する質疑におきまして、大森議員さんから国民健康保険の傷病手当金について、「個人事業主の家族が従事している場合白色申告は対応されず、青色申告でなければいけないか」とのご質問に対し、私から「青色事業専従者ということで給与の支払いを受けている方については含まれると解釈されている」とのお答えをしましたが、確認いたしましたところ白色事業専従者も含まれるとのことでございます。確認不足で大変申し訳ありません。お詫びを申し上げますとともに、「白色事業専従者も含まれる」ことを答弁に加えていただきたく、訂正のお願いを申し上げます。

議長（西沢さん） お諮りいたします。

ただいまの説明のとおり答弁を訂正することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） 異議なしと認め、ただいまの説明のとおり訂正することに決定いたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 質問者はお手元に配付したとおり、10名であります。質問時間は答弁を含め

て1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に7番 栗田 隆君の質問を許します。

7番（栗田君） このコロナウイルスのことで、学校のほうが2か月以上の休校になりました。それで皆さんも、住んでいる地域によって違うとは思いますが、少なくともこの長野県のここで住んでいて、その2か月間ずっと休校ということもありますし、それから皆さんの中にあるいろいろな国の対策、町の対策、それに対しての強い、私は違和感を感じているわけですが、皆さんのほうは、いやこれでいい当然である、というふうに考えるかもしれませんし、それは人それぞれのご意見があると思います。ただ私のほうの違和感のほうをちょっと説明させていただいて、それから町の休校、それからこれからの学校教育の在り方についての具体的な質問に移りたいと思います。

まず私が一番最初に非常に違和感を持っているのは、その8割活動を制限せよという要請が国のほうからあって、その8割なんかできっこないじゃないかみたいな話もあったんですけど、8割活動を削減するということは、要するに自分の活動は普段の20%にしろということになるわけです。5分の1に減らせと、活動がです。だけどこれ難しいことをいうまでもなく、自分だけがそれをやるわけじゃなくて相手もそれをやるわけで、そうすると20%で相手もいることですから、その2乗になるわけで、そうすると0.2掛ける0.2の0.04、つまり4%の活動ということになるわけですね。そうするとこの役場で考えると25分の1ですから、1か月に1日会社やればいいと。あとはテレワークだなんだという形でやるということになります。学校のほうも1か月に1日だけやればいいという、そういう理屈になるわけです。だけど、そこのところちょっともうちょっと真面目に考えると、6割削減した場合4割の活動が許されるとすると、0.4の2乗ということになりますから、16%の活動に抑えられるわけで、そうするというと8割削減というのはどういうつもりで政府が言ったか分かりませんが、実は8割6分、まあ8割4分ですか、16%の活動に抑えられるということになります。0.4掛ける0.4で0.16と。そうなるというとは6割で十分に達成できたはずなわけです。まあ国のほうがどういうつもりで8割というようなことを言い出したのか分かりませんが、そうするというと学校の休校だけを取り上げてみても、6割から5割、つまり2日に1回は学校やっても国の基準はちゃんとクリアできているんじゃないかという計算になるわけです。そこところが、まるっきり2か月以上休んじやった、特にちょっとおかしいんじゃないかと思ったのは5月の連休の後も引き続き5月いっぱいになったという。その辺は、行政のほうもそれから教育委員会のほうも、国からそう言われているのにやって、もし感染者でも出たらどうするんだと、大問題になるんじゃないかということでやられたんだと思うんですけども、やはりそこところ計算上2日に1回は

授業やってもおかしくなかった、だから低学年、小学校で言えば、低学年月・水・金、高学年火・木・土というようなものも考えられたんじゃないかと。こういうことについては、今後第2波、第3波、あるいは来年必ずこういうものが発生した場合、また第2波、第3波というのは必ず来るわけで、2003年に出たSARSですけども、あれだけは1回だけで終わっちゃいました。だけど、普通のインフルエンザとかかなり強力な、強い、皆さんでいえば風邪ですから、その強い風邪の菌がここ1回でもう終わっちゃうということはあり得ませんので、次回から第2波が来たときには今言ったような計算もしっかりちょっと考慮に入れてもらいたいと。

それと次に、非常に違和感があったのは、いわゆる実効再生産数という値です。実効再生産数というのは、1人が何人にうつすかということが問題になるわけです。で、1人が2人にうつしていけば指数関数的に感染は広がるということですけども、国会で専門家委員の座長さん、副座長さんが感染者数なんて分らんと、出てきた感染者数の10倍か20倍かいるかそんなことは分かるわけないでしょってなことを国会の場で言ったわけです。そうするというと、そのいわゆる実効再生産数という、これ計算式がちゃんとあって、微分方程式で出てくるわけですけども、それというのはしっかりとした感染者数というのが分からなければ、この微分方程式は立てようがないわけです。しかも、初期条件とか、いろいろな要素が加味されますし、特に日本の場合なんかだと西洋とは違って、会ったら必ず抱き合っただけで別れるとかそんなことは一切日本人というのはいないし、一番大きいのは靴をちゃんと脱いで家に上がるとか、そういうことをこの微分方程式の中に取り入れているのかいないのかということも全く分からないまんま、2.5人、1人が2.5人にうつすだ、1.7だ、それをどこまで減らせだ、それで最後には感染者数そんなものは分かりません。一体何言っているのっていう感じですよ。だからその辺も、もうちょっと何ていうんですか、そんなに難しい計算式で出るわけではないんで、第2波が来たような場合には、そこももうちょっと考慮していかないと、また今回のように非常に教育の機会が2か月も失われるということは、小学校1年生とか中学1年生になった子なんか2か月遅れちゃうということは、もう大変訳分からなくなるわけですよ。それがマイナス面ではあるわけですけど、そこから私のほうで具体的に一体この2か月間で、非常に学校教育のほうが遅れたということ、それに対してどのような認識を持っておられるか、それからそれに対してどういう対策をするのか、そういうことをまず一番最初に（イ）でお聞きしたい。

次に（ロ）として、学校に行けなかったからといって勉強が全然しなかったわけじゃなくて、中学なり小学校なり非常に先生方のご努力があって、いわゆるリモート教育というようなことでICTを使うとか、そういう学校に来なくてもできる部分というものもあるということで、そのICTの教育それについてはハード面からまず考えますと、これを全面的にやるということになるとどうもインターネット環境が整ってない子どもが、大体家庭が2割くらいあると。それだったら町のほうでそういうものに予算をつけて、各家庭の小・中学生、高校生まで含めてもいいのか

もしれないんですが、小・中で家庭のインターネット環境をきちっと整えていったらどうかと。そうすると、ソフト面でもそれを使ってやるということになると、今までの学校教育は大きく変わっていくというふうに思います。それについて、結局はA Iなんかをどんどん導入していく上での基礎体力といいますか、大事なものとしては、非常に分析的な能力とかそれからそれを論理的に組み立てるとか、まさにプログラミングというのはそういうことですよ。その辺の教育の在り方、どのように考えておられるか、それを（ロ）にします。

そして（ハ）として、これはOECDの中のPISAという調査がありまして、日本の場合は算数・数学非常に高得点を取っているんですけど、読解力という面では世界で15位と、参加国中ですけども、かなり低い点数になっている。これについて、読解力の不足をどのように捉え、どのような対策を考えておられるか、それをお伺いしたい。それから最後に、英語教育の現状ということなんですけれども、私が考えますのは英語教育があまりにもおしゃべりできるよというようなタイプのことに傾き過ぎていて、非常に人材が、英語ができないからこの大学は行けないとかそういうような、理数系では拔群なんだけれど、そういうある意味、英語自体が障害になっていないかと、というのが私の一般的な考え方なんで、もう少し中学では、文法重視の読むということと書くということの、それこそプログラミングというのは、プログラムですから文法が問題なわけで、その辺をもっと重視してはいかかということを含めて、英語教育の現状についてお伺いしたい。

これがまず、最初の私の一般質問であります。

町長（山村君） ただいま、栗田議員さんから、1としてこれからの教育の在り方ということで、イロハニと多岐にわたりましてご質問ありましたので、私からは、（ロ）のICT教育のハード面とソフト面をどのように整えていくかという面に関しましてお答え申し上げまして、その他は教育長から答弁していただくというふうにいたします。

特に、今お話しありましたように、ICT教育というのが非常に重要であるというのが、今回のコロナの災害の中で非常に新たに浮き彫りになったというふうに思っております。

私も十数年前のことですけども、ある企業あるいはある大学で専門的に取り組んでいたのが、このICT教育の中のeラーニング並びに質の保証と、教育の質の保証という面がありますので、その点も踏まえまして今いろいろと取り組んでいるわけでありまして。

今、お話ありましたけども町内の小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、前年度の3月に続き4月10日から5月24日まで、2回の延長を含めた臨時休業をしたところであります。

その間、学校では教科書やプリントを中心に課題を出したり、学習に役立つWeb情報等の提供を行うなど、子ども達が家庭で自習し、やり終えた課題を学校に提出し、必要に応じて相談する機会などを設けてまいりました。

また、3月の臨時休業中から、児童生徒には文部科学省や県の教育委員会によるWeb情報の提供を行ってまいりましたが、家庭においてインターネット環境の整っていないことなどにより学習ができない児童生徒にも対応する手立てがないかということで、情報の担当部署も交えまして検討してきたところであります。

そうした中で、学校から全家庭向けに配信しているすぐメールにより、家庭におけるインターネット環境の実態を把握するため、アンケート調査を行いました。調査結果としましては、小学校では約4分の1、中学校では約5分の1のご家庭が、インターネット環境を利用した学習が不可能かまたは不明であるとの回答でありました。このため、急遽小中学校の体育館にWi-Fi用のルーターを設置するとともに、社会的なテレワークの導入の増加などにより入手困難となっているパソコンにつきましても、校務用パソコンを活用することで約40台を確保したところであります。

これにより家庭において、パソコンやタブレットの利用が困難な場合でも学校の体育館で利用できるインターネット環境を整備してきたところであります。これにより、一番利用の多かった坂城小学校では、1日平均60人の子ども達がインターネットを活用した学習を行うことができました。

また、坂城中学校では3年生を対象に教科担任ごとにチームによるオンライン授業を実施し、子ども達の授業への参加の確認や進捗の確認、双方向による学習などが可能となったところであります。

これにより、今後学校が長期にわたり休業をせざるを得なくなった場合にも動画教材やオンライン学習を通じて、同じ授業を全員に受ける機会を与えられるという点や、個の進度に応じた学習、インターネット上に公開されている個別学習支援システムをはじめ、自分の興味に合わせ無料で専門的な内容の講座を受講できる新たな学習環境であるMOOCs (Massive Open Online Courses)、これは10数年前MITですとかスタンフォード大学で始まっておりますけども、大規模な公開オンライン講座なども利用できるという点では大変有効であると考えております。

また現在、文部科学省が示しているGIGAスクール構想におきましては、多様な子ども達を誰一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを実現するとしており、1人1台のPC、タブレット端末を整備し、クラウドによる学習用ツールやオンライン教育などを活用した学校での学習はもとより、家庭においてもこれらの学習ができるよう目指しているところであります。町では、このGIGAスクール構想に基づきまして、各家庭でも学習用として活用できるようにするためのシステムと端末、そしてオンライン学習を可能とするために必要な大容量に対応した校内ネットワークを整備するとともに、これらを利用する各家庭において、インターネット環境の整っていない場合にも対応できる貸出し用のモバイルルーターなどを含めたハード整備を計画

的に進めていきたいというように考えております。

教育長（清水君） まず、（イ）休業による学校教育の遅れに対する認識と対策は、についてお答えします。

新年度に入ってからの子童生徒の学習につきましては、5月25日に学校が再開できるまでの約2か月間、途中分散登校等で登校する機会もありましたが、基本的には家庭での学習が続きました。この間の学習は当然のことながら担任の目の届かないところでの学習であり、家庭でも家の人が付きっきりというわけではございませんので、取り組みには個人差があり学習内容を理解し、課題をほとんど済ませたお子さんといえば、プリント学習を行わずにため込んでしまったお子さんもいたといった状況でございました。

そのような状況であることから、教育委員会では臨時休業中の子ども一人一人の学習定着状況を踏まえ、4月5月の内容を要点的にもう一度復習し、遅れた分を取り戻せるよう、校長会での検討を経て、夏休みを2週間ほど短縮し、授業時間を確保するといった対策をとる予定でございます。

続きまして、（ロ）ICT教育のハード面とソフト面をどのように整えていくかについてでございますが、全般的な面についての考え方は先ほど町長から答弁いたしました。ハード面での整備が進んだのち、ソフト面といたしましては、ICT教育の前提としてパソコンを扱う上でアルファベットや濁音、半濁音、促音などの文字入力に係る知識技能も必要となりますが、情報手段を適切に利用して情報を収集したり、情報を整理・比較したり、情報を相手に分かりやすく発信したりする力、様々な情報を読み解き、問題を発見したり、自分の考えを持ったりする力、数量処理、論理的な思考などが大事になってくると考えております。

これらは、ご指摘の基礎体力、「読み・書き・そろばん」に当たるものと捉えておりますが、この体力をつけるには、豊かな体験により想像力、コミュニケーション力、共感といった人としての感性を子どものうちに身につけさせることがまず大切かと思っております。インターネットにつながる上で、今様々なトラブルが起きています。相手を傷つけないようにし、自分も巻き込まれないようにするためにもこのような感性を育てていきたいと考えております。

次に、（ハ）読解力不足への対策は、についてでございますが、OECD（経済協力開発機構）のPIISA（学習到達度調査）は、義務教育終了段階の15歳児を対象に2000年から3年ごとに、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの3分野で実施されております。2018年の調査は、読解力が中心分野となっており、ご指摘のとおり、日本は79参加国・地域のうち15位という結果でした。この結果について、国立教育政策研究所におきましては、「読解力の問題で、日本の生徒の正答率が比較的良かった問題には、テキストから情報を探し出す問題やテキストの質と信憑性を評価する問題などがあった」「読解力の自由記述形式の問題において、自分の考えを他者に伝えるように根拠を示して説明することに引き続き課題がある」な

どと分析しております。

私たちは読解力と聞きますと、国語の文章を読んで、意味を理解し解釈すると思いがちですが、国際的には自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ社会に参加するために、テキストを理解し、利用し、評価し、熟考し、これに取り組むことが読解力の定義となっております。

2018年の調査においては、ある大学教授のブログから情報を探し出し、冷静な目で考えながら読み進め、コンピュータで回答するというものでした。したがって、国語の文章の読み取りだけでなく写真や図、表も含めそれは本文のどこに関連しているのか、確かなものであるかなどを捉えたり求められていることにどう答えることがふさわしいかなど考える力も必要で、今後につきましては、いわゆる情報活用能力も育てていくことも課題となっていくと考えております。

続きまして、(二) 英語教育の現状は、についてお答えします。

中学生の新学習指導要領の実施は来年度2021年度からですが、授業では英語4技能のうち、聞く、話すのウエイトが従来よりも上がることとなっております。しかし、そのことによって文法が軽視されたわけではなく、語彙数は1,200語から1,600ないし1,800語に増え、文法は現在完了進行形、原形不定詞、仮定法、直接目的語に節を取る第4文型といったものが追加され、授業内容がより高度化されたと言えます。

中学英語教育における聞く、話すのウエイトが従来よりも上がり、さらに文法についても新たに加わるといったように、英語教育の必要性は高まっているものとして捉え、小学校における英語教育、英語学習の充実のための外国語指導講師の配置、英語教育コーディネーターの活用等、町といたしましては今後も引き続き重点事業として取り組んでまいりたいと考えております。

7番(栗田君) いろいろとお聞きしましたけれども、ICTという、いわゆる自宅にインターネット環境があるかないかというのは、これはこういうコロナということで2か月間学校がなかったときに、かなりの生徒間の格差を生み出すものというふうには考えられますし、それから、これからはICT教育というのをこの際、学校外での教育をしていくという、ある意味、非常に大きなチャンスだと思うわけです。今までは学校で一人の先生が何十人かの生徒を相手に全員一斉教育、とにかく同じ作業をやらせてできる子、できない子、できないと、もう学校行くのが嫌になっちゃったりとか、そういういじめだとか、ひきこもりだとか不登校とか、そういう問題がとにかく教室の中で一斉授業ということで、生まれてきたんじゃないか、というのが私の基本的な考え方ですので、ここで学校教育というものをもう一度しっかり見直して、ICTとかいわゆるAIを活用した教育にかじを切ってはどうかということだったわけです。

それと先ほど、OECDのPISAの調査があったわけですが、もう一つ、数学と科学の調査というのが、TIMSSという厄介なあれなんですけど、それもあって、こっちはほうは2015年で43か国中、日本の中学2年生の数学の成績はトップ5番までに入るという非常に高い成績なんですけれども。ところが同じ調査の中で、あなたは数学あるいは算数好きですかと

聞いたら、これがまた最低ランクの9%が好きと答えた。これは本当に最低ランクなんです。一体じゃあ学校ではどういうふうになっているの、という話になると、多分これは推測ですから、あまり重要に考えていただかなくていいんですけども、どうもみんなで作業をやる授業になっちゃっているんじゃないか。国語にしろ、数学にしろ、算数にしろですね。で、100ます計算だ何だっってそういうものだけやらせて、ちっとも好きじゃないけど、技能はトップクラスと。このほうが私よっぽどこれからの未来をしょって立つ子ども達にとっては大問題だと思うわけです。算数は嫌い、科学も嫌い。それで、一斉教育で何とか作業だけはこなせるという子どもを作っていくということが本当にいいことなんだろうかというのは、今後の課題として考えてみたいというふうに思っています。

それから、先ほどの英語の話も出ましたけれど、ここでちょっと基本的に、英語というものが、非常に特にこれは理数系の子どもなんですけど、非常に理数系の才能を持っていながら、その英語のしゃべるとか、聞くとかということ、これものすごい時間がかかるし、成果が上がらないんです。しかも、1クラス30人とかというクラスで、しゃべるというトレーニングしたり、聞くというトレーニングするというのはものすごく、はっきり言って、ほぼ不可能なんです。日本人というのは昔から、中国語でもそうですけど、中国語しゃべろうなんて思った昔の人はいないわけで、昔の遣唐使から遣隋使の時代から、彼らの筆談、漢字を書いて筆談でやっていて、しかもその漢文を、読み下し文なんてすごい手を使って全くしゃべらなくていい、聞かなくてもいい、それでもしっかり、そこにあるエッセンスだけはいただくと。こういうのは日本人の得意とするところですね、そのおしゃべりする、それから相手の言っていることを聞き取るというような能力というのは、非常に獲得するのが難しい能力ですから、そこに力を注ぎ過ぎて、理数系の非常に得意な生徒を取りこぼしてしまうというようなことがないようにお願いしたいと思います。

それで、先ほどインターネットの環境を整えるということで、インターネットのルーターを貸し出すとか、そういうことをお聞きしましたけれど、それについてはまだはっきりとしたタイムテーブルというか、いつからいつ頃までにはそういうものを整えるというような話は、ここで聞いてもよろしいでしょうか、いいですか。

じゃあ、お願いします。

教育文化課長（堀内君） GIGAスクール構想につきましてのタイムスケジュールについてということで、ご質問いただきました。

国のほうで進めておりますGIGAスクール構想、これに基づいた補助申請の準備手続を今進めているところがございます。近いうちに補助申請と併せまして、補正予算のほうの上程をさせていただけたらと考えております。その後、年度内にGIGAスクール構想としましては整備するよというということでありますので、年度内を目標に、それぞれの端末ですとか、モバイルルーター、そういった設備を整えていきたいと考えております。

7番(栗田君) それでは、第2番目の問題に移らせていただきます。

これは、今まで1年間ずっと、プラスチックの容器包装の分別収集について、いろいろここで私のほうからも持ち出してご答弁いただいたわけですが、まず今回は、その容器包装の分別収集、それ自体はそんなに意味があるのかどうか分からない、ということで、やめてはどうかということが(イ)で、それから、(ロ)としては、分別収集はしょうがない、やると。やるならやるでもいいけれども、町のほうからの立ち合いを要請するというのは、これはやめて、各自治区のほうでやるならやる、やらないならやらない。町の、行政のほうからの立ち合いの要請というのはやめてはどうかと。

それについては、今(イ)と(ロ)で言ったわけですがけれども、今までいろいろと1年にわたって、このリサイクルという問題について取り上げてきたわけですが、私のほうの今言っている分別収集をやめる、あるいは、立ち合いは要請しない。その理由として、まず1番目には、この1年で随分はっきりしたと思うんですけど、リサイクルと呼ばれるもののやり方として3つあるわけです。化学的にプラスチックを分子レベルまで解体して、そして新たなものを作り上げるというタイプ。それから、そのまま、いわばそっくりその材料として使う。あと、もう1つは燃やして、そこから出る熱を利用する、あるいは、あの製鉄所なんかでコークスの代わりにするというようなタイプの3タイプあるわけですが、私はその3タイプの中の一つとして、燃やしてそれを燃料として電気、発電をしたらどうかと。それがリサイクルと言うならリサイクルと言ってもよし、言わなくてもよしで。とにかく、そのプラスチックを利用して発電をする、そのために焼却と。そうすれば、あちこち持ち歩いて、中国に売り渡したのなんだかんだでやってるうちにみんな海に流れちゃったなんていう、こういうタイプの問題はなくなると思うわけです。

それから、2番目として、今まで何度かお聞きしてきたわけですが、そのリサイクルということをやることについてどのぐらいのお金が、税金が使われているのか、これがどうもはっきりしない。

それから3番目としては、前回、前々回もそうでしたけれども、普通の可燃ごみ4千トンに対して容器包装でみんなが立ち合いをして集めている分が80トン、2%にすぎないと。そして、前回の話では、その2%にすぎないものが65%はちゃんとリサイクルしていますよという話になったわけです。そうすると計算上、1.2とか1.3%だけが、全可燃ごみの中で、それをみんなが朝早く立ち合いをして、それでリサイクルに回っているということですので、それはあまりにも少な過ぎるんじゃないのかと。そのために住民の皆さんがやる立ち合いとか、朝、出て行って、サラリーマンの方だったら、電車の時間もある。私がそうでしたけれども。のに、とにかくそれやらなくちゃいけないということで、まあ、一緒にやっている人に迷惑かけたり、もうそれはやめたらいいんじゃないかというのが、私の今(イ)と(ロ)で質問する趣旨であります。

住民環境課長(関君) プラスチック容器包装の分別収集について、(イ)から通告いただきまし

た内容につきまして再度、順次ご答弁させていただきたいと思ひます。

当町を含む全国の自治体から排出されるプラスチック製容器包装を引き取っている日本容器包装リサイクル協会によりますと、ご質問いただきましたように、平成30年度実績では、回収されたプラスチック容器包装のうち、約65%が廃プラスチックを再生樹脂やパレットなどとして製品に再生利用している材料リサイクル、それからまた、廃プラスチックを化学的に分解するなどして、代替燃料としてコークス炉の化学原料、また、合成ガスに再生するケミカルリサイクルとしての再商品化しているところでございます。

ご質問では、焼却処理されているものがケミカルリサイクルに算入されているということでございますけれども、ケミカルリサイクルに分類されるものにつきましては、ごみとしてそのまま焼却されるものは含んでおらず、あくまでも容器包装リサイクルとしての成果であり、再商品化されたものの実績でございます。

また、プラスチック製容器包装のリサイクルに係る経費が不明であるというご質問でございますけれども、町が業者に委託して行っている資源物収集につきましては収集のコストや分別して排出される町民の皆さんの手間も考慮する中で、プラスチック製容器包装と紙類などを資源物と一括して行っております。また、葛尾組合では、プラスチック製容器包装と紙類などの資源物の処理経費を合算して算出しておりますので、経費として明確に分けることが困難であるということから、プラスチック製容器包装のみに係る経費、そういったものも現在個別に算出することができないというものでございます。

次に、町の可燃ごみの年間重量に対するプラスチック製容器包装の分別収集の重量が約2%であり、リサイクル率が約65%であれば、重さにして可燃ごみの1.2ないし1.3%にすぎないことから、分別収集はやめるべきではないかといったご質問でございますが、プラスチックにつきましては、その特性から、容量の割に重量がございません。そのために、可燃ごみに対して重量のみの対比によってリサイクル率を出すのは非常に困難であると考えております。プラスチック製容器包装の分別収集は、平成7年に始まりまして、国の施策として推進されてきたところでありまして、我が国の経済は大量生産・大量消費によりめざましい発展を遂げた一方で、廃棄物の排出量が膨大なものになって廃棄物を埋め立てる最終処分場、こういったものが不足するなど、廃棄物の大量排出が深刻な社会問題となる中で、一般廃棄物の全体の中で容量の約60%を占めると言われている容器包装廃棄物等の処理が、緊急の課題となったところでございます。

この課題に対して、廃棄物の発生を抑制・減量化するとともに、資源を循環的に活用し、廃棄物を適正に処理することが、良好な環境を維持し経済の持続的な発展にとっても重要であるという認識となり、平成7年に容器リサイクル法が制定されたところであります。従来は市町村が全面的に処理責任を担っていた容器包装廃棄物の処理なんですけれども、消費者が分別して排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化するという、3者の役割を明確にして、3者が一体となって

容器包装廃棄物の削減に取り組むということが義務づけられております。当町におきましても、町民の皆さんのご理解、ご協力のもと、これまで分別収集を推進してまいったところでございます。

また、2015年9月の国連サミットにおいて2030年を年限とする17の国際目標であるSDGs、持続可能な開発目標が採択されまして、その目標の一つである持続可能な生産・消費において、天然資源の持続可能な管理と効率的な利用、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、再利用による廃棄物の大幅削減などが示されているところでありまして、将来を見据えて我々一人一人がステークホルダー、利害関係者として取り組んでいかなければならないと考えているところでございます。

国において、昨年5月に策定したプラスチック資源循環戦略を踏まえて、来月7月1日より、全国一律でプラスチック製の買物袋の有料化が実施されるところであります。国民一人が1日1枚、プラスチック製の買物袋を消費していると言われておりまして、全国一律でプラスチック製買物袋の有料化が実施されることで、過剰な使用の抑制が期待されているところでございます。

このように、プラスチック類をはじめとする資源物の使用量の削減やリサイクル、そして適切な分別は、全世界的な流れとなっておりますので、可燃ごみとして焼却するのではなく、引き続き適正な分別を進めることが大原則となっております。

続きまして（ロ）の町行政から分別収集の立会い要請はやめるべきではないかというご質問でございます。

市町村が行う分別収集に当たりましては、容器包装リサイクル法によりまして、汚れの付着や異物の混入がないように適切に収集することが求められております。当町から、日本容器包装リサイクル協会の指定業者に排出されたプラスチック製容器包装、ペットボトルに関しましては、品質調査による評価ランクが引き続き最上級のAランクとされておりまして、これは町民の皆さんの分別収集に対する理解、ご協力があったことと、感謝申し上げる次第でございます。

分別収集の立会い当番につきましては、異物や汚れたものの混入を減らして、廃プラスチックの適正な分別を行うために、必要不可欠ということで現在も進めているところでございます。当番の開始だとか終了時間だとかにつきましては、各地区の実情に合わせていただいても結構ですし、実際に時間を短縮したところもあります。引き続き、ご協力をお願いしたいと存じます。

町といたしましては、今後も、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の発生防止・削減・再生利用、資源の再利用、そういったものを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

7番（栗田君） 今まで1年間、このごみ処理の問題の中でも、特に容器包装のリサイクルという問題について、私がいろいろなところから質問してきたわけですが、1年やってやっぱり駄目かというそんな感じではあるんですけど、燃やすとか、あるいは、そういうことに非常に抵抗がある方がおられるようですけど、非常にもとのもとから言えば、日本というのは燃やす

文化、ヨーロッパは埋める文化ですよ。死体を見ればお分かりのとおりですね、日本人は昔から死体はだびに付すという形で、非常にある意味湿潤な気候なもんですから、埋立てたりほっといたりすると腐っちゃうわけですね。720年、700年くらいでしたか、日本史の中でも、推古天皇か何かが一番最初にだびに付された天皇陛下ということになっていますけど、日本の文化って、そういう燃やす文化ですから、その技術はものすごく高いものになっているわけです。そういう、燃やすことによる発電というような能力も、日本は本当に非常に高いものがあります。

だから、あんまりプラスチックを目の敵にしないで、しっかり燃やしていけば、いい電気も得られ——いい電気って、悪い電気があるわけじゃないですけどね——しっかり発電もできるんじゃないかと。もちろん、レジ袋の有料化なんてとんでもない話だと思いますけども、やっちゃうんだからしょうがないですよ、本当に。

それについてはまたこっちもいろいろと勉強してまいりたいと思います。

最後になりますけれども、去年の6月、ちょうど1年前に、高齢運転者のための安全運転の補助制度というようなものができまして、それで今、どういう状態になっているか今の現状と、それから、これからの見通し、もっと優れものが出てきたらすぐ補助するというようなこともやるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

住民環境課長（関君） 高齢運転者のための安全運転補助制度の町の対策の現状について、お答えします。

交通事故による死亡事故件数は、長野県下で見ますと近年減少傾向でありますものの、交通事故の内容を見ますと、長野県下及び千曲警察署管内において、高齢者が関わる交通事故が依然として高い割合となっております。

また、昨年来、悲惨な重大事故が多発したこともあって、高齢運転者による交通事故は、今でも社会問題として大きく注目を浴びているところでございます。

町としましても、高齢運転者の事故が社会問題となっている中で、運転免許の自主返納への理解促進に努めるとともに、緊急対策として自動車の急発進を防ぐなど、事故防止に効果的である装置の取付けに対して補助ができないか検討してきた結果、国の制度に先駆けまして、昨年10月より自動車急発進防止装置の取付けの補助を開始したところでございます。

この補助制度ですが、町内に在住する満70歳以上の高齢者の方に対して、高齢運転者の交通事故防止と事故の際の被害軽減を目的としまして、所有する自動車の急発進防止装置の取付けに要する費用の一部を補助するといったもので、現在まで合計8件、16万円の補助をさせていただいたところでありまして、一定の成果があったものと認識しているところでございます。

また、国において、いわゆるサポカー補助金を本年3月9日より創設し、町と同様に後づけの購入補助のほかに、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、また、ペダル踏み間違い急発進抑制装置をあらかじめ搭載する車の購入——新車ですよ——の購入補助も開始したところでございます。

今後は、町と国のどちらの補助を使っていたとしても、高齢ドライバーの事故防止及び被害軽減につながることを期待できますことから、引き続きこれらの補助制度の周知に努めてまいるところではございますが、まずは国の制度を紹介させていただきまして、国の制度の該当にならない場合につきましては、町の補助、そういったもので対応してまいりたいというふうに考えております。

また、自動車メーカーなども、自動車の安全運転対策として、高齢運転者の事故の防止にも資する先進安全技術の開発に努めているところでもございます。技術開発の動向や国の補助制度、そういったものの動きも注視しまして、町の助成制度に組み込む必要があるか、その都度検討してまいりたいと考えておるところでございます。

7番（栗田君） 今日一番問題にしたのは、学校教育の在り方が、このコロナウイルスの様々な対策・対応によって、学校教育の在り方は大きく変わるんじゃないかと、そこのICTなんかを活用する、リモート教育ということと、それから学校に来て先生あるいは友人と触れ合う、これも非常に大事なことだというふうに思っています。

今回の学校の休業で、一番私がすごいと思ったのは、子ども達がとにかく学校に行きたいと、私ずっと今まで学校に行きたいなんて保育園から小学校、一度も思ったことないんですけど、何か今の小中学生、切実に学校に行きたいと、へえってびっくり仰天で、私のほうはですけどね。その学校での教育、それからICTあるいはAIを使った教育とのバランス、それを取っていけば、結構今までのいじめ問題だ、不登校だ、結構軽減もされるし、教育面でも非常に成果が上がるんじゃないか。どのようにうまくそれをハイブリット化していくか、そのところを皆さんに考えていただきたい。こちらも一生懸命考えますんで。それを最後に私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時59分～再開 午前10時09分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、14番 大森茂彦君の質問を許します。

14番（大森君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1といたしまして、町の新型コロナウイルス感染症の対策についてお尋ねいたします。

昨年12月、中国の武漢市から始まった新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に、全世界に広がっております。日本国内では、2月28日、文部科学省から新型コロナウイルス感染症対策のため、小中学校等における一斉臨時休校の方針が出され、小中学校が臨時休校となりました。

町では、3月2日午前中登校し、給食を食べて午後から休校ということで、卒業式を除いて4月3日までの期間が臨時休校となりました。さらに、新学期になっても入学式のみ行い、休校は継続されてもいました。新型コロナウイルス感染の拡大の抑止のため安倍政権は、感染者の多

い7都道府県を対象に緊急事態宣言を出し、外出自粛要請と商店など事業者に対し、休業要請も次々と出してきました。この緊急事態宣言は全国に広げられ行動制限も強められました。

こうした国や県の指示が国民生活や町民生活にいろんな影響が出てきております。

国の対応は後手後手を繰り返し、1次補正予算を組むにあたっては事業内容が変更されたり、持続化給付金申請でも申請方法などのスムーズに進まず、事業者の手元にまだ届かない状況となっております。

今、国会では、第2次補正予算などの追加も審議されております。10兆円の予算予備費を脇に置くなど、不透明な予算を組むなど、国民の不信も現れてきております。こうした中、町は国・県の足らざるところを補うようないろんな事業及び施策が行われてきております。県下の中でも手厚い施策と評価するところであります。

そこで、具体的にお尋ねするわけですが、(イ)といたしまして、国・県の自粛要請による町民生活の影響についてであります。特に、緊急事態宣言、学校の一斉休業の指示、自粛と補償等についてどんな認識になっておられるのか、お尋ねいたします。

(ロ)といたしまして、町内事業所への影響は、町内事業所の経済的・経営的な影響はどんな状況でしょうか。新型コロナウイルス対応の融資制度の新設でその申請状況はどうか、また県や町の融資の申請はどうなっているか、お尋ねいたします。

次に、町内商店を応援する町スタンプラリー消費回復応援事業について、地域経済対策として大変すばらしい事業だと思っております。また、8月にはダブルチャンスとして大抽選会も実施する、このように町民も飛びつくような内容ではないかと評価するところでございます。ところが、近所の方から町中のお店で使えるのかどうかという質問を受けました。お話をお聞きすると、第1号ビラでは商店が紹介されており、次の手段といいますかね、続編で1号に紹介されていたお店限定ではないか、というふうに思っている方が何人もいらっしゃいました。

また、議員に尋ねたみたら議員の中にもそういう方もいらっしゃいました。このスタンプラリーチラシで、町内の全ての商店が対象である、まあ、一部対象でない商店もあるかもしれませんが、やはり、町民にもっと分かりやすいチラシ、工夫が必要と考えます。

(ハ)といたしまして、持続化応援支援金についてであります。国の持続化給付金は先ほど述べましたように、非常にハードルが高くなっております。法人、個人事業者、農業も含む皆さんで売上げが前年同月比で50%以上減少している場合が対象となっております。このこともあって、町が持続化応援支援金を創設して売上げが前年同月比で30%以上50%未満、または現金20万円以上を支援するというのはい定の評価をすることとあります。しかし、持続化支援金の対象はなぜ30%以上なのか、10%とか20%、こういう傾斜をつけた支援はどうして考えられなかったのか、これについてお尋ねをいたします。

(ニ)といたしまして、どんな課題が見えてきたか、災害や避難所の問題についてはこの後、

質問される議員さんもいらっしゃいますので割愛しますが、まずマスク等の衛生用品、消毒液などの備蓄等はどうなのか、また、この間の緊急事態宣言の中を職員の勤務で非常に慌ただしく町民のために頑張ってきていただいております。

しかし、平時のときと同じ体制で勤務されております。この3密回避という点では一体どうだったでしょうか。また、小学校の臨時休校について、これは3月議会でも述べましたが、緊急事態宣言が解除され、そして、学校再開が始まりつつある今、どのように判断されているのか。

次にPCR検査、この体制について今後どのような形になっていくのか、これについての町の見解を求めます。

(ホ)といたしまして、国保の傷病手当制度についてであります。本日の開会前に、福祉健康課長より私の質問に対するお答えに対しての訂正がありました。これは、一般質問の内容を提出するよりも先にこちらのほうが質問要旨として出しておりますので、同じことをお聞きすることとなると思いますが、再度答弁を求めるものであります。

以上、1といたしましての町の新型コロナウイルス感染症の体制について、お尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、大森議員さんから1番目としまして、町の新型コロナウイルス感染症対策について、イロハニホと質問をいただきました。その中で、全般的なお話にもなりますので、

(イ)の国・県の自粛要請に対する町民への影響はについて、私からお答えさせていただきます。その他の事項につきましては、担当課長から答弁させます。

このご質問の中にありました(ホ)で、国保の傷病手当制度について、今回一般質問の冒頭で伊達課長のほうから訂正させていただきお詫び申し上げましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

大森さんの話にもありましたけど、国が新型コロナに対して矢継ぎ早というよりは後手後手のいろんな施策をどんどん来ております。伊達課長は新型コロナ対策推進本部の事務局長で、全部の案件を取り扱っております。この例えば、国保の傷病手当についても5月になって1回目のQAが出ているんですね。この条文に対してどう答えるか、そこには青色申告を対象とすると書いてありました。1週間か2週間した後、青色だけではなく、白色も含まれるというような訂正がどんどん入ってきまして、まあ、そんなこともありましてお答えが一部不適切であったということでお詫び申し上げます。しかしながらみんな頑張っておりますので、あまりいじめないようにしていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

さて、新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国武漢市で感染が確認されて以降、現在も全世界で感染拡大の危機が続いております。

日本国内においては1月中旬に初めて感染者が確認され、2月に入ると各地で小規模なクラスターが散発的に発生するなど徐々に感染が拡大してきたことで、政府は2月下旬に大規模イベントの中止や延期の要請、全国の学校への休校要請を行いました。

しかしながら、感染の拡大が収まらず、3月下旬以降都市部を中心に感染者が急増し、さらなる感染拡大が懸念されたことから、4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。これにより、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われてきたところであります。

その後、緊急事態宣言については感染状況等を踏まえ、5月14日に長野県を含む39県、21日に3府県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されたわけであり、町でもこれまで感染の状況や国、県の動向を注視しながら対応を図っており、1月以降2回の庁内対策会議の後、2月末には任意の対策本部を立ち上げ、町内小中学校の臨時休業を決定するとともに、町民の皆様への感染の防止に向けたお願いや、町主催イベント、行事の開催基準を作成し、以降状況に応じて、随時更新をしてきました。また、緊急事態宣言が発令された4月7日には、法律の規定に基づく対策本部を直ちに設置し、緊急事態宣言が解除されるまでの間に6回の本部会議を開催し、感染拡大防止の取り組みや公共施設の対応、小中学校、保育園の対応等を協議するとともに、各種支援策についても情報の共有を行い、町民の皆様や事業者の皆様への情報発信を行ってまいりました。

国、県の指示・対応についてどう考えているかというご質問ではありますが、一つ一つの事柄を町で評価する立場にはないと思っておりますが、有効なワクチンや治療法が確立されていない感染症の拡大を防いでいくには、国を挙げての対応が不可欠であり、地道ではありますが、統一的な認識の下、一人一人が適切な感染予防を行っていくことが最も有効であると考えているところであり、町としましてもその視点に立って、状況に応じた迅速な対応と適切な情報の発信に努めてきたところであります。

そうした中において、町民の皆様にも外出や移動の自粛、人との接触機会の低減などをお願いし、様々な場面で大変なご不便やご負担をおかけしてきたと認識をしております。

こうしたことに鑑み、町では、感染防止対策と併せて国や県ではなかなか目の行き届かない面についての支援にもいち早く対応するため、数度にわたる補正予算の専決処分を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、主に中小の事業者に上限500万円で貸付後5年間は金利負担ゼロの「経営安定特別資金」、貸付制度の創設や国の持続化給付金の対象とならない、前年同月比の売上げが30%以上50%未満減少した事業者に20万円を給付する「小規模事業者等持続化応援支援金」を創設するなどの独自の経済対策を実施しております。

このほか、児童手当上乗せ給付金対象外となる18歳未満の児童1人につき1万円を給付する「子育て応援特別給付金」のほか、18歳未満の子のいるひとり親世帯に2万円分の商品券を配布する「子育て応援特別事業」、また町内全ての18歳未満の子どもさんに1人につき2千円の図書カードを配付する「子ども応援特別事業」など、子育てや教育に関しても町独自のきめ細か

な支援も行っているところであります。

緊急事態宣言は解除されましたが、一部の地域においては再び感染者が増加するなど、新型コロナウイルス感染症については今後も長期にわたる対応が必要なことから、町としても任意の対策本部を引き続き設置し、日々変化する動向を注視しながら適切な対応、対策を図ってまいります。

商工農林課長（竹内君） はじめに、（ロ）の町内事業所への影響は、のご質問にお答えいたします。

ご質問の町内事業所の経済的影響でございますが、まず、飲食店や居酒屋などの飲食業の状況は、影響が出始めた2月以降、卒業式や入学式、企業の歓送迎会などと時期が重なり、団体による利用等が減少するなど、例年に多くの収益を上げていたこの時期の需要が著しく減少したことから、多くの店舗では深刻な影響を受けているところでございます。

また、昼間の営業につきましても、3密を避けた感染対策を行うとともに、テイクアウトなどの新たなサービスを行うなど、利用者と売上げの回復に努められておりますが、全般的には売上げが減少している状況でございます。

小売業、サービス業などにつきましても、感染拡大防止のための外出自粛要請や営業時間の短縮により、業績が悪化している状況がうかがえます。

製造業につきましては、町内製造業の全般的な景況感を把握するため、四半期ごとに製造業20社を対象に、坂城町経営状況調査を実施しておりますが、この直近の調査結果である1月から3月までの売上げを、前年同期と比較した場合、8社が増加、8社が減少、4社が不変といった結果でございました。

また、3か月後の売上げの見込みについては、4分の3の企業が売上げの減少を見込み、先行き不透明で、先の見通しが利かないとの回答をいただいております。今後の受注減少及び地域経済の停滞が懸念されるところでございます。

このように新型コロナウイルス感染症により、甚大な影響を受けている企業等を支援するため、国、県、町や支援機関では、様々な補助制度や融資制度など新たな支援策を創設したところでございます。

続きまして、町の新型コロナウイルス対応の融資制度の申請状況と県等の融資申請の状況についてお答えいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある、事業者の資金繰り等を支えるため、新たに新型コロナウイルスに対応した融資制度を創設し、町内小規模事業者の皆様を中心にご利用をいただいているところでございます。

この新たな融資制度は、貸付限度額が500万円で、貸付後5年以内は金利負担をゼロとし、保証料も全額補給するものでございます。

4月20日から資金のあっせんを開始しまして、5月末時点であっせん申込み件数が74件、融資額約2億7,700万円の申込みがございました。今後、さらに企業からのあっせん申込みが想定されることから、町内金融機関と融資あっせんに係る協定の変更を行う中で、当初の融資枠を3億円から約6億円に上げたところでございます。

引き続き、町内企業の資金繰りを支援するため、企業が必要とする融資枠の確保と、実行までの手続がスピーディーに進められるよう努めてまいりたいと思います。

次に、県等の融資申請の状況でございますが、日本政策金融公庫や商工組合中央金庫などによる融資につきましては、申請が町を経由しないため、町内企業の利用状況は把握できませんが、町を経由する県の経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）においては、現在8件の申請があり、2億6,500万円の申込みがございました。

今後の見通しにつきましては、町商工会、町内金融機関との連携会議を行う中で、町内企業の状況把握に努めているところでございますが、今後も同程度以上の資金繰りに係る融資が見込まれる状況であるとお聞きしているところでございます。

続きまして、スタンプラリー消費回復応援事業についてのご質問にお答えいたします。

今回、町商工会と連携して行っておりますスタンプラリー消費回復応援事業は、地域における消費喚起を促し、町内の商業、サービス業を営む事業所の売上げの回復を図り、経営の安定化を目的として、6月と7月の2回に分けて実施するものでございます。

町商工会への委託事業として、商工会主催による取り組みでございますが、商工会の会員事業所だけではなく、町内で商業等を営む事業所にお声がけをし、町内全ての店舗でお取扱いができるよう進めておりますので、チラシには取扱店名等の記載をいたしませんでした。

ご指摘がありますように、分かりづらいとの声もいただいておりますので、町民の皆さんに分かりやすく、より多くの皆さんにご利用をいただくため、店頭取扱店の掲示をいただいたり、町及び町商工会のホームページや、すぐメール等により、周知してまいりたいと考えております。

続きまして、(ハ)の持続化応援支援金のご質問にお答えします。

小規模事業者等持続化応援支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けている町内小規模事業者に対し、事業の継続を下支えし、経営の安定化を応援するために、事業全般に広く使える支援金を給付するものでございます。

支給対象者は従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業、サービス業を営む町内の小規模事業者で、支給額は一律20万円、申請受付期間は、令和2年7月31日までとなっております。

支給要件といたしましては、令和2年2月から6月までの間でいずれか1か月の売上げが、前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内の売上げ総額または同期間のうちいずれか1か月の売上げが、前年同期間または前年同月比で20万円以上減少していることと

しております。

この応援支援金では、国の持続化給付金の要件である、前年同月比で売上げが50%以上減少している事業者は、国の制度をご利用いただくこととし、対象外とさせていただきました。

町といたしましては、50%を超えていないが感染症拡大の影響を受けている事業者に対し、事業の継続を応援するものとして、支援金を給付してまいります。

また、この応援支援金の支給要件である30%以上の売上げ減少を対象としたことにつきましては、今回の新型コロナウイルスの影響によるセーフティーネット保証の認定状況において、売上げが30%以上減少している事業者が、保証認定をした全体の約7割を占めていること、また同様の支援策を講じている市町村の状況を勘案した中で、特に影響が大きいと判断し、対象を定めたものでございます。

影響を受けている全ての事業所に支援できないかのご質問ですが、応援支援金の制度設計にあたっては、売上げが30%未満の事業所への傾斜配分による給付も検討したところでございますが、費用対効果や財源の確保も踏まえて、現在の対象要件を定めたところでございます。

保健センター所長（竹内さん） （二）どんな課題が見えてきたかのうち、マスクなどの衛生用品等の備蓄についてお答えいたします。

町の衛生用品等の備蓄につきましては、平成21年に発生した新型インフルエンザの流行時に購入した物も含めまして、保健センター、教育委員会等において備蓄しております。

まず、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、品薄状態が続いておりました不織布マスクにつきまして、感染予防として町及び国・県から提供された物、寄附として頂いた物も含めまして、町内医療機関、小中学校、保育園、介護保険サービス及び障がい福祉サービス提供機関、自治区に合計約2万4,500枚を配付し、現在の備蓄数は約9,500枚であります。

そのほか、除菌液につきましては約20リットル、手指消毒液約65リットル、防護服セット約100組などを備蓄しております。

また、災害時の避難所用として、感染予防の観点から避難所ではハンドドライヤーの使用やタオルを共有することが望ましくないことから、新たにペーパータオル3万6千枚の備蓄を予定しております。このほか、健診などの際に使用するため、相手と接触せずに検温ができる非接触式体温計についても、保健師数分及び小中学校の保健室用として発注し、近々納品の予定となっております。

今後も新型コロナウイルス感染症の長期化や第2波、第3波も予想されるため、補正予算により予算を確保し、不織布マスク約7千枚、除菌液15リットル、手指消毒液40リットル等を発注し、引き続き備蓄の充実を図ってまいります。

総務課長（柳澤君） （二）どんな課題が見えてきたかのうち、職員の職務での3密回避についてお答えいたします。

全国で新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令される中、役場の通常業務のサービス維持と、感染症対策の本部運営、経済対策などの各種制度設計とその運用も行うという中で、感染防止の対応を図ってまいりました。

職場における感染拡大を防止するための行動としましては、手洗いや消毒、咳エチケット、あるいは出勤前の各自の検温等の徹底とともに、勤務時間中の職員のマスクの着用や入り口などへの消毒液の常備もこれまで行ってきたところでございます。

3つの密の対応につきましては、密集を避けるために、書類の封入作業など複数の人数での作業をする場合には、広い会議室を使って行うとともに、大人数が集まったの会議を避け、説明会などは1回に集まる人数を少なくし、時間をずらして複数回開催するなど行っているところでございます。

また、大学との連携会議など県外との関係機関や県、他市町村との会議などでは、Web会議も活用する中で、極力移動せずに、また人が集まらない対策を行っているところであります。

今回の特別定額給付金の申請にあたりましては、密集を避けるために、オンライン申請や郵送申請を呼びかけるとともに、やむを得ず窓口申請を行う場合には、役場ではなく文化センターの大会議室という広い空間を選定したところでございます。

密接の回避という点では、町民が申請等に訪れる窓口には遮蔽板を置き直接飛沫がかからない工夫や、ロビーでお待ちいただく際の椅子の間隔も十分に空けるなどしているところであります。

併せて、職員の執務が対面している場合は、机に遮蔽板を設置して密接の回避にも努めているところでございます。

また、密閉の回避としましては、1日の中で複数回、定期的に職場内の窓を開け十分に換気を行い、カウンターも消毒液で拭くなど行っているところであり、こうした取り組みにより、感染拡大防止に努めたところでございます。

教育文化課長（堀内君） 続きまして、小中学校の臨時休校についてお答えいたします。

小中学校の臨時休業につきましては、本年3月2日から春休みまでの間、そして4月4日に入学式を行って間もなく、4月10日から4月24日まで、再度臨時休業とし、その後延長して5月6日まで、そしてさらに5月24日まで延長したところでございます。

このような新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国や県による要請を受け、それぞれの地域や学校で様々な状況下に応じた臨時休業の対応をしてまいりましたが、この新型コロナウイルス感染症につきましては、いまだ不明な点が多く、有効性が確認されたワクチン等は現在のところ存在していない状況でございます。

このため、今後の学校における課題対応といたしましても、3つの密を徹底的に避けるとともに、マスクの着用や手洗いなどの手指衛生、登校前の検温など基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続して

いくことが必要となります。

その際、感染症対策を徹底しつつも感染リスクはゼロにすることはできないということを前提とし、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、保健センターとの連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要であると考えております。

今後の小中学校の臨時休業につきましては、5月22日付で公表された文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～学校の新しい生活様式～」では、「感染者が確認された場合には、まずは感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性について総合的に勘案し、臨時休業についての判断を行う。」とされているところでございます。

このことは、ウイルスとの共存を意識しつつ、その時々地域の状況に応じた適切な対応を図ることが必要となるといったことであり、判断が必要な状況が生じた場合においては適切な対応が図れるよう今後も引き続き、学校、学校医、学校薬剤師等関係者と、そして家庭との連携を密にし、取り組んでまいると同時に、感染者や濃厚接触者となった児童生徒が仮に生じた場合には、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などにつながらないように十分に配慮し、注意してまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、（二）どんな課題が見えてきたかのうちPCR検査体制は、（ホ）国保の傷病手当制度について、順次お答えいたします。

国内における新型コロナウイルス感染症の検査数については、これまでも実施数の少なさが指摘されており、第2波、第3波に備え、医療提供体制の充実とともに検査体制の強化が大きな課題になっています。

検査体制の整備につきましては、基本的に都道府県や保健所設置市、特別区が行うこととされており、長野県においては、これまで県の環境保全研究所と長野市保健所の環境衛生試験所、信州大学医学部附属病院及び民間検査機関への委託により検査を行ってまいりましたが、現在県内の10医療圏それぞれに1から2か所の外来・検査センターの設置を進め、体制の強化を図っているところでございます。

県内の外来・検査センターについては、6月1日現在、当町を含む長野医療圏をはじめ7圏域で8か所の設置が完了しており、千曲医師会及び更級医師会のご協力をいただき設置された長野市南部の検査センターは、ドライブスルー方式が採用されているとのことであります。

医師会の役割としましては、かかりつけ医から検査の予約を受け、必要な書類や臨床検査業者への検査数の報告等の準備を行い、検査後は県の長野保健所から検査結果の報告を受け、かかりつけ医に報告をいたします。

また、検査対象者への当日の問診や検体の採取の立合いを行う医師及び検体採取の補助等を行

う看護師について、医師会を通じて当番制で派遣していただく体制となっています。

検査センターの場所等につきましては、検査希望者が直接行くことはできないため、公表はされておきませんが、これまで県の保健所に設置された有症状者相談窓口にご相談し、指示がないと受けられなかった検査が、今後はかかりつけ医など、地域の医療機関で医師が必要と判断した場合には受けられることとなり、また、帰国者・接触者外来で行われていた検体採取も検査センターで実施が可能となり、検査結果については、2日ほどで判明するとお聞きしています。

検査についてはご本人の希望によりお受けすることはできませんが、県では6月末までに10医療圏での外来・検査センターの設置を目指しており、これにより1日当たり300検体以上の検査が可能になるとのことですので、症状が出て検査を受けられないのではないかとといった不安は軽減されるものと考えているところでございます。

また、国では6月2日に都道府県等に対し、これまでを上回る感染拡大が起きることも視野に、新型コロナウイルスのPCR等検査体制を強化するよう求める指針を公表し、迅速に検査が受けられるよう保健所などの相談体制を拡充することや、新たに可能となった唾液によるPCR検査も活用して体制を構築するよう求めており、さらなる体制の拡充が行われるものと考えているところでございます。

次に、(ホ) 国保の傷病手当制度についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険の傷病手当金については、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルスに感染または感染が疑われる場合で、療養のため労務に服することができないときに支給するものであります。

国保の傷病手当金については、通常、各保険者の単独負担による任意給付となり、給付を実施するか否かはそれぞれの保険者が保険財政上余裕がある場合などに、条例に基づき行うことができるとされていますが、新型コロナウイルス感染症の影響が甚大であること、また、今回は国の財政措置があることなどを踏まえ、町においても国の基準に準じ傷病手当金を支給することとし、専決処分により5月15日に国民健康保険条例の一部を改正いたしました。

具体的な内容としましては、労務に服することができなくなって4日目から支給の対象となり、支給を始める前月以前の直近の継続した3か月間の給与等の収入額から算出した1日当たりの額の3分の2の額に、労務に就く予定であった日数を乗じて得られた額を支給するもので、支給期間は最長で1年6か月、給与等の支払いがある場合は手当金の調整がございました。

改正条例につきましては、去る6月1日の本会議において専決処分事項の報告をした際、大森議員さんから手当金の対象者について「個人事業主の家族が従事している場合、白色申告は対応されず、青色申告でなければいけないか」とのご質問に対し、条例改正時点で示されておりました国の資料を基に「青色事業専従者の方については含まれると解釈される」とお答えをいたしました。その後国の資料が改訂されており白色事業専従者も対象となる旨が追記されていたこと

の確認が不足していたことから、本日、開議冒頭、お詫びを申し上げ、答弁の訂正をさせていただいたところでございます。

14番（大森君） たった今答弁いただきました国保の点でございますけれども、やはりこれについて、条例とそれに付随する説明というものについては、やはり一体のものであるということで、議員私どもは、答弁も含めて、説明を含めて、答弁者の答弁を信頼し採否に関わっております。そういう点では議員の名誉に関わる問題だということをもう一度言っておきたいと思っております。

その点についても私ども、一時不再議ということで、反対したことについては、これはついて回るといって、それを町民の皆さんに誤解がないように私どもがやらなきゃ、誤解を解く方法をやらなきゃいけないということでありますので、その辺のところについては、今後よろしくお願ひしたいというふうに思います。

ちょっと大分時間も少なくなってきました、いろんな点について2度3度と質問したいわけがありますけれども、特に町内事業者の点について一番大きな経営上の問題ということでご質問したいんですが、町のほうでは経営安定特別給付金と、これについては、県内の他町村と比べても非常にすばらしいといえますか、利用者にとって非常にいい内容だと、私は究極の無利子化に近い内容だというふうに評価しているところであります。

それともう一点は、持続化の応援支援金が30%以上という点についてですね、特に納得できません。これは最初の町長の報告でもありましたように、自粛それから休業要請、こういうことを行って、たとえ10%20%の減額は自己責任じゃないんですよ。やはりこの点について再度今後見直しをして、こういうような方らに対しても支援すると。理由は、経営安定特別資金の7割の方が申請されているというお話がありました。それ以外の3割の方々についてはこれでいいのかということもあります。やはり、町や県、国の要請に真面目に答えた皆さん、こういう方々を置いてきぼりにしない、この施策をぜひ見直してほしいと思っておりますが、それについてのできれば町長のご見解を求めたいと思っております。

商工農林課長（竹内君） それでは、再質問にお答えをしたいと思います。

30%以下の事業所についても大変影響が大きいということでございますけれども、財源確保も含めまして全事業所を対象とすることは、大変難しいというふうに考えております。休業等の要請等につきましては県のほうでも協力金等を支援しているところでございます。そういった国・県の支援制度も活用いただきながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

14番（大森君） 経営安定特別資金、非常に有利な資金ということであるんですが、これでも借金なんですよ。たとえ10%や20%の売上げ減の事業者にとっても大変大きな資金ですよ、特に零細企業にとっては。その月々の売上げで来月の仕入れをして経営をしていると。悪くといえますか、本当に一般的に言えば自転車操業みたいところでやられているわけです。こういう

ところにきちっと目を向けた施策を求めていきたいと思ひます。これについてはまた次回改善されなければ、質問していきたいというふうに思ひます。

時間も大分迫ってまいりますので、次の点について質問してまいります。2といたしまして、公共施設のグランドデザインについてであります。

(イ) 公共施設グランドデザインについてお尋ねいたします。

この冊子が作られ7ページの第3章、施設整備の方向性の1、基本的な考え方(1)本構想の対象とする施設について108施設中、一定規模、延床面積が300平米を超える22施設を対象としているということで、先にこれについて検討して実施したいという内容が述べられております。

これについてなぜこれだけにしたのか、何で総合的に全施設を行わないのか、これについてお尋ねします。

またこれらの施設整備の検討するに、併せて、名称の改名とか、あるいは役場組織も含め検討が必要ではないかと。これ、複合的な施設も検討していくという方向性も出ているわけですから、これについてもどのようなお考えなのか、お尋ねいたします。

以上、よろしくお祈りします。

企画政策課長(臼井君) 公共施設グランドデザインについてのご質問にお答えをいたします。

坂城町公共施設グランドデザインにつきましては、公共施設の計画的な施設整備による財政負担の軽減や平準化を目的として策定した坂城町公共施設等総合管理計画と、今年度策定を行う施設ごとの実施計画となる坂城町公共施設個別施設計画を将来のまちづくりや理想とする公共施設の在り方と、そういった概念により結ぶ町の公共施設の整備構想として昨年度策定をいたしました。グランドデザインの策定にあたりましては、平成29年3月に策定いたしました公共施設等総合管理計画でも専門的な見地でお力添えをいただきました長野大学教授にご参加をいただくとともに、建築専門業者の技術的助言も受ける中で検討した公共施設整備の方向性について、議会をはじめ、各分野の有識者の皆様による策定委員会でご審議をいただき、また住民の皆様には、町ホームページにグランドデザイン案の全文を掲載し、意見公募も実施する中で策定を致してきたところでございます。グランドデザインは、2040年までの20年間を見据えた構想で、町内を4つの地域に分け、それぞれの地域の特性や町が行ってきた施設整備の経過等を踏まえまして、町の主要な公共施設に係る今後の施設整備の方向性を示しております。

ご質問のグランドデザインに取り上げました施設の基準という部分につきましては、建築士法におきまして、延べ床面積が300平方メートルを超える建築物について、特に建物の安全性の確保を図るために、一級建築士の関与が必要となる一定規模以上の建築物として位置づけられておりますことから、グランドデザインには、300平方メートルを超える施設について取り上げることとしたところでございます。グランドデザインにつきましては、町が所有する108の公

共施設のうち、300平方メートルを超える施設について整備の方向性を示しているところですが、本年度策定してまいります公共施設個別施設計画につきまして、別に施設の長寿命化計画が策定される学校施設、町営住宅、公園施設を除き、ランドデザイン対象施設を含んだ全ての公共施設について取り上げ、向こう10年間の施設管理の方向性などについて掲載をしていくことを考えております。

続いて、施設の改名や役場組織を含めた検討についてでございますが、国が示す個別施設計画への記載事項は、対象施設、計画期間、貸借の優先順位の考え方、個別施設の状況、貸借内容と実施時期、貸借費用の6項目とされており、施設の名称や管理方法等については、計画の構成には含まれていないものと捉えているところでございます。従いまして、個別施設計画の策定作業の中で、施設の名称について検討を行っていくことは現在考えておりませんが、びんぐしの屋内ステージなど、施設のリニューアルに合わせてより親しみやすい名前をつけたという事例もございます。そうしたタイミングで愛称の募集や、必要があれば施設名の検討等を行うのは適切かと考えるところであります。

今後、個別施設計画の策定に向けて、各公共施設の使用状況や施設が果たす役割、機能、充当が可能な財源など、施設に関する課題についてのヒアリングを実施してまいります。特に更新が必要となる施設につきましては、求められている機能や規模、施設管理やサービス提供に必要な職員等の執務スペース、そういったものについても大枠にはなりますけれども、検討に含めてまいりたいと考えております。そうした中でより具体的な部分につきましては、策定した個別施設計画の実行段階における建設委員会などの中でご意見をお聞きする中で、より使いやすく住民サービスの向上につながる施設づくりの詳細を詰めていくという形を想定しているところでございます。

14番（大森君） ちょっと2点についてお尋ねします。

一つは、B. Iプラザにある文化財センター、これについては古文書の保存、閲覧、当然埋蔵文化等の事業がありますけれども、また青木下遺跡の出土品の展示等がありますが、やはりこれは文書館的な施設を用意して古文書や町の文書の公開などを考えていく必要があるのではないか。そして青木下の展示も、もっと皆さんの目に届くようなこういう展示の仕方、宣伝の仕方もあるのではないかというふうに考えます。

もう一点は、保健センターと老人福祉センターが複合施設として更新されます。これについては、当然だろう、あるいはいいことだというふうに思います。私は、そこへ坂城保育園にある子育て支援センターと一緒に設置して、やはり子どもさんの支援を行うと同時に健康状態をチェックしてあげるという点で、このところを一応町の真ん中にあるという点も含めて、こういう組織的な変革も必要ではないかというふうに考えます。

とりあえずこの2点についてどのようなお考えか、お尋ねいたします。

企画政策課長（臼井君） 文化財センター等の展示物、そういったものについてを別の場所へといったような質問の内容であったと思います。

そういった部分につきましてグラウンドデザインの中では、B. I プラザのハード的な部分、こちらについては保全をしながらもうしばらく使用していくというところで考えております。施設のグラウンドデザイン、それから今年策定を進めてまいります個別施設計画、こちらにつきましては、町全体の建物のハード的な部分について考えてまいりたいというふうに考えておりますけれども、その次の部分でそうした施設の運営ですとか、持ち方といった部分も検討していく部分になってこようかと存じます。

続いて、子育て支援センターでございますけれども、子育て支援センターにつきましては、町の施設の中でも比較的新しい施設ということでございます。そうした中で、各保育園に分室の機能を設けて有効に機能しているというふうに考えるところでありますので、子育て支援センターにつきましては、当面こちらについても現状の施設を使用してまいりたいというふうに考えているところでございます。

14番（大森君） まだまだ議論の余地ありますので、これも今後質問していきたいというふうに思います。

最後になりましたが、時間ありませんけれども、端的なご答弁を願いたいと思います。中心市街地の整備について、お尋ねいたします。

（イ）といたしまして、私は、また私の地元区の皆さんも結構要望いただいているのですが、憩いの公園が欲しいというようなことが言われております。町民の生活文化の水準をきちっと評価していくという点から見ても、生活圏内に身近で憩いの場となるようなこういう空間が必要ではないでしょうか。

そういう点で、これまで坂城駅周辺では、169形の車両の取り組みから今年の葡萄酒祭りでは約2千人、また2015年にエヴァンゲリオンが行われましたが、1万人が来町するというようなことがあります。やはり坂城駅に訪れた皆さんが、散策できる、そして休憩できるこういう場所が必要ではないかと、このように考えるのですが、これについてのお考えをお尋ねいたします。

商工農林課長（竹内君） 中心市街地の整備についてお答えをいたします。

中心市街地に憩いの公園をとのご提案をいただきましたが、町なかにおける公園緑地といった憩いの空間は、エリア内を回遊する来訪者をはじめ、地域の皆さんが集い交流するスペースとしての機能があるかと思えます。鉄の展示館とふるさと歴史館を有機的に結ぶ回遊性、また鐵のほそ道の中核とする観光や商機能の充実、有事の際における避難場所や活動拠点としての活用など、町の中心市街地における新たな魅力の創造と機能強化といったことを考えていく必要があるかと存じますので、周辺整備の計画立案を早急に進めてまいりたいと考えているところでござ

います。

14番（大森君） ぜひその実現するようにお願い申し上げたいというふうに思います。

これまで質問で大分割愛してまいりました。2点について要望ですけれども、緊急事態宣言が解除されて、全国的に人の行き来が段々と増えてまいります。町の玄関である坂城駅、そしてテクノさかき駅について、この消毒用の液ですかね、そういうものは置かれているかどうか。置いてなければ、ぜひそれを置いて町内入るときにはきちっと感染防止をして入っていただくということが必要だというふうに思います。

あともう一つは、国保の点ですが、これも要望ですけれども、被保険者、世帯主に対してのこれ白も青もそうなんです、傷病手当の対象外になっているという点で、最近、それぞれの自治体でこれを国がやらないということで、その自治体が独自に事業を設けて、その被保険者に対しての傷病手当金も用意するという条例改正をしているところが出てきております。やはり今後もこれを検討していただきたいということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時08分～再開 午前11時18分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、9番 滝沢幸映君の質問を許します。

9番（滝沢君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

まず、このたびの新型コロナウイルス感染症により罹患された皆様、感染拡大により生活に大きな影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、医療従事者の皆様、感染拡大防止にご尽力いただいている関係者の皆様に深謝申し上げます。

町におかれましても広範にわたる施策の取り決めをいただいておりますこと、敬意を表するところでございます。

さて、私たち人類は、この新型コロナウイルスのパンデミックにより尊い人命、教育の場、文化、産業の経済活動など、多くのものが奪われ、日常の生活、人と人のつながりなど、分断を余儀なくされました。特に子ども達の教育現場への影響は大きく、学びの場が失われ、多くのスポーツ大会も中止となりました。私が大変残念に思っておりますのが、吹奏楽コンクールと小学生のバンドフェスティバルの中止です。長野県の吹奏楽はレベルが高く、毎年楽しみに注目しておりました。小学生のバンドフェスティバルにしましても、南条小学校の金管バンドは全国大会でも素晴らしい成績を収めていただけない、子ども達、保護者の皆様、関係者を含め、これまで積み重ねてきた皆様の練習の成果を表現できない、やり場のない無念さは計り知れません。

町への要望としてお願いいたしますが、ぜひとも子ども達が輝ける場を、今後、何とかつくっていただくようお願いをしたいと思います。

では、本題に入ります。

1、新型コロナウイルス禍を乗り越えるために。

5月25日、全都道府県に発令されていた新型コロナウイルス特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面解除されました。しかし、東京都の現状は、まだまだ予断を許さない状況であります。

県では、5月29日、社会活動再開に向けたロードマップが示されました。新しい生活様式が求められ、これまでの規制から徐々に緩和へと移行し、社会構造も大きく変わっていくわけですが、町としましても、示されたロードマップにより、今後も感染予防への施策の取組が求められるところであります。

3項目について取り上げます。

(イ) 今後の取り組みは。1、第2、第3波への懸念がある中、今後の予防策と町民への周知は。

北九州市の例を見ましても、第2波の懸念は十分に考えられます。今後の指針をお示しいただきたいと思えます。

2、町の事業、行事、イベントの延期、中止についての考え方と開催の場合の感染予防は。直近の事業、町民まつり、成人式、防災訓練などについて伺います。

これまで残念なことに多くの事業、行事が中止、延期になっておりますが、県のロードマップに基づき、その方向性を伺います。町民まつりは、既に5月29日に開催中止の発表がございましたが、その経緯についてもお伺いいたします。

3、各区への支援の状況は。町の公民館事業、行事が次々と開催中止となる中、それに伴い、各区の分館活動も停止状態であり、地域のコミュニケーションづくりに大きな懸念があります。このままでは、ますます活力が失われ、地域活動が疲弊していくのではないかと危惧をしております。

町としましても、ハード、ソフト面での支援が必要と考えますが、取り組みについて伺います。次に、(ロ) 町内事業所の状況についてです。

あのリーマンショックから12年余り、私も当時、経験をいたしましたが大変に辛い思いをいたしました。そして今回のコロナショックでは、町の産業界全体に大きな打撃を与えております。特に企業関係の影響はこれからさらに広がっていくのではと大きな不安があります。雇用を守るということは、その家族も含めた生活を守るということであり、重要な課題であります。

私からは雇用関連の状況について伺います。1、休業の状況と雇用調整助成金の利用状況は。2、今後の業績への見通しは。また、さらなる支援策の取り組みはについて質問いたします。

次に、(ハ) としまして、フェイスシールドについて取り上げます。

1、マスクとフェイスシールドについて。効果の捉え方は。教育現場の熱中症対策とフェースシールド採用の考えは。

マスクですが、これから夏場を迎えるにあたって大変辛いものがあると思います。職員の皆様も1日中着けていらっしゃるということで大変だとお察しをいたします。新しい日常として、このマスクは、いわゆる3密、ソーシャルディスタンスが求められる中、必須のアイテムとはなっております。これも一時、大変な品不足の状況でした。しかし、最近はかなり市中に出回ってきており、マスクも手作りのものなど大変カラフルなものもあります。一つのマスク文化ということで定着しているという感じがいたします。

そのマスクということで一つ、先週末から町民の皆様にも配布がされています、この政府からの布マスクでございます。これを見ますと昔の小学校の給食当番を思い出しますが、これ、いろんな捉え方はあるんですが、近隣の自治体では、これを寄附というような形で窓口を作って、対応しているという自治体も出てきております。当町の場合も、先ほど備蓄品のマスクということで9,500枚というご答弁がありました。必要なときに、必要な方という意味合いでは、そのような考え方もいいんじゃないかなということが、これは町の町民の方からのご提案があったわけでございます。これは通告しておりませんが、もし、町長で何かいい知恵がありましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

次に、フェイスシールドです。今日、持ってまいりましたが、これは、ちょっと声がこもりがちになっちゃいますかね、これをやるとね。これ、開閉式でこう開きます。それで、例えば、飲食の場合には、飲み物とか食べたり、やって、またこうやって喋ると、いろんな使い方があって、種類もいろんなタイプが出ておりますが、最近、先ほど言いましたように医療現場以外にもいろんな形で紹介をされている報道なんかがあります。これが隣の千曲市では、市内の企業さんから6千枚の寄附があったということで、市ではこれを学校現場の音楽の授業に採用して使ってみたりと、これで楽器とか吹けるようなことが可能だということで、いろんなことができると思うんですが、接触防止と、それから飛沫感染ということでは、これはある程度の効果はあると思うんですが、これの、どうしても隙間がマスクに比べて当然ありますので、これをどう捉えるかというあたりだと思うんですけれども、教育現場なんかでもそういう例がありましたけれども、ある放送の情報番組では、教壇に立った先生がマスクをしないでフェイスシールドだけでやっていたり、そんなような紹介もありました。というのは、教壇に立つということはある程度、生徒さんとはソーシャルディスタンスですか、距離があるわけですから、2メートル以上離れていれば、マスクでなくて、このフェイスシールドだけで、それはある程度一定の効果があるのではないかなというようなご紹介でございました。

いずれにしても、このマスク、やはりいろんな不都合といいますか、それだけの、当然、効果はあると思うんですが、やっぱり、こういう対面で話したときに、相手の表情が分からない、コミュニケーションづくりに対して、非常にここはデメリットな部分があるんじゃないかと、それから先ほど言いましたように、これから夏場を迎えるにあたって、熱中症の危険性ですね、

こういうリスクもありますので、これは先ほど言いましたように、それぞれメリット、デメリットがありますので、一概にこれがいいということとは言えないわけですが、いろんな形で活用も考えていただけるんじゃないかと思うので、それも含めてご答弁をお願いいたします。

以上、1回目でございます。

町長（山村君） ただいま、滝沢議員さんから1番目としまして、町の新型コロナウイルス禍を乗り越えるために、るるご質問がありましたけれども、私からは、その（ロ）の町内企業の状況についてお答え申し上げたいと思っております。

マスクの話がありましたけれども、きょう、私、カラフルなマスクしておりますけれども、最近、いろんなマスク、工夫されて作られている方がいらっしゃるしまして、先日、坂城町の役場の先輩、OGの方ですけども、その方が役場職員のためにと120枚マスクを作っていて、カラフルなマスクを着けてみました。きょう着けているのは私ぐらいしかいないんですけども、多分、大切に家で使っているんだろうと思います。

さて、町内企業の状況についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国武漢市で確認されて以来、全世界に感染が拡大し、現在も猛威を振るっているという状況であります。日本国内では4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には対象地域が全都道府県に拡大されました。この間、外出の自粛や都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業所等による休業や時間短縮などの感染防止の取り組みにより、緊急事態宣言は長野県を含む39県において、5月14日に解除され、5月25日には全ての都道府県で解除されました。この宣言の期間中、町民の皆様、町内事業所の皆様にはご理解とご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

さて、緊急事態宣言が全面解除されたことで、これから経済活動が徐々に進み、企業活動が活発化されていくことを期待しますが、新しい生活様式を踏まえ、引き続き感染防止の取り組みを行いつつ、それぞれの企業が早期に回復できるようニーズにあった施策、支援策を講じてまいりたいと考えております。

さて、ご質問のありました企業の休業等の状況でございます。町内全体の企業について、細かい調査はできておりませんが、私どもで3か月ごとに企業経営状況調査ということで、定点観測をしております町内20社に聞き取り調査を行いましたところ、12社が通常どおり稼働しており、また、週休3日としている企業が6社、受注状況に応じて休みを調整している企業が2社ございました。通常稼働している企業の中でも、生産ラインや部署によっては受注状況に応じて一時帰休を利用しているところもございました。という状況であります。

次に、雇用調整助成金の利用状況についてお答えいたします。雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化し、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の

雇用維持を図るため、従業員を一時的に休ませるなどの雇用調整を実施した場合、事業主に従業員に支払った休業手当等の一部を国が助成する制度であります。

当町を所管します篠ノ井公共職業安定所に確認したところ、当町の支給申請件数をまとめたデータはありませんでしたが、篠ノ井管内では5月末現在で、雇用保険適用事業所数3,034事業所のうち、支給申請件数は65件でございました。こちらも企業経営状況調査を行う町内20社に申請の有無を確認したところ、申請済み及び申請予定の事業所は15社と、多くの企業が活用するとの回答があり、一時帰休をしている企業や、今後予定している企業が申請している状況でございます。

今後、さらに利用する企業が増えることが予想されることから、国においては、6月30日までとしていた緊急対応期間を9月30日まで延長する方針を固め、日額上限も8,330円から1万5千円に引き上げ、4月1日に遡って適用する予定としております。

また、県においても中小企業等の支給申請書の作成をサポートするため、令和2年9月30日まで労政事務所に社会保険労務士を配置し対応しております。

町におきましても、先月25日に商工会と共催で町内事業所向けの新型コロナウイルス感染症関連支援策の説明会を実施し、町で創設した支援金、補助金の説明と合わせて制度の確認をいただいたところでございます。

商工農林課におきましては、新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を常時開設し、各種支援策の紹介をさせていただいておりますので、ご相談等ございましたらご利用いただきたいと思います。

続きまして、今後の業績への見通しとさらなる支援策の取り組みについてお話し申し上げます。

内閣府が発表しました5月の月例報告では、「景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」とし、当面は、厳しい状況が続くと見込んでおります。

また、町内製造業の景況を把握するための企業経営状況調査を行う町内企業20社に聞き取り調査による調査を行い、今後の景況感について伺ったところ、売上の増加が3社、減収が5社、不変が3社、不透明が9社という回答でありました。約半数の企業につきましては、今後の予測がつかめないため、これからの生産計画を立てられない状況であるとのことでございます。

5月25日に行いました商工会や町内金融機関との連絡会議では、製造業の状況として、「売上がこれからさらに下がる」、「受注がいつ戻るか分からない」といった声があるほか、医療系製品や食品関係の製造で増産がある業種があるものの、自動車産業については、エンドユーザーの購買意欲が下がっているため、生産量や小売販売も減少しているとの報告がございました。

また、新型コロナウイルスの感染予防として、営業活動や展示会等への参加など、販路拡大にも制限があったことも売上げ減少の一つの要因と考えております。

飲食業、小売業等につきましては、外出自粛や休業、営業時間の短縮要請等による感染予防対応のため、行楽客や店舗利用者が激減し、業績の悪化につながっているということでございます。

緊急事態宣言が解除されたことにより、企業活動も徐々に動き出すことと思いますが、今後の見通しの予測がつかない状況でございますので、今後も商工会や金融機関などと連携を図り、町内事業所の経営が早期に回復するよう努めてまいりたいと考えております。

これまでも、国の支援策と併せ、町独自の施策展開を実施しているところであります。今後の支援策につきましては、これからの経済状況や事業所のニーズを踏まえる中で、さらに実施が必要となる場合は、町内事業所の事業継続と経営の安定化を図れるよう支援をしてまいりたいと考えております。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、（イ）今後の取組は、のご質問のうち、今後の予防策と町民への周知、また、町の行事、イベントの延期、中止の考え方についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の拡大に伴い、4月7日に東京都や大阪府など7都府県に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、4月16日には、都市部から地方への感染波及の状況から、対象地域が全都道府県に拡大、5月6日を期限に外出の自粛、都道府県をまたぐ移動の自粛、一部事業者への休業要請など、全国一丸となった感染拡大防止の取り組みが行われました。その後、感染状況等を踏まえ、5月14日に長野県を含む39県、25日には全都道府県の緊急事態宣言が解除されたところでございます。

しかしながら、緊急事態宣言は解除されたものの、感染のリスクがなくなったわけではなく、現在も新規の感染者数が増加している地域もあり、第2波、第3波も懸念される中、引き続き感染防止対策に取り組む必要があります。

国においては、5月25日に外出自粛やイベント等の開催制限、施設の使用制限等の段階的緩和の目安を示し、これを受けて、長野県では5月29日に社会経済活動再開に向けたロードマップを作成いたしました。これによりますと、新しい生活様式の定着等を前提とした移行期間を7月31日までとし、人の移動や観光、地域内の需要喚起、イベントなどについて、段階的に活動のレベルを引き上げていくこととしており、基本的には町においてもこれに準じた対応をすることを5月29日の対策本部会議で決定したところでございます。

「新たな生活様式」につきましては、5月4日の国の専門家会議により、その実践例が示されたところで、一つとしては、「一人ひとりの基本的感染対策」として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染防止の3つの基本と感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える等の移動に関する感染対策が挙げられています。

2点目として、手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底、こまめな換気、身体的距離の確保、3密の回避など、「日常生活を営む上での基本的な生活様式」、3点目として、買い物、娯楽、スポーツ等、公共交通機関の利用、食事、冠婚葬祭など親族の行事に関する「日常生活の各場面別

の生活様式」が、また、4点目としてテレワークや時差出勤などの「働き方の新しいスタイル」が挙げられています。

また、県においても、信州版新たな日常のすすめを作成し、感染予防について県民にお知らせをしており、町も国、県の取り組みに連携した「新型コロナウイルス感染防止の取り組みについて」を作成し、ホームページでお知らせをしているところでございます。

今後の感染の状況によっては、対応が変わる可能性もございますが、町としましては、国、県の動向を踏まえ、今後もホームページや防災行政無線、必要に応じてチラシ等を全戸に配布するなど、随時、最新の情報をお知らせしてまいりたいと考えております。

町民の皆様にも「新しい生活様式」を意識し、引き続き基本的な感染予防を心がけていただき、感染防止にご協力をいただきますようお願いいたします。

次に、町の行事やイベントにつきましては、これまでも町の対策本部会議において協議し、中止や延期等について決定をしております。判断基準といたしましては、換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面の3つの密の回避ができるかどうかということを主眼に置き、マスク着用や手指消毒の徹底を基本とした上で、屋内では定期的に換気を行う、可能な場合は参加者数を減らす、極力時間を短くする、参加者間の間隔をできるだけ2メートル、最低でも1メートル確保するなど、最大限の工夫をした上で開催の可否を判断することとしております。

また、多数の参加者が見込まれたり、参加者が特定できないものや、高齢者、基礎疾患のある方などの参加が見込まれるイベント等につきましては、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、当面は慎重な対応をすることとしております。

個別の行事等については、これらの基準に照らし、一つ一つ精査した上で判断をしております、町民まつり坂城どんどんにつきましては、実行委員の皆様にご意見を伺い、大会長である町長、副大会長の議会議長さん、商工会長さん、区長会長さん、消防団長さんによる審議の結果、中止の判断を行ったところでございます。

また、毎年8月15日に開催している成人式・成人祭につきましては、年代的に地元を離れて就職や進学をされている方もおり、県内外からお集まりをいただいている状況や、成人祭においては飲食をしながら歓談をするといった状況を踏まえ、実行委員会において検討をいただいたところ、8月15日の開催は難しいとの判断となり、秋頃に延期の方向で、今後、実施日等を決定していく予定といたしております。

その他、町民運動会や町文化祭においても、同様に実行委員会を開催する中で検討をお願いしていく方向で考えております。

また、村上地区を対象として8月30日に開催を予定しております町の総合防災訓練につきましては、昨年の台風19号災害を踏まえての訓練内容の見直しや、運用を開始した同報系防災行

政無線及び今年度整備される移動系防災行政無線を使った訓練を含め、特に密になる状況を回避する実施方法や開催時期について、改めて検討をしているところでございます。

なお、町主催のイベント、行事等の中止や延期の状況につきましては、随時、ホームページを更新し、お知らせをしておりますので、引き続き迅速な情報発信に努めてまいります。

企画政策課長（臼井君） 私からは、各区への支援の状況という部分についてお答えをいたします。

自治区等が実施する地域の活動は、その内容や規模、実施時期など、地域によって様々であり、それぞれ事情も異なることから、事業の取り組み方や行事の実施の可否等について、判断に苦慮しているといった声が、新型コロナウイルスに対する対応が本格化した本年2月頃から幾つかの区から寄せられたところでございます。特に、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応等につきましては、大変短いスパンで状況が変化しておりますことから、町といたしまして、各自治区の行事開催の可否や内容変更などを検討される際の参考にしていただけるよう、国や県、町の対応、対策等が発表される都度、地域にお願いしたい取り組みや町における行事やイベントに係る開催の考え方について、区長さんや分館長さん宛に、直接、情報提供を行ってまいったところでございます。そうした情報も参考させていただく中で、各自治区におきましては、密集、密接、密閉のいわゆる3密を避けるなどの開催方法の工夫や、場合によっては行事を中止、または延期するなど、地域を挙げて新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力をいただいているところでございます。

情報の提供といった面以外でも、地域の実情に応じて実施が必要となる活動や取り組み、資源物収集の立合い等における感染症の防止、予防にご活用いただけるよう、4月下旬に全区にマスクの配布を行ったところでございます。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の防止とともに、感染拡大の影響を受けている住民生活の支援をする目的で創設された国の地方創生臨時交付金を活用した地域への支援策として、感染予防のためのマスクの追加配布や資源物収集等に使用していただけるビニール手袋、公民館や集会所など施設用の消毒液、手指消毒用のアルコール消毒液など、地域の活動で使っていただける物品について予算を計上し、早期の配布に向けて準備を進めているところでございます。

国の提唱する新しい生活様式は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑えるため、従前の生活様式を変えながら社会活動レベルを段階的に戻していくために、社会全体、地域全体で実践するライフスタイルであります。今後、この新しい生活様式を実践していくにあたり、感染拡大を防ぐことはもとより、同時に新型コロナウイルスへの感染リスクが地域の活動意欲の低下につながることはないよう、また、地域における人と人とのつながりや積み重ねられた共助の力、こういったものを継続するためにも、今後の地域活動における新しい生活様式の円滑な実践に向け、引き続き情報提供をはじめ、必要な支援を講じてまいりたいと考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） フェイスシールドについてのご質問のうち、マスクとフェイス

シールドの効果についてお答えいたします。

まず、マスクとフェイスシールド両方に共通する効果といたしまして、ウイルスのついた手などで直接口に触ることを防げるのが挙げられます。また、それぞれの特徴といたしましては、マスクは咳やくしゃみなどの症状のある人がマスクを着用することにより飛沫の感染を防ぐことができ、感染拡大を防止する効果があります。しかし、マスクは花粉の侵入を防ぐ効果はあるものの、一般的なマスクでは新型コロナウイルスのような微粒子の侵入を完全に防ぐことは難しいといったことが挙げられます。

一方、フェイスシールドは、様々な形状がありますので、形状によって効果は異なりますが、眼に加え、鼻腔、口腔粘膜を同時に防護し、飛沫の跳ね返りや飛び散りを減少させますが、曇ってしまったり長時間の着用にはあまり適さないとされ、一般的には医療現場など、感染患者に接触するリスクが高い場所で使用されることが多いとされております。こうした特徴について理解していただいた上で、感染予防としてどちらを使用するかにつきましては、使用される方の判断によるかと思えます。

今後の感染の状況によっては、対応が変わる可能性もございますが、新型コロナウイルスに関しては、新しい生活様式で示されているように、一人一人の基本的感染対策として、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの感染防止の3つの基本を行うこととされておりますので、まずはマスクの着用を基本に、必要に応じてフェイスシールドを使用していただくといった選択もあるのではと考えております。

教育文化課長（堀内君） （ハ）フェイスシールドについてのうち、教育現場の熱中症対策とフェイスシールド採用の考えは、についてお答えいたします。

町内小中学校につきましては、長期間に及んだ一斉臨時休業も終わり、5月25日から学校再開を迎えるにあたり、3密を避けた新しい生活様式を取り入れながら、新型コロナウイルス感染症と共存していかなければならないという認識の下、子ども達の学びを保障することの両立を図ることが重要であると考えているところでございます。

文部科学省から学校再開に向けたガイドラインが作成され、「学校教育現場においては、飛沫を飛ばさないことを重要視し、基本的には常時マスクを着用することが望ましい」と示されております。ただし、「気候の状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外し、十分な換気と人と人との距離を確保するなどの配慮が必要であり、体育の授業においては、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症のリスクが高まるため、こうした配慮がなされれば、マスクの着用は必要ない」と示されているところであります。

今後、新しい生活様式を取り入れ、学校生活を行っていく上では、飛沫を飛ばさないために有効であるマスクの着用のほか、3密を避けるよう対応してまいりますので、現在のところ、学校へのフェイスシールドの採用については予定していないところでありますが、学校運営の状況や

国、県の指針等の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

9番（滝沢君） 町長、担当課より多岐にわたり詳細なご答弁をいただきました。どれも非常に大切な内容で、本当はちょっと所見といいますか、いろいろ意見もあったんですが、ちょっと時間も限られておりますので、町長に一つだけ、ちょっとご答弁いただきたいんですが、先ほど、答弁の中で、飲食店の売上げ、業績がかなり落ち込んでいるというようなお話の中で、町は、その中でもテイクアウトの事業、それから職員の皆さん、デリバリー、これも非常に積極的に取り組んでいただいているということは評価をしておるんですが、その中、5月2日に、県の首長会で、市長やそれから職員の歓送迎会、これが2月、3月にかけて全て中止、延期、延期というのはどうなるか分かりませんが、開催をされていないわけです。その中で、首長会で、今後、積極的に、そういう今まで、ちょっと延期に、中止になっていた歓送迎会を市ですから、市のいろんな飲食店を使ってどんどんやっっていこうというようなことが、皆さん総意で了承されたということが載っておりました。これは、私も事務局に確認したら、町村会のほうにも、そのような指針をこれから下ろしていくというような話もしておりましたけれども、その点について、新しい日常ということで、なかなか3密という部分では、非常に難しい部分もあるんですが、やはりいろんな工夫でできる、私、あれもできると思うんですけども、当町の場合、そのような方向性についてのお考えをお聞きしたいと思うんですが、どうでしょうか。

町長（山村君） 長野の加藤市長の発案で、そういう発言されたと思いますけども、私、その場にいませんでしたので、詳細は分かりませんが、国全体としまして、何とか皆さんで協力いただいて、6月19日以降、新たなステージに入っていくと思いますので、その段階で適切な状況になっていけば、3密を防いで、新型コロナウイルスに対する対応の仕方を注意しながら、そろそろ会食の機会というのも積極的に適切につくっていったらどうかと思いますので、そういう趣旨で、町としても声がけをしたいなというふうに思っております。

以上であります。

9番（滝沢君） 前向きなご答弁いただいたと思います。我々同僚議員の中にも飲食店を経営されている方もいて、大変、いろんな辛い思いをされていると思いますので、やはり、町がある程度、そういう方向で示していただければ、町民の方もそれに続いてやっっていけるんじゃないかと思うので、ぜひ、前向きにお願いしたいと思います。

あと、全体的に、非常に、これはそれぞれ問題、それからいろんな施策というのは、それぞれいろんな形でやっただいただいているんですけども、やはり一番心配なのは、当町では今のところ感染者というような事例は出されておられませんけれども、最近の報道では無症候感染者、実際に感染していても自分の症状として出ない、ただ第三者にうつしてしまう危険性があると、これは非常に、やはりこのコロナの恐ろしいところだと思うんです。ですから、今後、第2波、第3波ということ予想する場合に、もし、今のところ、当町では出ておませんが、あつてはほしく

はないんですが、もしそういう感染者の方が出た場合に、どういう対応を取られるのか、それだけちょっと確認をしておきたいのですが、お願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） もし、町内で感染者が出た場合の対応ということでございます。現状で申し上げますと、感染者が発生した場合、感染者ですとか濃厚接触者に関する直接的な対応というのは、これは保健所の管轄になってまいります。そうした中で、保健所から特段の要請があれば、そうした方のケア、フォローについては協力をしてまいりたいと考えていることが1点。それと、町といたしましては、感染経路ですとか、濃厚接触者の状況などを把握する中で、場合によっては、必要に応じてということになるかと思っておりますけれども、例えば、町内施設の利用の制限であったり、あるいは閉鎖といったことについては、その都度判断をしていくということになるかと存じます。

また、県による感染者の発表、従来、保健所単位ということでやっておりましたけれども、4月24日付の県からの事務連絡によりますと、市町村名まで公表しますということになっておりますので、そうした際に、町民の皆様には混乱を招かないように冷静な対応を呼びかけていくということも必要だろうと思っております。また、こういったことがあると当然ながらお問い合わせですとか、ご相談といったことも増えてくると存じます。こうしたことを踏まえまして、町のほうでも、5月に町の保健師が長野保健所の有症状者の相談窓口の相談の対応について、実際に現地へ行って学習をしてきたといった経過もございますので、ケースに応じて適切な対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

9番（滝沢君） 再答弁いただきました。やはり、まずそういうこと、あつてほしくないんですけども、やはり、町民の方、そうなった場合、いろんな受け止め方をして、今回の場合も、そんな形でいろんな尾ひれがどンドンついていくというようなことが非常にまずいと私思っております。やはり、その場合、対処というのは、なかなか難しいと思うんですが、やはり正確な情報の提供と、それから発信、やっぱりこれを町のほうには何とかお願いをしたいと思っております。

それと、いろいろご答弁いただいた中で、マスクです。先ほど、ご答弁いただきましたけれども、やはり、今、我々、マスク日常になっているんですけど、やっぱりこのマスクを過信してはいけないと私は思うんです。やっぱり使い方によっては、いろんなところに触って、また置いて、また着けてという、こういう繰り返しの中では、自分の手についたウイルスが、また、口から鼻からというリスクがありますので、そこら辺はやはり、もう一度考えなくちゃいけないのかなと、それに伴ってフェースシールドも、私もちょっと若者のグループに、連休前に提案したんですが、今、市販でかなり安いものから出回っているということで、今後、また考えていきたいというふうには言っておりましたけれども、マスクとフェースシールド併用でできるような高機能なものが坂城町のものづくりの技術でできればいいなというふうに思っておりますので、研究できるころはお願いを申し上げます。

ということで、各自治区のほうの対策といえますか、あれもお聞きしたんですが、ちょっと再質問の時間がないので、1点だけ、先ほどの中で、最初の大森議員の中でも、非接触体温計というお話がありましたけども、これ、いろんな場合に区の中でも考えられる場合があると思うんで、これ各27自治区に全て1個ずつというのはちょっと大変だと思うんですが、場合によって貸与というか貸し出しができるようなことができればいいなと思っております。その点を提案させていただいておきますのでよろしく願いいたします。

ということで次のテーマに移りたいと思います。

2番目、マイナンバーカードについてであります。

何かと物議を醸しているマイナンバーカードですが、このたびの特別定額給付金での混乱があり、様々な問題が発生しております。特別定額給付金の事務作業で、オンライン申請では、アナログでの確認作業を強いられ、大変手間のかかる状況が推察されます。ただ、当町の場合は短期間で給付も始まり、迅速な対応をしていただいておりますことに感謝をいたします。

以下、状況について伺います。(イ) 利便性の向上に向けて。

1、特別定額給付金のこれまでの申請状況とオンライン申請状況は、また、申請上の不備は。

2、マイナンバーカード交付の現状で、3月までの状況と4月以降の交付実績、交付率など、また再交付の状況を伺います。

3、今後、マイナンバーカード普及に向けての取り組みは。

次に4としまして、マイナポイント制度の概要と申請の状況は、また今後の周知への取り組みはということで質問いたします。

総務課長(柳澤君) 2、マイナンバーカードについて。(イ) 利便性の向上に向けてのご質問のうち、特別定額給付金について答弁いたします。

町民の皆さんが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により外出自粛等の制限を強いられた状況の中、生活支援などを目的とした1人あたり10万円が給付される特別定額給付金に関しましては、当町における申請受付をオンライン分について5月1日から開始したところでございます。また、郵送による申請受付は申請書を5月20日に一斉に発送し、翌週26日から開始をいたしました。

これまでのところ、6月3日時点でオンラインにより151件の申請を受け付け、郵送や窓口での紙の申請書による受付を4,800件ほど受け付けたところであり、全世帯のうち約8割の申請をいただいたところでございます。

5月20日の最初の給付金の支給から順次審査、入力作業を終えた分について支給手続を行っているところであり、6月3日時点で3,203世帯、8,010人分、8億100万円の支給が完了したところでございます。今回の制度の趣旨も踏まえ、多くの職員が通常業務と合わせて作業に携わり申請いただいてからできる限り早く支給できるよう努めているところでございます。

申請いただいた際の不備等に関しましては、オンライン申請に関しましては当町においてはほとんど見られず大部分が正常に申請いただいている状況であります。同じ方が複数回申請されたり、通帳等の必要な添付データがなかったりと若干ではあります。受け付けられなかったり修正をお願いしたケースがございました。

なお、マイナンバーカード申請窓口では幾分混み合いましたが、報道等にありました人々が殺到するようなことは見られませんでしたし、オンライン申請を中止するといった混乱は生じていないところでございます。

一方、郵送などによる紙の申請書によります申請におきましては、添付書類としてお願いしている世帯主の身分証明書や振込口座の写しなどがついていないケースなど、必要事項のご記載がないケースなどが一定程度あります。順次書類をそろえていただいたり、追記していただくなど、それぞれ個別に修正をお願いしているところであり、書類の補足や修正後再審査を行いまして、支給手続を進めているところでございます。

住民環境課長（関君） マイナンバーカードの交付状況について、お答えします。

令和2年5月末現在、1,713枚、町民全体に対して11.54%の交付状況となっております。令和2年3月末までの交付実績が1,530枚でありましたので、4月以降の交付実績としましては183枚、1.25%の増という交付状況です。昨年の同時期が0.21%でしたので約6倍という大きな伸び率となっております。

また、既にマイナンバーカードを持参されており、紛失や更新の理由で再交付をされた方の人数につきましては、令和元年度1年間で11人ということでしたけれど、本年4月以降の人数が5人となっております。

なお、マイナンバーカードの受け取りの際に設定している暗証番号なんですけれど、それを忘れてしまった、変更したい、などの理由により再設定をされた件数につきましては、令和元年度が39件となっておりますが、4月以降につきましては、多くの町民の方から申請がありまして、件数的には既に34件と前年度全体の件数とほぼ同数の申請となっております。

カード普及の取り組みといたしましては、町民の方が来庁され窓口において転入などの住所の変更の届出、各種証明書の申請があった際に勸奨チラシの配布とともにお声がけをさせていただいて、また確定申告、また乳幼児健診、そういった際には各会場で来場された方にチラシを配布するなどして啓発活動を行っているところでございます。

企画政策課長（臼井君） マイナンバーカードに係るご質問のうち、マイナポイント制度についてお答えをいたします。

国が今年9月から実施を予定しておりますマイナポイント制度につきましては、消費の活性化、マイナンバーカードの普及促進、官民キャッシュレス決済基盤の構築を目的とする事業でございます。

制度の概要といたしましては、マイナンバーカードをお持ちの個人がマイナポイント事業に対応したキャッシュレス決済サービスの中からご自分が使用するキャッシュレス決済サービスを選択して申し込みを行いますと、選択した決済サービスへのチャージ、またはそれを利用した買い物をした際にチャージ額または買い物額の25%、1人当たり上限5千円分のマイナポイントを取得できるという制度でございます。

このマイナポイントは、各個人が選択したキャッシュレス決済サービスに対応したポイントとして取得でき、今年度中に限りご利用いただくことができるというものでございます。

実際のマイナポイントの申し込みは本年7月からとなっておりますが、現在は制度の開始に先立ちマイナポイントの予約を受け付けているという状況でございます。

続いて、申請の状況は、とのご質問であります。現在受付を行っている予約の手続は、個人がお持ちのスマートフォンですとか、パソコンなどから直接行うことが可能であるということに加えまして、その状況について国から市町村に対して特段の情報提供がございませんので、町内でどれぐらいの方が手続を行っているかという部分については把握できない状況となっております。

全国の状況を見ますと、人口約1億2,700万人に対しまして2,100万枚、約16.5%の方にマイナンバーが交付されておまして、そのうち5月14日時点で42万3,900人の方、マイナンバーカード保有者のうち約2%の方がマイナポイントの予約の手続をされているという状況が公表されているところでございます。

町では、予約の手続ができない方等に対しまして、申請支援として企画政策課窓口パソコン端末を用意して手続のサポートを行っておりますが、5月末日現在、役場で設定をされた方につきましては31人となっている状況でございます。

マイナポイント制度の周知につきましては、国が行っている広報のほか、町のホームページや広報さかきへの掲載、防災行政無線を通じた放送のほか、町内の公共施設、スーパー、コンビニエンスストア、金融機関等の窓口にもチラシを配置するなど、積極的な制度の案内を行っているところでございます。今後につきましても様々な媒体を活用する中で、制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

9番（滝沢君） 担当課よりご答弁いただきました。やはり、マイナンバーカード、この特別定額給付金の申請に合わせて大分増えてきたなど、国の平均が大体15%ぐらいということですので、11.54%ですか、これからの普及ということは大事だと思うんですが、いずれにしてもこのマイナンバーカード、いわゆる紐づけということでいろんな議論をされておるんですが、やはり政府には、そのしっかりとした説明責任、これからどう変わっていくのか、そういう利便性ということを国民が求めておるということですから、そういう説明をしっかりとさせていただきたいと思っております。

一点だけ、ちょっと再質問いたします。この特別定額給付金ですが、申請期限が8月25日とされておりますが、先ほどのご答弁でかなり今、8割ぐらいの方が既に申請ということですが、それまでの8月までの間、どのような周知と申しますか対応されるのか、それだけちょっと確認させてください。

総務課長（柳澤君） 特別定額給付金の申請をまだされていない方への周知ということでございます。

給付金の申請のお知らせにつきましては、全町的には広報さかき、あるいは防災行政無線を活用しました音声、そしてホームページやすぐメールなどの様々な媒体を活用した周知を今後も行ってまいります。また、未申請の方につきましては、個別に文書にて勧奨を行うことも予定をしているところでございます。

9番（滝沢君） 再答弁いただきました。

時間の関係でまとめますけれども、やはりこの新型コロナウイルス感染症、非常に目に見えないものと戦っていくのは非常に困難な状況にあります。第2、第3波に向け懸念する中で、やはり一番はこの財政運営というのが国も含めて県それから当町の場合もそういう厳しい運営が予想されるわけです。感染予防と経済活動の推進と新しいかじ取りが必要になりますが、情勢を勘案する中で施策の展開をお願いしたいと思います。

最後になります。

これまで日本各地で大規模な自然災害が多数発生しております。そのたびに多くの音楽関係者、芸術団体の皆様の支援が復興の力と支えとなり、大きな役割を果たしてまいりました。今回のこのコロナ禍はまさにその皆さんをも直撃し、経営状況も悪化し存続の危機にある交響楽団、劇団もあり、活動再開への道筋は困難な状況で文化・芸術分野が衰退してしまうおそれがあります。

そこで私はお願いしたいのは、このコロナ禍が終息した暁には、ぜひとも優れた芸術家の皆さんを当町にお招きし、町民の皆様と共に芸術の世界を共有できる機会をぜひ開催いただくよう、心から望んでおります。実現のために、これは町長それから教育長に、ぜひともお願いをしたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時16分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、13番 中嶋 登君の質問を許します。

13番（中嶋君） 議長、大変すみません。マスクのことばかり気にしていて眼鏡を忘れまして。マスクは、先ほどと違いまして、町長もおやりになっていました、ねずこんのマスクで一般質問をしようと、こういうようなことを考えました。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、町長にもお話し申し上げましたが、ねずこんで頑張っています。それから私思いました、やっぱり、今日、実は、ざっくりですが、私、70回目の一般質問です。それで、こう見たときに、みんなマスクしたというのは初めてです。我々議会の者は当然、みんなマスクしています。何かこれは歴史に残る部分だから、私写真好きだから本当は撮りたいな、なんて思いました。もしよかったら明日にでも、町の広報の彼に頼んで写真なんか撮ったらいいんじゃないかなんて思いましたので、お考えいただければと思います。

それこそ今、一般質問これからやるわけですが、皆さんもご存じのように、私も今言ったように、長年議員やっていると、例のあの大雪のときにも、大体六、七人の人がここへ登壇しまして、どうするんだとやりました。去年は去年で19号台風でしたかね、あのときもやっぱり七、八人の人がどうするんだと。こんなことばかりで弱ったなというふうに思っております。そしてまた今回も、私勘定してみたら、今回、一般質問、議会側から10人登壇させていただくわけですが、その中で何と6人がコロナ、コロナと、えらいみたいであります。ただ、でも逆に言うと、やっぱりそれだけ皆さん真剣なんです。町民の、私たちは負託を受けております。真剣なんです。だから、屋上屋のようなことがあってもいいし、壁の上塗りのようなこともあっても私はいいと思っております。みんな心配しとるわけです、どうするんだということで。それから、新聞なんか見ますと、何村でしたかね、何か長野県内ではあったと思うんですが、6人しかいない議員、全員がコロナであります。おら村さ、どうするんだと。同じように、坂城町もそういうことで、既にもう2人でしたかね、午前中やりました。私その後、また3人コロナ問題でやるというような、そんな流れになっておりますが、ひとつ、それだけ町民も、やっぱり心配しとるということの中で、ご答弁をよろしくをお願いをしたいと思います。

だから先ほども言いましたけども、大雪のときもそうだったし、19号もそうでしたし、もっと過去を言えば日赤上山田病院が閉鎖して違うところになるよと、そのときもやっぱり議会側から大勢の皆さんが、ここで、やっぱり困ったぞというようなことで、いろんな苦勞をしながら解決して、今に坂城町は至っているというふうに思うものであります。

私も長い人生を坂城町とともに歩んでまいりました。今思えば、南条小学校へ行っている頃の話であります。毎年のように夏になれば赤痢がはやり、クラスの友も赤痢にうつり、当時、東信病院の伝染病赤痢病棟に隔離入院を長い間しており、小学校1年、2年の頃でしたから、父ちゃんや母ちゃんに会えなくて切なかつたばいと友もそんなことを言っておりました。つい昨日のような気がするわけですが。また、トイレに入ると洗面器の中にはクレゾール溶液が入っており、用を足すと両手を10秒ぐらいつけて、そういうふうにやれと先生に押されまして、それを手つけて、水道でその後は水できれいに洗いました。でも、独特のクレゾールの、鼻につく

あの臭いはいつまでたっても消えませんでした。そうはいつでも、あの臭い臭いが赤痢菌を殺しているのでしょう。当時、そんなことを思ったものであります。

あれから60年、赤痢菌は絶滅したようではありますが、何と、今度は新型コロナウイルス感染症が、何人も言っておるわけではありますが、中国の武漢から始まり、今や世界中に広がっており、日本も、安倍総理が緊急事態宣言を出したときには坂城町町民の多くが騒然となったことは、これは皆さん言うまでもありません。

坂城町も、4月7日には、山村町長を本部長とし、新型コロナウイルス感染対策本部を早速立ち上げるとともに、町民に適切な指示を出していただき、このことに関しては私も敬意を表するものであります。ありがとうございました。

さて、質問に入らせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。

(イ) 第2波、第3波に備えて。

安倍総理は、5月17日に、39県において緊急事態宣言を解き、さらに25日は首都圏を含めて全面解除を行いました。しかしながら、第2波、第3波の到来も心配されておるわけであり、今後、町の感染防止対策や経済対策のお考え、先ほども大分ご答弁いただいています、さっきも言いました、2回、3回同じ答弁でも構いません。そうは言いましても、役場の職員の皆さんの、この心構え、その辺をお尋ねをいたします。

(ロ) 終息後の対応は。

先ほどのセキュリティーの話ではないですが、近い将来、必ずや収束する 때가来ます。その年には町を上げて大きなイベント、例えば、コロナ撃退祭り、名前はどうでもいいんですが、そのような名前をつけて大いに喜んで祭りをしたらどうでしょうかと、こういうふうにも思うものがあります。そしてなおかつ、町内活性化を込めて、町民全員に1万円の坂城町でしか使えない商品券を出して、町のにぎわいを取り戻したいと私は思うものであります。

以上で町のお考えをお尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 1、新型コロナウイルスについて、私からは（イ）第2波、第3波に備えてのうち、感染防止対策についてお答えいたします。

ご質問にございましたように、新型コロナウイルス感染症につきましては5月25日に全都道府県での緊急事態宣言が解除され、今後段階的に社会活動や経済活動のレベルが引き上げられることとされております。緊急事態宣言は、肺炎など重篤な症例の発生頻度や感染経路が特定できない症例の状況、医療提供体制の状況等から、感染症の蔓延により国民の生命や健康に著しく被害を与える恐れがあり、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある事態が発生したと認められる場合に、法律に基づき政府対策本部長から発せられるもので、東京都など首都圏においては49日間、長野県についても29日間、この宣言の下にあったこととなります。特に宣言

期間中は、マスクの着用など基本的な感染対策に加え、全国で外出自粛や移動の制限、一部事業者への休業要請等、それぞれの国民や事業者の取り組みに加え、政府においても継続的に水際対策を強化することなど、新規感染者の著しい増加には一定の歯止めをかけられたものと考えております。

一方、世界の感染動向を見ますと、当初はアジアからアメリカ、ヨーロッパへと広がりを見せ、今は中南米や中東地域、アフリカなどにも拡大している状況で、特に、医療体制が脆弱な地域での感染拡大が大変懸念されるところでございます。

国内においても一部地域では再び感染の増加が見られ、これに加えて、今後社会経済活動が再開されるに従い、国際的な人の移動による第2波、第3波といったことも当然警戒していかなければならないと考えております。しかしながら、現時点ではワクチンや治療薬での対応が難しい状況でありますので、まずは一人一人が感染防止の対策を取ることが必要になってまいります。

町民の皆様には、これまでもマスクの着用や手指の消毒、換気の徹底、人との間隔の確保、3密の回避など、様々な感染予防策のお願いをしてまいりましたが、今後もこうした取り組みを日常のこととして生活の中に取り入れていただけるよう呼びかけを行ってまいります。

町におきましても、これまでに庁舎へのアルコール消毒液の配置や窓口にアクリル板を設置したり、定期的な換気やカウンターの消毒などを行い、職員だけでなく来庁された方に対しましても感染のリスクを低減させる取り組みを実施しております。また、町内の医療機関や福祉施設などには、これまで国内でクラスターが発生していることを踏まえ、ご寄附いただいたものや町の備蓄、県からの提供分などを含め、数回にわたりマスクをお届けしています。町では、これまで数度にわたる補正予算の専決処分をさせていただき、衛生用品や防疫用品等の備蓄品の充足を図るための経費を計上させていただいており、マスクや消毒液、使い捨て手袋、ペーパータオルなどの購入を進めているところですが、今後も感染の第2波、第3波があり得ることを念頭に、これらの備えを充実させてまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、（イ）の第2波、第3波に備えての質問のうち、町の経済対策と、（ロ）の収束後の対応はについてお答えをいたします。

国の緊急事態宣言が解除され、経済活動も少しずつ動き出してきたところでございます。緊急事態宣言が出されていた間は、外出の自粛要請や一部事業所の休業要請等に伴い、経済活動を低下させてウイルスの感染拡大の防止を図ってきたところでございます。このことで経済も疲弊し、事業運営がままならない状況にある事業者に対しては各種の支援を国や県、町独自としても講じてきたところでございます。一旦感染拡大が落ち着いてきたとはいえ、第2、第3の波が今後到来した場合には、経営が持ち直してきたといたしましても再び悪化する可能性がございます。そうした場合に、これまで実施してきた支援で足りるのか、あるいは別の新たなメニューが必要となるのかを、状況を見ながら迅速に対応し、情報収集にも努めてまいりたいと考えております。

また、国や県などの関係機関による支援制度などの情報にも注視し、必要なときに必要な支援策をお使いいただけるように、情報提供や申請時のサポートについて商工会等支援機関とも連携して行ってまいりたいと考えております。

続きまして、（ロ）の収束後の対応はについてお答えいたします。

新型コロナウイルスの影響により多くの皆さんが待ちわび、楽しみにしていた東京オリンピックやパラリンピック、そして各種国内外の大きな大会及びイベント等が延期となっております。県内におきましても善光寺の御開帳をはじめ、各地域で行われる夏祭りや花火大会などが延期されており、町内で計画を進めておりました「ばら祭り」や「町民まつり坂城どんどん」など、大勢の皆さんにご参加いただくイベントも感染拡大防止と安全を考慮し、中止とさせていただいたところでございます。

新型コロナウイルス感染症が収束した際のイベントにつきましては、収束の時期がまだ見通せないところではございますが、状況を見ながら、より多くの皆さんが集まり、楽しめるイベントを計画していければと考えております。

今後のアフターコロナの取り組みとしまして、今まで実施してまいりましたお祭りやイベントなどについては、新しい生活様式も踏まえながら規模の拡大や拡充を図ってまいりたいと考えており、また、地域経済の回復や活性化につながるイベントなども関係機関等と検討してまいりたいと考えております。

ご提案をいただきました1万円の商品券の配布でございますが、家計への支援とともに町内の商業、サービス業などを営む事業所に対する経済効果もあるものと認識しております。実施に当たりましては慎重な検討が必要と存じます。

今回実施しておりますスランプラリー消費回復応援事業や昨年実施いたしましたプレミアム付商品券事業などは消費喚起による経済対策として取り組んでおりますが、事業所だけではなく、利用される方にとってもキャッシュバックなどのメリットがございますので、今後も状況を見ながら早期に経済回復が図られるよう関係機関とともに検討してまいりたいと存じます。

また、今後も国の経済対策や財政支援も活用する中で、より効率的で効果的な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

13番（中嶋君） ただいま、それぞれ課長よりご答弁をいただきました。なかなか、お2人の課長に、今、第2波、第3波、こんなこと絶対あっちゃいけません。そうは言いますが、いろんな学者たちの言っているようにあるでしょうね、これは。それを想定して坂城町は、やはり今、心意気をお2人の課長にお尋ねしたら、なかなかよくお考えになっていて、安心できるなど、坂城町の町民でよかったなど、このぐらいに私は今のご答弁を聞いて思ったものであります。

最後に課長も言っていましたけど、私のご提案申し上げました、おぎゃあと生まれた赤ちゃんからじいちゃん、ばあちゃんまで、1万円の商品券、全部に渡そうじゃないかと。いろいろ検討する

と、そして、ましてやさっきも言ったように、それを上田や千曲市で使うんじゃないくて、坂城町のお店で、坂城町の食堂で使うと。これはもう最高、一石二鳥、三鳥という、こういうあんばいで、そういうふうになることを願いつつご検討いただけると、こんなふうに私は受け取ったわけでございます。

また、先ほども申し上げましたように、私で3人目のコロナ、あと、私の次に3人控えております。そこでいろいろまたお尋ねすることもあると思いますので、私はもうこれ以上、心意気だけ聞きたかったら、あと、こうせい、ああせいということは私はここでは、もう、これ以上言いません。ですから、とつても、町民の皆さん大勢今日はテレビで見ていると思います。みんな、やはり坂城町は大したもんだと、第2波、第3波来たときには、このぐらいの意気込みで町民を守るぞと、こういうご答弁をいただきましたので、それ以上私は何も言いませんので。そうは言いますが、2波、3波来たときには町長を中心にして、ひとつまた、町民の命、守っていただければ幸いかと思いますので、どうかよろしく、職員の皆さん、お願いをしておきたい私は思うものであります。

さて、第2質問に、それでは入らせていただきます。

今も、見れば皆さんも分かるとおり、町長そして副町長、教育長もSDGsのバッジをつけております。私もつけております。議員の中にも何人かつけておる人もおります。これは、少なからずともSDGsに関心があり、バッジをつけて、いろいろ世の中の人にアピールをするものと私は思っております。これはもう、ある意味立派なことですよ。これから俺はこういうことをやるぞと、それに町民の皆さんより、それ、何だ、コロナみたいに丸っついバッジだけど、何だ、なんて言われたときには、コロナじゃねえ、これはSDGsだと、そのときに、どういうもんだというお話がそこでできれば、これからの時代いいのかなというふうに思うわけでございます。

2といたしまして、SDGsについて。

(イ) 小中学校への対応は。

世界のリーダーたちにより、2015年9月に国際サミットで採択されたSDGsは17の目標を定めました。そして、世界の、また、未来を変えるため、2030年という年にゴールをと決めたのであります。この17の目標は、誰一人残さないという考え方に基づいて定められました。言い換えれば、今から作っていく未来で生きていく、全ての時代の全ての人のための目標ということでもあります。

SDGsの目標を設定するときのポイントになった点は3つであります。1つは貧困の根絶、経済、社会、社会開発等持続可能な社会、環境保全の両立であります。2として不平等、格差の是正であります。3番として開発途上国だけでなく全ての国に適用されるということでもあります。持続可能な開発目標（SDGs）に示された17の目標と169のターゲットは、どれも人間、豊かさ、地球、平和、パートナーシップという5つの要素のいずれか1つ以上に関わり合いを持

っているということでもあります。

ゴールの2030年には、今の小中学生は大人になっております。SDGsの理念を勉強して、未来を変える大人になってほしいと思うものであります。そのためにも今のうちからSDGsをしっかりと勉強しておくべきかと思うが、今の坂城町の実情をお尋ねいたします。

以上であります。

町長（山村君） ただいま中嶋議員さんから2番目の質問としましてSDGsについて、また、小中学校の対応はなどについてご質問をいただきました。

SDGs（Sustainable Development Goals）ということで、持続可能な開発目標と訳してはいますが、ちょっと分かりにくい訳だと思います。「みんなでやろう開発目標」とか、何かそんなのが分かりやすいかなと思います。このSDGsは地球規模で直面する様々な問題や課題の解決に向けて、国連に加盟する193の国や地域が達成を目指す2030年に向けた国際目標であり、「誰一人取り残さない」という共通認識の下、先ほどお話のありました17のゴールと169のターゲットとが設定されております。2015年9月の国連で採択されましたので、その15年後には実現しようということで2030年でありましたけども、既に5年たっておりますので、残りあと10年ということになりました。

このSDGsの行動計画といわれる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、気候変動、自然災害、感染症といった地球規模の課題がグローバルに連鎖して発生し、経済成長や社会問題にも波及し深刻な影響を及ぼす時代となっているとして、世界全体の経済、社会そして環境の3つの側面について調和させながら進める取り組みが必要であるというところでもあります。最近の新型コロナの面に遭遇しましても、まさにこの精神が大事だなというふう感じております。

また、国におきましては内閣府にSDGs推進本部を設置し、SDGs実施指針を定める中で、多様なステークホルダー（利害関係者）が全員参加型で取り組むべきテーマであるとしております。

また、ご案内のように長野県におきましても、SDGs達成に向けての県の5か年計画「しあわせ信州創造プラン2.0」にこうした視点を組み込み、総合的なSDGsの推進を標榜しており、平成30年には全国に先立ちSDGs達成に合致する取り組みを行う「SDGs未来都市」として選定されたところであります。

そうした状況の中で、当町におきましては、令和3年度からの10年を見据えた町の基本構想を定める第6次長期総合計画を策定していく中で、町の課題やこれに対する施策をSDGs達成の観点からも整理し、町の施策の推進を通じてSDGsを推進してまいりたいと考えており、今年1月には職員を対象に研修会も開催したところであります。

また、ものづくりの町である当町におきましては、町内企業でさらにSDGs推進に向けて取

り組んでいくことがより重要であると考えるところであり、昨年2月に県の太田副知事を講師としてSDGsをテーマに町内企業を対象とした講演会を開催したほか、若手経営者を中心に組織する団体などにおきましてもSDGsについて学び、経営の中に取り入れていくために学習会も開催するなど、企業へのアプローチを進めているところであります。

町内企業におきましては、世界的に問題となっている海洋プラスチックごみ対策として、植物由来の生分解性プラスチックを使用した素材による成型開発に取り組み、現在、製品の製造につながっているところであるともお聞きしております。また、県が行うSDGs推進企業登録制度への登録につきまして、先月、町内企業2社が新たに登録されて、当町の登録企業は3社となったところであります。これ、公表されていますので名前申し上げますと、昭和樹脂さん、寿製菓さん、それから桜井製作所さん、この3社であります。また、それ以外に、登録はしていませんけれども多くの町内企業で環境対応や環境に配慮した取り組みが行われ、その取り組みや姿勢がホームページ等で発信されております。SDGs達成に向けた取り組みが多くの企業に広がるよう、町といたしましても関係機関等と連絡を図ってまいりたいと考えております。

続いて、町民の皆様への意識喚起、啓発といった面では、地球規模の課題解決に向けた取り組みということで、町民の皆様の中には、ご家庭や個人個人には一見遠い話のように感じられているところもあるかと思いますが、ふだんの生活の中で行っている食品ロスですとかごみの減量化、省エネに向けた行動などが結果としてSDGsにつながっているということであり、そういったことをお知らせすることでより身近に感じていただけるものと思っております。

今後、広報やホームページを通して、ふだんの消費行動などにおいてもSDGsの達成を促していくなど、意識啓発を図るとともに、身近なテーマをもとにして気軽に学んでいただける講座や講演会の開催などを通して、町全体でSDGs達成に向けて取り組んでいく気運を高めてまいりたいと考えております。

さて、ご質問の、未来を担う子ども達への教育につきましても、大変重要なテーマであると考えております。

この子ども達に対するSDGsについての直接的な学習としましては、学習指導要領の改訂に伴い、中学校3年生の社会科で「私たちと国際社会の諸課題」という項目で、国際連合の動きなどについて理解することの一つとして学習しております。

また、改訂された学習指導要領には、誰一人取り残さないとの理念の下、自然環境や資源の有限性、貧困、イノベーションなどに関わる17のゴール、169のターゲットからなる持続可能な開発目標（SDGs）を設定し、持続可能な開発のための取り組みを各国の国家主権を前提に進めている国際連合をはじめとする国際機構の役割が大切になっている現状を理解できるようにするとともに、国際社会において国家や国際機構以外の組織が活動していることを理解できるようにすると示されております。

また、SDGsという言葉はなくても、新学習指導要領の全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においてもそれに関連する内容が盛り込まれております。そして、SDGsの達成のためには、持続可能な開発のための教育——これ、ESDと言いますけども——これが学校で浸透されていくことが必要とされております。

当町におきましても、新しい時代を切り開いていく子ども達に持続可能な社会の創り手になってもらうべく、学校におきましてもSDGsを理解し、地球規模の課題を自らの問題として捉え、その解決のために主体的に実践していくことを身につける学習や活動を推進してまいりたいと考えているところであります。

13番（中嶋君） ただいま町長にSDGs ご答弁いただきました。学校関係だから教育長が答弁すると思ったんですけども、町長、みんなご答弁なされちゃったから、えっと思ったんですけども。坂城町も、この間も新聞に載っておりましたけど、我が町も手を挙げています、やるんだぞと。いいなと思っておりました。それで、今お話があったように町長も、その、今のを推進していかなきゃいけないんだと、この新しい時代ということで。そういうことを考えれば、やっぱり、先ほど私も言いましたけども、小学校の五、六年生から中学生は、大体10年後は大人になっております。そのときに、自分が認識してね、こういうふうにしなきゃいけないんだ、こういう地球をつくっていかなきゃいけないんだ、17項目もあるから、いろんなことがあるわけです。

私もあんまり、にわか勉強のような感じですが、この「SDGs見るだけノート」であるとか、またSDGsの20年、30年のようなこと、あと、資料はいっぱい、私、ありますが、こんな本がありまして、これは今の「見るだけノート」というやつは、ちょっと見ると、これは企業人が見れば面白いんだと思っています。要は、先ほど町長もおっしゃいました、新しい時代ということ。じゃあ何だいというと、新しい会社をつくっていかねばいけない、今までの発想の会社じゃ、もう駄目なんです。駄目と言っちゃうと言い過ぎではありますが、そうでなくて、これから未来に向けて新しい会社をつくらなきゃいけない、もう、何兆円も転がっているという、これは話です。坂城町では、私はやはり、町長もおっしゃたように、今、長野県に、その3社の企業があればいいと、ちょっと少ないとは思っております。もっともっと大勢の企業の社長連中も勉強せにゃ、わしはいけないと思っています。今までどおりでいいんだよと、今までどおり親会社から仕事もらってから、そのままやっつけばいいだよと、それ、駄目ですね、この本を読むと、やっぱり。とんでもない、この、今の歴史の流れが変わってきます。ですから、SDGsをしっかりと、会社の社長連中は特に一生懸命勉強して、新しい今の技術なり、新しいものを創生していかねばいけないというような部分ですから、今、私がここで、それじゃ、おまえ何やれるんだなんつって、こんなものつくりゃ、社長、もうかるわ、なんてことは簡単には申し上げられません、もう勉強していかないと。ついこの間までは、GNPの関係なんか言えば、日本

は世界でアメリカに次いで1番だ、2番だなんて言われておったんですが、今はどのぐらい落ちましたか、えらいことですよ。そういう分を考えれば、我が坂城町は、まさに工業の町であります。これが今までと同じような考えをしていたら、行く行くはとんでもないことになってしまうのではないかという流れであります。

だからこそ、町長が、今、一生懸命にね、企業関係のところも一生懸命やってもらわなきゃいかんよというようなお話もあったわけですし、子ども達にも今の中学3年生ぐらいではもう始めているんだというようなお話もあったわけですが、この今のもう一つの「2030年までのゴール」この本は、教育長に言えば、ああ、あそこの会社か、なんてすぐに思うわけです。日能研です。これ、学校の本つくっている会社ですよ。この会社がこれは出している。というのは、やっぱり小学校、少なくとも小学校の低学年は1年、2年とは言いませんが、高学年は必ずやるということで、どういうことを私言いたいかというと、できればこういうもので学校の先生方が勉強をして、そういう勉強を教える機会があったら副読本のようなものを自分たちで作ってもいいんですよ。文科省、なかなかこういうことは、文科省、動きづらいんですよ、きっと、何かわかりませんが。本来、文科省でもってSDGsに取り組んで、日本中の子ども達に教えて、こういう時代来るよと、こうするんだよということやりゃいいんだけども、なかなか、ああいう官庁の大きいところは動かない。だから私は、坂城は、もう一度言いますが、工業の町であります。工業を発展しなければ坂城町はもたない。そういうことを考えれば、やっぱり、少なくとも坂城町の小学校、特に中学生、町長は3年生ということを行いました、私に言わせれば1年生ぐらいのところから、この17項目ぐらいのことを全部、深く教えろと、私、言っているんじゃないんですよ、まあ、こういうもんだというようなことぐらい。17項目、私、深くやっていけたら、とてもじゃないけど終わらん、もう、何百時間子ども達教えなきゃ、1つの項目で、そんなこと無理ですから、少なからずとも17全部、その、今のページ数でいえば二、三ページで済むぐらいの部分なんです。そのぐらいのとこをきっちり教えてあげて、中には、子ども達のことですからね、あ、面白いな、俺はこんなことやってみてえわと、17項目のうちの。それをその子が追求して行って、将来、高校、大学出て、博士になってもらえばいいわけです。それからこっちは面白いなというのは一生懸命それを勉強して行って、企業を起こしていただいて、坂城町の社長になって、できれば、それこそ名誉町民の竹内さんの会社のように上場企業にでもなってもらえれば、こんなすばらしい話はないと。その根っこは何だいということ、このSDGsであるわけでありまして。これをよく勉強して、これを制したとこが天下を取るんじゃないかと、私はこのように思うものであります。

でございますので、町長にお答えいただきましたが、せっかくの機会でございますので、教育長にも、できれば私は小学校四、五年生ぐらいから、もう、SDGsを少し、子ども流で構いませんから教えてあげて、それで中学になったらもう少し17項目をきっちり教えるというような、

そういうことを、副読本みたいなものを坂城町独自のものつくってですね、やっていただければありがたいというふうに思うわけです。

私、教育関係あんまり詳しくありませんので、いや、時間ねえだろ、そんなこととか、いろんな問題あるかもしれません。でも、それは知恵を絞れば、人間ね、やっぱり何か生まれるんじゃないかと。町長も一生懸命になってね、SDG sということは、今、お話承れば、本気になっています。ですから、その辺の部分、先ほどのコロナの話と同じような感じで文化課長、教育長、お2人の意気込み、その辺をお尋ねを申し上げたいと思います。

以上であります。

教育長（清水君） ただいまは学校教育とそれからSDG sとの関わりについてご指導いただきまして、誠にありがとうございます。

子ども達にとって、やはりSDG sを教育として推進していくことは大変重要だと考えております。先ほどの町長の答弁にもありましたように、これから坂城町としても推進してまいりたいと考えております。

子ども達にとって、やはり単なる知識として終わらせていっても子ども達の身にはつかないだろうと考えます。したがって、まず最初に大事なことは、子ども達が自分たちの問題として夢中になれるかどうか、そこに対して課題を見いだすことができるかどうかということでもあります。これに関しては、やはり、今子ども達がやっている教育活動の中にはSDG sに関係する事柄がたくさんございます。例えば、人権教育、それから食育、健康教育、防災教育、平和教育、これは全てSDG sとつながっております、ただ、それを意識して活動はしていないということでございます。したがって、これから子ども達にこれを定着させていくためには、今やっている自分たちの活動が実はSDG sのこういうところとつながっているんだという、そういう実感を持たせることが大事かなと思います。そのために、やはり教育指導の仕方を工夫しまして、教師のほうでこのことはこういうこととつながっているというようなことを子ども達にしっかりと意識できるようにさせてまいりたいと思います。

例えば、具体的な例で言いますと、坂城小学校でやっております学有林活動というのは、森と遊び、森に学び、森を守るというテーマで活動をもう50年以上やっております。これもやはり、SDG sでいきますと15番目の目標ですね、そこに深く関わっておりますし、直接的にいうと4番、質の高い教育というところにも関わっておりますし、従って、そういうようなところを、また子ども達にしっかりと認識してもらって、身近な問題として子ども達がそれを自ら学んでいけるようにしていきたいと思います。

なお、教材、副読本のような関係の本づくりでありますけれども、SDG sについては国連広報センターそれから文科省や外務省など省庁、あるいは教科書会社等から無償で提供されている様々な資料がございます。それは大変カラフルでありますし、ポスターにも使えるようなものが

ございますので、そういうようなものを活用しながら、できるところでやっていければいいかなと思っております。あえてこちらから作って、かえってSDGsと反する内容にしてしまいますといけませんので、まずは取りあえずそういうところから始めていって、徐々に、また様子を見ながら考えてまいりたいと思います。

以上であります。

13番（中嶋君） 教育長に振っちゃいましたが、ご立派なご答弁きっちりいただきました。

今、教育長にお尋ねすると、もう既に、やっぱりいろんな項目で子ども達にSDGsにつながることを教えているんだと、そんなご答弁があったわけですが、なるほどなど、まさにそのとおりだなというふうに私も思ったわけです。なるほどと、もう始まっているなど。ただ、そういうことは、さっきも教育長もおっしゃっていましたが、やっぱり子ども達にただやらせているんじゃないくて、SDGsの中にあるようなことをおまえたちやっているんだよと、これは立派なことをやっているんだよと、そこはひとつ付け加えた教育をなされていただければ、言うなれば、さっき私言いましたように、SDGs、まさに大人になったときに大事な部分ですから、十分、私はそのときに埋め込んでおいていただければ、素晴らしい教育なされているなどと思います。

先ほど言いました、私はできれば本当は副読本みたいなもの、というふうに思っていたんですが、いろいろその、まあ、学校教育のことでありましようから、文科省の関係からいろいろ、またお役所絡みになってくるといろんな規制があるからね、私はそういうのはあんまり好きじゃないんですが、そういう部分があれば、そうは言ってもその前になれば法律の中でやっていかなければいけないという流れもございましょう。そういうふうな考えでいくと、今言われたように、無償ですばらしいカラー刷りのようなものがあるという、今、教育長ご答弁をいただきましたので、ぜひそれを実践なされてください。

小学生を、場合によっては中学生を精査する中で、これは坂城の子ども達にこのやつを勉強させればいなど、こんなふうなお考えの中で、ぜひひとつ、教育長を中心に、文化課長あたりも一生懸命フォローしていただいて、また、学校の校長先生たちにもお話をする中で、まさに私も、何度も言ったらいけません、町長が一生懸命やるよと言っているんだから、坂城町は。その部分で小学校、中学生の子ども達がやらないなんていうことは、絶対それはあっちゃおかなことであって、言うなればやってはおるんですが、私、町長の味方を今回はうんとするわけですが、一生懸命、日本で一番ぐらいに学校教育取り組んでいただければありがたいと、こういうことであります。町長、そんなことでよろしいでございますかね。町長も納得していますから、教育長、私も中に入って、あっちからこっちへ、今、お伝え申し上げたわけでございますので、そんなある意味意気込みを込めて、ひとつSDGs、坂城の小学校、中学の子ども達が日本一番になるように、ひとつよろしく教育長にお願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

時間もいい時間になってきましたし、今日は2項目にわたってでございましたが、皆さん真剣

に取り組んでいることがよく分かりましたので、これ以上私は質問は終わりとしたいと思います。

さて、最後に恒例でありますので、前段で質問をいたしました新型コロナウイルスが早く収束することを願い、詠み人知らずの短歌を添えます。いつも、これ、川柳でファンが多くて、今度は登は何やるだ、なんつってね、水戸黄門みたいに最後のとこだけおまえの一般質問見るわ、なんていう町民が大勢いるわけですが、今日はちょっと長めになりますが、詠み人知らずの短歌をご披露させていただきます。

「しばらくは離れて暮らす「コ」と「ロ」と「ナ」つぎ逢ふときは「君」といふ字に」、「しばらくは離れて暮らす「コ」と「ロ」と「ナ」つぎ逢ふときは「君」といふ字に」

以上で私の一般質問を終わりいたします。ありがとうございました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時17分）

6月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-------------------|---|---------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 | 上 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 | 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 | 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 | 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 長 | 瀬 | 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 長 | 細 | 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 長 | 宮 | 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1) 台風19号の復旧状況についてほか | 朝倉国勝 議員 |
| (2) 災害時避難についてほか | 玉川清史 議員 |
| (3) 国道18号バイパスの建設促進についてほか | 山城峻一 議員 |
| (4) 水害・土砂災害時の避難についてほか | 小宮山定彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、10番 朝倉国勝君の質問を許します。

10番（朝倉君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭、新型コロナウイルスに伴うパンデミックにより全世界の政治経済や社会生活に想像の絶する大変な影響と被害を生じさせております。当、日本におきましても、国民の皆さんの協力を得て、新型コロナウイルスの克服に全力を傾注した結果、感染者数をはじめ、死亡者についても、いろいろな評価はありますが世界に誇れる対応であり、また、大いに評価されることと考えております。

5月25日、緊急事態宣言が解除された今後は、ワクチン並びに特効薬の早期開発とその投薬ができるまで、withコロナ、新型コロナウイルスと共生の社会生活の形成が重要と考えるところでございます。また、経済活動も大変、私どもの生活にとっては重要でございますので、早急に従来の同様の活動ができることも併せて私どもが、今、努力をする大きな問題と考えておるところでございます。

このような状況の中で、感染防止対策は基本とされる事項を生活する中で守ることが大変重要であると考えております。特に、手洗い、マスク、3密の対策は、極めて重要であろうと言われております。

今回の質問にあたっては、議場も制約された空間でありますので、極力、短時間で行っていきたいというふうに考えております。答弁もできるだけ簡便にお願いし、坂城町議会としても、新

コロナ対応に対して、町民の皆さんに対して、率先垂範の姿をお見せすることが私どもの責務だということを考え、よろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

過日、村上地区で不幸な事件が発生を見ました。若い尊い兄弟が命を落としました。このような事件が二度と再発しないよう、関係機関に対して、その対策について強くお願いを申し上げますとともに、この場をお借りしてご冥福をお祈りしたいと思います。

さて、第1の質問でございますが、台風19号に関する復旧状況について伺います。

イとして、台風19号は100年に1度と言われる大型台風で、地域にも県下全体に大きな被害をもたらしました。政府としても激甚災害に指定し、復旧に対しては積極的な対応をされております。当町においても、大きな被害が発生をしましたが、その復旧工事の一部繰越明許費の工事も含め、おおむね、現時点では完了したと判断をしております。復旧状況について改めて伺いたいと思います。

ロとして、台風19号の被害発生は、千曲川流域に特に大きな被害が発生させました。今後、同レベルの災害があるとなれば、抜本的に河川改修を流域全体として実施すべきと有識者の検討会議でも問題提起をされております。従いまして、早急な対策の実施が重要と考えます。国といえども、その対策として河川全体、流域全体の改修が重要ということで、大幅な予算化がされたとお聞きしております。今後、国と県との連携によって、どのように推進をしていくか、町の考え方を伺いたいと思います。

町長（山村君） ただいま、朝倉議員さんから、台風19号の復旧状況についての、イとして、「繰越明許工事を含め、復旧工事は」、ロの「千曲川の河川整備について、県・国との連携は」というご質問ありました。両方、私のほうから答えさせていただきます。

はじめに、イの「繰越明許工事を含めた復旧工事は」でございますけれども、昨年10月12日から13日にかけて、東日本を縦断し、各地に甚大な被害をもたらしました台風19号は、当町も例外ではなく、千曲川の増水により河川敷内の農地や公共施設が被災し、用水などが千曲川に流れ込めなため被害を受けた事業所などがございました。

また、暴風雨のため、屋根が飛ばされたり浸水被害に遭われた住宅などもございました。

被害を受けた町の各施設等の復旧状況といたしましては、坂城大橋上流右岸のポンプ操法訓練場ですが、千曲川の増水により壊滅的な被害を受けたため、千曲川河川事務所にご理解いただき、繰越事業として浸水被害の比較的少ない鼠橋運動公園に移設し、復旧を行ったところでございます。

施工にあたり、各分団が円滑に訓練することができるよう、アスファルトの舗装レーンに加えまして、並行してクレーの舗装レーンを配置、併せてLEDによる仮設照明と井戸ポンプ工事も行い、4月30日に竣工いたしました。

次に、被災した農業用施設及び農業機械の復旧につきましては、対象物件が93件あり、春先

からの営農再開に向けて、農業者の皆様へ復旧作業を早期に着手をしていただいたところがございます。

現在、大半の方が、復旧工事や農業機械の購入を完了しておられますが、農閑期を見計らって今後復旧を進める方も一部おいでになりますので、事業を継続して実施しているところがございます。

この復旧事業に対する助成金は、事業完了した方から順次、交付し、全ての対象者の方が年度内に事業を完了できるよう支援してまいります。

また、農地の災害復旧事業の状況でございますが、上五明の下河原地区、東河原地区及び四ツ屋の四反田地区の関係農家との立ち合いを行い、今年の水田や畑の農作業に間に合うよう、3月上旬から4工区に分け復旧工事を行い、4月末には復旧申請があった計画面積4.6ヘクタールの土砂撤去等の工事が完了いたしました。

なお、搬出した土量は約6千立方メートルになりましたが、全て、埴科頭首工周辺の洗掘された箇所への埋め戻しに活用いたしました。

続きまして、建設課関連の復旧事業といたしましては4つの事業を実施しております。

被災住宅の災害復旧事業では、国の災害救助法の適用となりました住宅2棟について、住宅の応急修理を実施いたしました。

強風により屋根が飛ばされた準半壊住宅の修理は、工事着手後、おおむね1週間で完成し、床下浸水被害の住宅では、浸水した部材の解体後、湿っていた基礎部分の乾燥、配管設備、浴室改修工事を行い、本年1月末に工事を完了いたしました。

上五明の運動公園北側の町道0577号線関連の復旧事業は、農地災害復旧事業と作業箇所が重複したため、農地の復旧を優先し、繰越事業として4月上旬から工事に着手し、5月12日に完了しております。

また、昭和橋の災害復旧工事は、国道側から3番目の橋脚周囲の土砂が流出し、さらに洗掘され、河床が低下することを防止するため、橋脚周囲に大型のブロックを設置する災害復旧工事を実施いたしました。

この工事は、繰越事業として、5月末までの工期で事業を実施しておりましたが、天候にも恵まれ順調に工事が進捗し、河川敷内で製作した294個の大型ブロックを、被災した橋脚周囲へ3月末までに設置し、工事用道路、水廻し等の仮設の撤去工事も含め、4月中旬には全ての工事が完了しております。

また、「さかき千曲川バラ公園」におきましては、千曲川の増水で河川敷内の駐車場の流出が国の災害復旧工事に認められ、本年2月に町内建設業者と契約をし、駐車場の復旧工事を行い、これも、この3月末に完了したところがございます。

次に、教育文化課関連の復旧工事といたしましては、「鼠橋運動公園」と「坂城町運動公園」

の2か所を実施したところでございます。鼠橋運動公園では、マレットゴルフ場と運動場の土砂撤去、陥没箇所を整備、倒木処理、コースの整形等を行い、マレットゴルフ場と運動場の原形復旧を完了いたしました。

また、坂城町運動公園、これ上五明ですけれども、これにつきましては、少年野球場など、グラウンド3面に流入した土砂の撤去、グラウンドの不陸の調整、クレー舗装等を行い、原形復旧工事を完了させたところであります。

いずれの運動場も、復旧にあたりましては、関係団体との連携を図り、本年4月から皆様にご利用いただけるよう工事を完了させたところであります。

ただいま申し上げましたように、当町におきましても様々な被害がございましたが、多くの町民の皆様をはじめ、復旧作業にあられた事業所の皆さんなどの懸命なご努力により、現在は、農業施設等の復旧工事を除いて完了しております。

続きまして、口の「千曲川の河川整備について、県・国との連携は」についてお答えします。

千曲川は当町の中央部を流れ、生活の営みや、心の安らぎのためにも必要な河川でございますが、一たび大雨が降ると増水し、危険な場所に変貌いたします。

昨年の台風19号による大量の降雨で千曲川の水量も増加し、ふだん、私たちが親しみを持って接している姿から大きく変わってしまいました。

その台風19号による、当町の千曲川の堤防などの被害の状況であります。鼠橋上流及び下流の右岸堤防の損傷、また、大望橋左岸の低水護岸に被災がございました。

それぞれの被災箇所は、千曲川河川事務所により応急工事は全て完了しており、鼠橋下流の右岸堤防、金井地区では堤防本体が被災したことから、河川護岸工事を本年2月に着工し、本年5月末までに応急復旧工事が完了したとのことでございます。

また、鼠橋上流の鼠地区、大望橋周辺の月見地区などは、秋以降の渇水期に復旧工事を予定し、現在調整中とお聞きしております。

台風19号による災害復旧工事及び河川改修に対しましては、できる限り早期に工事完了となるよう関係機関に働きかけを行ってまいります。

また、毎年7月には、千曲川の防災・減災のために、当町を含めた6市2町で構成された「千曲川改修期成同盟会」において、国土交通省をはじめ、財務省などへの要望活動を実施しているところでございます。

要望活動では、増水時に千曲川が浸水、氾濫しないよう、既存の堤防を強化し、私たちが安心・安全な生活を送ることができるよう、治水整備に対する要望を行ってきたところでございます。

また、「千曲川改修期成同盟会」が主催する、治水事業整備促進のための意見交換会が、例年11月に開催され、千曲川河川事務所管内の市町村が一堂に会し、河川事務所や県建設部などと

意見交換を行っております。

この意見交換において、河川事務所の整備事業として、大望橋下流の樹木の伐採や、鼠橋下流での河道掘削を行うなど、河川内の整備を行う事業を実施していただくとのお話がございました。

今後は、「千曲川改修期成同盟会」等での要望活動に加えて、千曲川河川事務所への要望活動も実施できるよう調整を図るなど、国、県の関係機関と連携をさらに強化し、防災・減災事業の推進、安心・安全な生活環境が確保できるよう治水事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

10番（朝倉君） ただいま、町長からる説明をいただきました。大変、19号で受けた被害が大きいわけですので、今後ぜひ、県、国と連携しながら前向きな対策をお願いしたいと思っております。

特に、台風19号の復旧にあたりましては、近隣市町村に比べまして、非常に復旧工事が坂城町は、おかげさまで早かった、町長を先頭に職員の皆さんの努力が実って、早急な回復、復旧工事ができたということに対して、この場をお借りして心から感謝を申し上げたいと思っております。

特に、私、3月議会で上五明地区の上河原、下河原地区の遊休農地化というのが、災害復旧によって増えるんじゃないかという心配を、危惧していたわけですが、本当に早い復旧をしていただいて、夏野菜も皆さん一生懸命植えて、青々と成長している姿を拝見して本当に私、農業委員という立場からもうれしく思っております。ぜひ、このようなことが再度起きたときには、また、町長を先頭に職員の皆さんの協力の中で対応できるように、この経験をぜひ生かしていただきたいと、こんなことをお願いして次の質問に移ります。

2点目の質問は、新型コロナ禍に対する財政運営と各種事業の計画について伺いたいと思っております。

まず、財政計画でございますが、経済活動が、感染防止のために、日本をはじめ世界規模で自粛を求められ、そのために失われた損失は計り知れない規模となっております。そんな状況でございますので、町の経営においても当然ながら、その影響は受けなければならないということを私は危惧するものでございます。そのような考え方から、当町においても、このような経済的な損失の大きい中で、町の経営をしていく中で、今までのサービスを低下させることは当然できません。しかし、減収予測をされる財政運営をしながら、何とかこの危機を乗り越えることが重要ではないかというふうに考えておるところでございます。そのような中で、こんな非常時に用意しているのが財政調整基金であるというふうに理解をしております。おおよそ、その額は20億前後と理解をしておりますが、新型コロナ対策として正常な経済運営に戻るまで、どのような考え方で財政運営をされていくか、リーマン・ショック時の経験等を踏まえながら、ぜひ考え方について伺いたいということ、イでございます。

ロといたしましては、新型コロナ禍に伴う財政の厳しさは、今後、町の行政運営としても避けて

通ることにはできないと考えております。

来年度からは、長期10か年の長期総合計画が開始される年でもありますし、また、継続して実施する重点計画や、さらには公共施設等管理計画の推進等、執行しなければならない課題は山積をしておると理解しております。

この新型コロナ禍による影響で、私は心配しているのは、当初、どうしてもやらなければいけないという事業はあるわけですが、そういった計画が変更を余儀なくされるのか、あるいはまた、多少の調整がかかるんだけれども実施できるのか、その点について、町の考え方、運営についてお伺いをしたいと思います。

ハといたしまして、新型コロナ禍の第1波は、特に私どもの長野保健所管内では、幸い感染者の発生を見ない状態で終わったというふうに思います。これも住民の皆様のご協力のたまものと敬意を表すものでございます。しかし、今後、第2波、第3波が来ることを想定し、その対策を今から準備することが重要だというふうに考えます。

一方で、経済を以前のレベルに戻すことも極めて重要であります。ここ10余年、経済の再生に国を挙げて努力をし、新卒の学生たちが自分の希望する進路あるいは職業の選択を従来と大幅に改善を見て、自分たちの希望どおりの就職ができた、あるいは一般の人も求人倍率が今まで以上に改善し、社会的には非常にうれしい状況であったと思いますけれども、このコロナ禍によって、誠に残念であります。全てご破算となってしまいました。このような社会情勢の中で、地域間の移動自粛や休業等により、町から都会で生活している学生たちはアルバイトができなくなったり、自宅に戻りたくても戻れなくなったり、そのようなことから経済的にも精神的にも大変な環境変化に苦慮されております。この対策として町長から新型コロナウイルス対策として、学生の親元に学生にも届けられるようにメッセージの届けを提言いたしました。このような経済情勢が当面継続するとしたら、マスコミでも報道されているように、残念ながら今在籍している子ども達が退学を決意しなければならない状況に遭遇している方が多くいると報道されており、それに対する何らかの救済対策が極めて重要と考えるところでございます。

また、経済の減速は大変厳しい実態にあり、今日の新聞報道によりますと、世界恐慌やリーマン・ショック以上の経済的な損失が、今回の新型コロナ禍による発生であったというふうなコメントをしている学者もおります。

そんなことで、新型コロナ発生前に戻すことが喫緊の課題ではあるというふうに考えております。当町においても、一日も早い経済の回復を望むものであります。

地域経済の早急な回復には、消費拡大が鍵になると考えます。町として状況を鑑み、関係機関と連携を図りながら、新しく規模の大きい規格のイベントの開催を期待しているところでありますが、そのような考え方があるかどうか伺いたいと思います。

総務課長（柳澤君） 「2、新型コロナ禍に対する財政運営と各種事業計画について」の、

「(イ) 現時点での新型コロナウイルス拡散に伴う財政運営の考えは」のご質問についてお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言が解除され、今後は、手や指の消毒、マスクの着用、発熱等の症状がある方は外出を避けるなど、新しい生活様式に沿った行動を取りつつ、イベント開催や外出自粛等については、段階的緩和が国や県から示され、緩やかではありますが、日常生活を取り戻す道筋が見えてきたところでございます。

一方で、これまで、人が多く集まる施設への休業要請や学校休業、外出自粛等により、経済、観光、教育、文化など、様々な面に重大な影響を及ぼしています。

町におきましては、こうした事態に対処し、町民の生活を迅速に支援するため、4月15日に4,165万円、30日に15億3,500万円、5月21日に8,088万円の補正予算を組み、急を要することから専決処分として、本議会初日にご報告させていただいたところでございます。

補正内容の概略を申し上げますと、「中小企業融資制度資金の拡充」及び収入が減少した小規模事業者への支援を目的とした「小規模事業者持続化支援金の支給」、テイクアウト等「新たなサービスを開始するための経費の補助」など、事業者への支援として1億940万円、また、18歳未満の子ども全員への図書カードの配布やひとり親世帯への商品券の配布、奨学金及び就学援助費の上乗せ給付など、子育て世帯や子ども達への支援として1,648万円、小中学校体育館等へのWi-Fi環境整備やパソコン購入費用など、小中学校の臨時休業による学習支援として370万円、地域や小中学校、保育園、災害時の避難所での感染予防のための衛生用品の購入費として565万円でございます。

また、国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金給付事業15億310万円、児童手当の上乗せ給付である子育て世帯臨時特別給付金給付事業1,920万円を合わせまして、これまでの補正額の総額は16億5,753万円となります。

既に18歳未満の子ども達への図書カード配布は終了し、申請が必要なものについては、受付を開始しており、特別定額給付金については、滝沢議員の答弁でも申し上げましたが、約8億円の支給を決定し、支給したところでございます。

今後も引き続き、町民や事業所の皆さんを支援するため、迅速な事務執行に努めてまいりたいと思います。

これからの経済の見通しについては、財務省長野財務事務所が四半期ごとに公表している県内経済情勢によると、1月は「緩やかに回復している」としたものが、4月は「県内経済は、経済活動が抑制される中、足下で急速に下押しされており、極めて厳しい状況にある」とされ、先行きについては、「極めて厳しい状況が続く見込みであり、さらなる下振れリスクにも十分注意する必要がある」としております。

また、町内の主な製造業20社の経営状況調査では、今後の生産量見込みは大きく減少し、大変厳しい局面に向かうことが伺われます。

製造業を中心とした産業が盛んであります当町は、町税の中でも法人町民税の占める割合が高く、町財政は経済情勢や景気の動向の影響を受けやすいという特性があることから、昨今の情勢を踏まえすと、今後の財政運営が大変憂慮されるところでございます。

経済危機については、過去において、平成20年秋に米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した世界的金融危機、いわゆる「リーマン・ショック」がございました。

株価の大幅変動、円高等の影響により景気が後退し、当町においては、町内製造業等の経営環境の急速な悪化により、平成19年度決算額が約7億6千万円だった法人町民税は、20年度は19年度と比較してマイナス40%の約4億6千万円、21年度は20年度と比較してさらにマイナス63%の約1億7千万まで減少いたしました。

また、法人町民税は、それぞれの事業所決算月により納付時期が異なり、1年の中間に前年の税額の半分を納付し、決算後税金を確定したところで不足があれば納付、過納であれば町から還付をしているところですが、通常、単年度の歳出予算からの還付としては、例年500万円から1千万円程度の決算であるところ、平成21年度は1億円を超える還付となりました。

この当時は、国の経済対策として、生活支援策では、1人1万2千円、65歳以上と18歳以下は2万円を支給する定額給付金事業や、経済危機への対応としての公共投資臨時交付金、経済危機臨時交付金等の制度があり、町においては、交付金を活用した公共事業の積極的な実施などにより地域経済の活性化を図り、また不足する財源については、財政調整基金の取り崩し等により対応したところでございます。

なお、町税の減収分は、地方交付税にて増額算定されて交付はなされてまいりますが、その年度には反映されず、当該年度の翌年度以降の複数年で交付され、時間差が生じてまいりますので、その間は、財政調整基金などを活用していく運用となります。

財政調整基金は、町財政の健全な運営を図ることを目的に、経済事情の著しい変動により財源が著しく不足する場合、または災害等により生じた経費、災害による減収を埋めるための経費等として決算剰余金等を積み立てているもので、令和元年度は、最終補正において全額繰り戻したところですが、今年度は、当初予算及び新型コロナウイルス対策として実施した3号までの補正により約4億円を繰り入れ、残高は20億円程度となっております。

新型コロナウイルスへの対応につきましては、国・県においても様々な経済対策を打ち出しており、一刻も早い景気回復、事業所等の経営環境の好転を望むところではありますが、リーマン・ショック時とは違い、人の外出や移動も自粛するといったウイルスとの戦いによる影響ですので、これからの経済情勢については不透明であり、今後、しばらくの間、町の税収見通しとしては、相当厳しいものとなることが予想されます。

町の財政運営につきましては、これまで以上に、事業の必要性、費用対効果、後年度負担等を精査しながら、国・県等の補助金や地方債の活用と併せ、特定目的基金や財政調整基金の繰り入れなどにより、持続可能な町の財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

企画政策課長（臼井君） 私からは、新型コロナ禍における計画策定等についてのご質問にお答えいたします。

町の長期総合計画は、10か年の長期的な展望に立って町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合的かつ計画的なまちづくりの在り方を示した町政運営の基本となる最上位計画でございます。

また、町の施策の実施、各分野におけるそれぞれの計画の策定にあたりましては、この長期総合計画との整合を図ることといたしております。

令和3年度から始まる第6次長期総合計画につきましては、昨年度から策定作業に着手しておりますが、令和元年度におきましては、長野大学の参画をいただく中で、現行の第5次長期総合計画の事業検証作業や総合計画審議会に対する基本構想及び基本計画の諮問を行うとともに、年度末には町民アンケートを実施いたしました。

今年度は、その結果を反映させる中で引き続き長野大学のご参画をいただき基本構想・基本計画の素案を策定し、総合計画審議会にお示しをするとともに、説明会やホームページ等、住民の皆さんのご意見をいただく機会を設け、最終的な計画案として総合計画審議会でご答申をいただく中で、議会の議決を経て公表してまいりたいと考えているところでございます。

さて、新型コロナウイルスの感染症による経済や町財政・町民生活などへの今後の影響につきましては、大変見通しが立てにくく、将来予測も大変難しい状況というふうになっております。

終息の見通しが立たない中で長期的な計画に不透明な状況を反映させることは大変困難でありますことから、現状におきましては、最新の国の動向や社会情勢の変化等を見ながらも、長期的な視野に立って、町の目指す姿や各分野の取り組み方向などについて位置づけてまいりたいと考えているところでございます。

坂城町の総合計画は、10か年を展望した町の将来像と、それを達成するために必要な施策の大綱をもって構成する「基本構想」及びこれを具体化するための計画で、社会情勢などの変化に対応するため、5か年を目途に見直しを行う「基本計画」、さらに、基本計画を計画的に推進するため、3か年の具体的施策の計画を毎年度見直ししながら策定する「実施計画」から構成され、施策の推進をしていくものでございます。

従いまして、具体的な事業の規模や時期等につきましては、時々々の社会情勢や町の財政状況等を勘案する中で、毎年度ローリング方式により策定しております実施計画の中で精査を行い、さらには、長期総合計画の折り返しとなる令和7年度を目途に社会情勢などの変化と合わせて基本計画の見直しを図るなど、対応を行いながら的確に計画を推進してまいりたいと考えているところで

あります。

また、各分野における個別の計画につきましても、長期総合計画と同様に今後の状況変化等に注意しながら、年度末に向けて策定作業を進めていくこととなりますが、計画策定後、国の動向や社会情勢の変化等により見直しが必要になった場合などにつきましては、適切に対応を行う中で計画の推進を図るという形になるものと考えております。

商工農林課長（竹内君） 「ハの町の経済活性化に対し新たな事業の計画は」についてお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済は甚大な影響を受けており、今後の状況につきましても見通しが利かない中ではございますが、緊急事態宣言が解除され、経済活動も少しずつ動き出しているところでございます。

しかし、新型コロナウイルスが根絶したわけではないため、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできないということを前提に、「新しい生活様式」を導入しながら、地域の活性化についても取り組んでいく必要があると考えております。

落ち込んだ地域経済の回復には、地域住民や事業所の皆様との連携と協力が欠かせないものと考えておりますが、町といたしましては、地域の皆様とともに様々なイベントなどを開催することを通じて、消費を喚起し、活力にあふれた地域づくりにつなげることができればと考えております。

イベントの実施につきましては、新型コロナウイルスが収束した後、「ねずみ大根祭り」や「ぶどう祭り」、「お花市」などを通じて、地場産の農産物等の販売を促し、坂城駅前などで開催する「ふーど市」では、町内飲食店や小売店を盛り上げていきたいと考えております。

また、製造業においては、「モノづくり展」や各種展示会等を通じて、町内製造業の技術力をPRし、販路拡大や人材確保も併せた就職支援につなげられればと考えております。

また、インターネットを活用した企業説明会などにも取り組んでいければというふうに考えております。

この他の既存イベントについても、内容をさらに充実させるなど、経済活動の回復につなげてまいりたいと考えております。

また、今後の経済状況や地域の皆様のニーズなどを見極めて、地域経済の活性化と復興を目的とした新たなイベントなどの開催についても、関係機関と連携し、検討してまいりたいと考えております。

10番（朝倉君） ただいま、コロナ禍に対する財政運営、消費拡大の企画についてお伺いしたわけですが、いずれにしてもこのコロナ禍で進めていく町の経営というのは、極めて厳しいということを私ども理解していかなければいけないということでございますけれども、一方、やっぱり町民に夢を与える活動を私どもしていかなければいけないということも事実だと思いま

す。特に、来年度、10か年長期総合計画が開始される年でもありますので、その計画が余り縮小して夢を語れないということも、どうも、町民の皆さんも理解できないことではないかというふうに思います。

特に、withコロナという時代をしばらくやっていかなきゃいけないんですけども、その中で、経済と、このwithコロナを克服するということは、本当に神業でないとできない、先行きが分からない状況であろうかと思っておりますけれども、やっぱりこれも、過去、人類が100年ぐらいの間に大きな疫病に対する克服をした経験や知見を理解しながら、私ども、この難局を乗り越らなきゃいけないということは事実であろうと思っております。そんなことから、ぜひ、企画される担当課長さんにおきまして、余り委縮するんじゃなくて状況をよく理解しながら、大胆にひとつ計画作成、展開をお願いしたいと、そしてまた、財政を担当する皆さんについても本当に厳しい時代になるかと思っておりますが、ぜひ、知恵を出して、町民全体で乗り切れる、そんな力もつけていかなければいけないと思っておりますので、ご努力をよろしくひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、誠に私どもも消費拡大ということで些少のことなんですけれども、職員の皆様が週2回、地域の飲食店の皆さんの昼食をテイクアウトされているというお話を聞いて、私ども議会も協力しようということで、この一般質問の3日間、町内の飲食店からテイクアウトをして協力しようというようなこともやっております。一つ一つ、小さな努力も大きな結果に結びつくということでございますので、町を挙げて、町長を先頭に、ぜひいい形でこの危機の財政運営の中でも、夢の持てる坂城町、ぜひ作っていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時44分～再開 午前 9時54分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、8番玉川清史君の質問を許します。

8番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をします。

はじめに、1の災害時避難について。

イ、避難勧告（指示）等対象地域についてです。

1、昨年の19号台風の経験を踏まえて、避難勧告（指示）等の対象地域の限定のお考えは。19号台風災害の後、定例会で同僚議員からの質問に対し、整備された同報系及び移動系防災行政無線の利用と、各自主防災会とのさらなる連携を検討していく等の回答がありましたが、また台風の季節にもなりますので、その点についてお聞きします。

続いて、ロの避難所について。

1として公的資源は限られていますが、新型コロナ感染症対策の面からも、避難先の選択肢を増やすことについてどう考えるか。

人によっては、今ある避難所に避難しづらい場合もあります。例えば、高齢者など、頻尿によるトイレの心配で避難をちゅうちょしたという方も多く聞きます。このような場合はどのような避難の仕方があるのか、対策として、避難所を増やすなど、町の考えと同時に避難者ができる避難所選択についても考えをお聞きします。

2として、避難所運営の体制についてどう考えるか。

昨年の19号台風での避難所の対応はどうだったか。私は、聞いた限りでは19号台風では、役場職員で対応ができたようですが、避難期間が長期になったり、災害の規模が大きくなった場合などの避難所の運営体制についてはどうでしょうか。お聞きします。

3として、新型コロナ感染症への対策は。

これからは新型コロナとともに生きていくことになってしまいます。新型コロナ感染が怖くて避難所が利用できないということのないように、避難所の対策についてお聞きします。

以上、1、災害時避難についての質問です。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんからご質問いただきました「1の災害時避難について」、全般的な考え方と（ロ）の避難所についてのうち、「新型コロナウイルス感染症への対策は」についてお答え申し上げます。

今、お話ありましたが、昨年10月の令和元年東日本台風19号では、全国で甚大な被害が生じ、当町におきましても千曲川が増水し、橋梁や公共施設等への被害、あるいは堆積土砂による農地災害、風害による果樹や農業施設、家屋などにも大きな被害をもたらしました。

台風の当日は、対策本部を設置して、気象警報や降雨量、千曲川水位などの情報共有とその対策を協議し、避難勧告の発令、避難所設置とその運営、増水河川の現場確認や指示などを行うとともに、速やかに避難情報の伝達を行ったところでございます。

台風後は、町の公共施設の復旧と農業被害への罹災証明の発行などの対応を進め、現地の災害復旧作業はほぼ完了し、農業施設・農業機械などの補助金交付を現在進めるところであります。

この復旧作業と同時進行で、昨年の経験を踏まえまして、今後発生する災害時に対応するための災害対策本部の設置、避難勧告発令、避難所開設のタイミング、避難所運営、自主防災会との連携などの対策についても検証を進めてまいりました。

その中で、「新型コロナウイルス感染症への対策」についても併せて検討する必要が生じたので、これを新たな課題として捉え、感染症対策も含めて一体的な災害対策を検討してきたところであります。

感染症も考慮しました「避難行動」につきましましては、これまでの避難所への避難といった考え方から、「安全な場所へ難を逃れる」という意識を啓発し、知人や親せきのお宅あるいは自宅の

安全な場所への移動など、日頃から複数の避難場所を想定し、状況に応じて最善の選択をしていただくことが大切と考えております。

また、各避難所に多くの皆さんが避難した場合は、密閉、密集、密接などのいわゆる「3密」状態になりやすいことから、いかにして避難所内で感染拡大の防止を行うかが課題であります。

この「3密」防止のため、避難所内では一定の間隔を取りながら避難所を受け入れるということになりますが、収容人員の減少が懸念されるため、未指定の避難所の洗い出しをするとともに、中核避難所のうち「小・中学校」におきましては、避難者の状況によりまして、各教室まで避難場所を拡大することとし、さらに、文化センターを加えた5つの中核避難所におきましては、駐車場やグラウンドなどを車中避難場所とすることで、避難の選択肢を拡大し、減少分を補って避難スペースの確保を図ることとしております。

この車中避難所は、おおむね、約千台ぐらいのスペースを確保しようと考えております。1台に仮にお二人避難されるとして約2千人分をこちらでカバーしようという考えであります。

また、5月18日には、町と町内企業で「災害時における物資供給の協力に関する協定」を締結し、災害が発生した際には、避難所等で使用できる間仕切りと段ボールベッドを供給していただく体制を整えたところであります。

併せて、避難所には大勢が集まることが想定されますので、地方創生臨時交付金を活用して、プライバシーを守ることができ、感染防止対策も考慮した高さのある間仕切りや、避難時の疲労も軽減できるベッドについても、事前に一定量の備蓄を行うこととし、災害時の安心・安全の向上に努めていきたいと考えております。

また、避難所内での衛生用品としてマスクや手指の消毒液等も備蓄することといたしました。

現在、新型コロナウイルス感染防止対策も含め、課題に対する具体的な対応策を原案としてまとめた段階で、今後、職員が各自主防災会に出向き、取りまとめた対応策をご説明させていただいて、意見交換をしたいと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、直ちに全地域での説明は難しい状況から、まずは「3密」を回避して、町内幾つかの地域ごと、地域防災会会長さんに集まっておきまして説明を行う予定としております。

昨年の台風19号での課題対応策に新型コロナウイルス感染症対策を加える中で、万が一の災害時に備えた準備を進める所存であります。

総務課長（柳澤君） イ、避難勧告（指示）等対象地域についてお答えいたします。

昨年の台風19号における町の対応に関して検証を行い、様々な課題を精査する中で、マニュアル化できるものはマニュアル化して、今後の対応指針としておくために、理事者と各課長による「災害検証委員会」を開催し、対応について取りまとめを行ってきたところでございます。

ご質問の「避難勧告（指示）等の対象地域の限定の考えは」ということでございますが、台風19号の際は、千曲川の水位が上がり、氾濫の危険性が高まったことや土砂災害警戒情報の発令

があったことから、町内全域に避難勧告を発令しましたが、千曲川周辺の地域の皆さんに対しては現実的なこととして伝えられ避難を促せたと考える一方、それ以外の地域の皆さんに対しては逆に混乱を招いてしまった面もあろうかと考えるところでございます。

こうしたことから、課題の一つとして、「避難情報の発令の在り方や伝え方、各地域の自主防災会との連携」といったことが挙げられました。

災害時の情報伝達として、避難勧告等は災害の危険を知らせ、行動に移してもらふ発令でありますので、できるだけ分かりやすく、短い言葉で伝えることが重要であることから、河川の氾濫による洪水や土砂災害発生の危険性が地域によって状況が異なる場合に、状況に応じて危険な地域を発令内容に加え、情報を伝えていく方針であります。

危険な地域の特定制と申しましても、千曲川が増水した場合は、浸水想定区域全体の広いものとして発令することを想定しておりますので、ハザードマップを理解し、それぞれのお住いの地域がどういった場所で、どういった災害の危険性があるのかといったことをあらかじめ知っておいていただくことが必要であると考えているところであります。

併せて、防災行政無線の地区別放送を使うことが有効であると考えているところであり、各自主防災会が町の避難勧告等を受けて、当該自主防災会に危険地域がある場合は避難を促すなどの方法を原案としてまとめたところでございます。

この場合は、各地域の自主防災会において、放送を流していただく必要がありますので、そうした役割を担っていただくよう、今後お願いしてまいりたいと考えております。

また、無線の使い方やどう伝えるかなど、日頃から扱い、慣れていただくことも大切であると考えているところであり、防災訓練などの機会にも、災害の実践につながるようお願いしてまいりたいと考えております。

こうした対応を行っていくには、自主防災会との情報共有と連携が必要なことから、職員が各地域に出向き、ハザードマップや避難情報の意味、あるいは災害時の「難を逃れる」避難行動を説明し、ご理解をいただくとともに、災害時の協力をお願いしてまいりたいと考えております。

住民環境課長（関君） ロ、避難所についてのうち、まず、「公的資源は限られているが、新型コロナウイルス対策の面からも、避難先の選択肢を増やすことについてどう考えるか」についてお答えさせていただきます。

町の指定避難所などは、地域防災計画において、応急避難所32か所、中核避難所10か所を指定しており、昨年の台風19号の際は、町内3小学校の体育館と文化センター、老人福祉センターを避難所として開設したところでございます。

万が一、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の恐れがある中で災害が起これば、各避難所への多く皆さんが一斉に避難した場合は、いわゆる「3密」を防ぐことが難しく、いかに避難所内で感染拡大を防ぐか、これが課題の一つとなったところでございます。

今回、災害時の感染症対策が加わりましたが、その前提として「避難の在り方」の意義を正しく理解していただくことが重要であり、まず第1には、「自らの命は自らが守る」、そういった意識を持っていただき、「避難」とは「難」を「避ける」ことであり、避難先の選択肢を平時から確認していただき、状況に応じた最善策の選択をしていただくことが重要であると考えております。

仮に、自宅等での安全が確保できる場合は、自宅のより安全な場所にとどまていただくこと、また、安全な親戚や知人宅に避難できるのであれば、そちらに避難して安心して留まていただくなどが考えられます。

特に、先ほどご質問がありました高齢者にとっては、場合によってはトイレの心配もあると思いますが、兄弟やお子さんの自宅に避難することで、大勢の人が集まる公的避難所への避難をちゅうちょしてしまうと、そういった場合の対応策にもなり得ることかなと考えております。密集を防ぐことで結果的に感染拡大防止にもつながると考えているところでございます。

一方、町としましては、「3密」を防ぐために、より多くの避難者を収容することができるスペースを確保する必要がありまして、公的な施設を洗い出す中で、指定されていない施設のうち、避難者を収容できる施設を再検討したところであり、例えば「テクノセンター」ですとか「びんぐし湯さん館」、「すば一くさかき」といった施設も候補として挙げたところでございます。

また、先ほど町長から答弁もありましたが、中核避難所のうち「小・中学校」に関しましては、避難者の状況により各教室も避難場所として拡大しまして、また、文化センターを加えた5つの中核避難所で、駐車場やグラウンドなどにおいて約千台分のスペースを車中避難所とすることで、感染の対策にしたいと考えておるところでございます。

町民の皆さんに「避難の在り方」を正しくご理解いただくために、町としましては、今後、周知、啓発を進めてまいりたいと考えておりますし、限られた施設において、最大限避難できる体制を整えてまいりたいと考えております。

続いて、「新型コロナウイルス感染症への対策は」についてお答えさせていただきます。

町では、「3密」を防ぐために、先ほど、中核避難所である「小・中学校」の各教室まで避難場所を拡大する対策について申し上げましたが、専用スペースとして使用できる教室は、場合によっては、発熱やせきなどの症状がある方への配慮の観点からも有効であると考えております。

また、中核避難所で、駐車場やグラウンドなどを車中避難場所とする対策につきましては、車中避難をすることによって他の避難者と接触することが防げますので、感染予防にもつながると考えております。

一方で、車中避難の場合は、移動中の事故また被災、エコノミークラス症候群の注意が必要になってきますので、そういった注意喚起も行ってまいりたいと思っております。

また、避難所の備蓄品として段ボールベッドや間仕切りのほかに、避難者用としてマスク、避

難所の消毒液、手指消毒液など、衛生用品も対応してまいりたいと考えております。

なお、避難につきましては、時間に余裕を持った避難行動をすることで、移動中の被災を防ぐことができることから、情報の伝え方や意味について、今後ご説明させていただきますとともに、町の備蓄品にも限りがある中で、寝具、食料品や飲料水、持病薬、モバイルバッテリーなどのほか、マスク、ウェットティッシュなどの衛生用品も最低限必要となるものを各自でご持参いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

これらも含めて、災害に対する対応策に関しまして、各自主防災会へ出向き、講習会等を計画する要請を以前、区長会でお知らせしたところではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の面から実施を延期している自主防災会もある状況でございます。

今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、「ハザードマップ」とか「避難行動の判定フロー」、また「避難情報のポイント」などを持参させていただきまして、「3密」にならない範囲で自主防災会長さんへの説明会を開催してまいりたいと考えているところでございます。

福祉健康課長（伊達君） 私からは、「（ロ）避難所について」のうち、「避難所運営の体制についてどう考えるか」のご質問にお答えをいたします。

町では、昨年10月の令和元年東日本台風において、町内3小学校体育館と文化センターの4か所及び福祉避難所としての役割を担う2次的な避難所として老人福祉センターの計5か所に避難所を開設したところでございます。

避難所の開設時には、老人福祉センターにつきましては、町の社会福祉協議会の職員で対応いただきましたが、3小学校及び文化センターにつきましては、町職員を5名ずつ配置し、各避難所での受付の準備、女性や乳幼児に配慮した授乳室や更衣室などを含め、避難所内の設定を行い、避難されてきた方の受入れを行ったところでございます。

避難所においては、避難されてきた方に避難者カードを記入していただき、職員がカードを取りまとめて、集計表の作成と避難者数の把握を行い、避難されてきた方に災害対策本部から受け入れた非常食や毛布といった物資の支給を行いました。避難されてきた方にも物資の配布などにご協力いただけたということで、大変助かったという話もお聞きしているところでございます。

また、小学校の体育館を避難所として使用した際は、ござやマットなど学校の備品、あるいは教室棟にある洋式トイレの使用など、各小学校の教頭先生にもご対応をいただいたところでございます。

令和元年東日本台風においては、幸い被災した職員もおらず、避難所の開設期間も短期間で済んだため、職員が交代しながら運営にあたったところですが、災害の状況によっては、職員も被災しないという保証はなく、また避難が長期化する場合には、災害復旧対応等により、職員の手が足りず、十分な対応が取れないといった状況も想定されるところでございます。

こうしたことを踏まえますと、避難されてきた方にも避難所の運営の一端を担っていただくこ

とは重要なことと認識をしております。

避難所を開設した当初は大勢の方が一斉に避難所へ避難されるなど混乱が生じやすく、また、避難された方も不安な状態ですので、避難所開設準備から初動については町職員が中心に対応し、避難所がある程度落ち着き、さらに避難が長引くことが予想される場合などには、避難されてきた方による運営も視野に入れて考えていく必要があると考えております。

町の総合防災訓練では、各種想定訓練の中で避難所運営訓練を実施しているところですが、ここでも訓練参加者を避難者役と避難所運営役に分け、運営側として避難者カードを集計する訓練を行ったり、また全員で段ボール製の間仕切り、あるいは段ボールベッドの設置といった訓練も実施しております。

こうした際にも、実際の災害時に避難所運営を担っていただくこともあるということ、これまで以上に啓発するとともに、町としましても、どういう形で運営を担っていただけるか、今後、研究を重ねてまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 細かいお答えありがとうございました。

教室利用や車中泊、車中避難というものは、大変、効果、期待できると思います。これについても、東北の震災等で、既に多くの方、やられていますので、経験のある地域に学んで、さらによい策ができるように期待しております。

ただし、エコノミー対策について、先ほどお話いただきましたので、これは周知いただければいいですが、車中避難については、車の燃料についての心配があるわけです。その場合に、もちろん満タンにしてきていただければ、ある程度はもつんですが、その満タンにするということはあらかじめ個人でできます。ただし、心配があるんで、携帯タンクなんかは持ってくる、火災とか次の危険がありますので、そういったところの対応もガソリンスタンド等と協定いただいて運んでいただけるような考え方もありなんじゃないかということだと思うわけですが、その点について一つ伺いたいと思います。

以上、2回目の質問ということでお願いします。

住民環境課長（関君） 先ほどのガソリンの関係、燃料のことでご質問がございました。町内でいろんな協定を結ぶ中で、石油ですとかそういったものの協定を結んでいます。そういった中に、例えば、車中避難、今まで協定を組んだときは、車中避難を想定した段階以前の協定になっておりましたが、そういったこともできるかご相談させていただきたいと思っております。

8番（玉川君） 承知しました。

これ、要望になりますけれども、町内の皆さんに対して、自分の住んでいる場所はどんな危険があるかっていうのは、ハザードマップとかで、今までの経験も含めまして周知もできるんですけども、地元の方でない、外から来られた方については、ここがどういう危険があるのかということが分かりにくいと思います。ほかの自治体では、これは以前の定例会でも質問出たかとは

思いますけれども、ほかの自治体では見やすいところに、ここはこんな危険があるというような表示もあったり、避難所の案内も丁寧にされているというような話もありましたので、ぜひ、こういうことも考えていただきたいと、要望させていただきます。

いずれにしても。次の災害、起こる可能性、そんな時期に差し迫っていますので、自主防災会との連携をさらに強めて安全な町にしていっていただきたいと思います。

続きまして、2の障害福祉計画等についてです。

イ、第5期障害福祉計画と第1期障害児福祉計画については2つ。障がい者が地域で暮らせる社会、自立と共生の社会を実現するための第5期障害福祉計画と障害児通所支援などのサービス提供体制を計画的に確保するための第1期障害児福祉計画が本年、令和2年度で計画期間終了となります。両計画の策定にあたり、国から示された基本方針に掲げられた成果目標の内容と目標の達成状況について、1、第5期障害福祉計画の成果目標の達成状況は、2、第1期障害児福祉計画の成果目標の達成状況はとして2つお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 「2、障害福祉計画等について」、それぞれの計画の計画目標と達成状況ということでご質問がございました。項目が大変多岐にわたりますけれども、順次お答えをいたします。

最初に、「第5次障害福祉計画」でございますが、障害福祉計画は障害者総合支援法に基づき、3年を1期として全ての都道府県及び市区町村で策定されます。策定にあたりましては、障害福祉サービス等の提供体制確保のための基本的理念あるいは目標設定の考え方を定めた国の基本的指針に即し、県の目標値との調整も図りながら策定をし、本年度は平成30年度を初年度とする「第5期計画」の最終年度ということでございます。

第5期計画の成果目標につきましては、「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点等の整備」、「福祉施設から一般就労への移行促進」としているところで、これまでの達成状況につきましては、まだ計画期間中ということでございますので、途中経過としてお答えをいたします。

まず施設入所者の地域生活への移行でございます。

計画期間中に3名の移行を目標としてございますが、実績といたしましては30年度、また令和元年度はいずれもございませんでした。本年度の見込みとしても大変厳しい状況と考えております。地域生活への移行につきましては、平成18年度の第1期計画から目標項目として設定されており、町においては、これまで13名の方が地域生活に移行し、現状は移行が困難な方が多いという状況ではございますけれども、自立に向けた生活訓練あるいは移行後の在宅サービスなどの情報をご本人、ご家族と共有し、引き続き移行につながるよう努めてまいります。また、併せて施設入所者数の削減という目標もございますが、期間中これは1名という目標値を設定してございます。これについては30年度が1名、令和元年度は2名の削減ということで、今年度に

については今のところ見込みはございませんけれども、現状では期間中の目標値に達しているというところでございます。

次に、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしをすることができるように、医療、福祉、介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムであり、本年度末までに、県や千曲市との調整を行う中で、関係者による協議の場を設置することを目標としております。現在も千曲・坂城地域自立支援協議会の専門部会においても課題として取り上げ、県や千曲市との調整を行いながら設置に向けた取り組みを進めているという状況でございます。

次に、地域生活支援拠点等の整備についてでございます。

地域生活支援拠点等は、障がい者の重度化・高齢化、あるいは「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことで、自立等の相談、緊急時の受入れ体制の確保、グループホームへの入居等の体験機会や場の提供、地域の体制づくりなど、地域における多角的な支援体制整備を行うものでございます。

当町におきましては、集約的な施設というものを設置するのではなく、千曲・坂城地域の既存の障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して支援する面的整備型として、令和元年7月に整備を行ったところでございます。

次に、福祉施設利用者からの一般就労への移行及び就労移行支援の利用者数についてでございます。

障がい者の安定した経済的基盤を確立し、地域で自立した生活を営むためには、一般就労への移行ということが大変重要です。実績といたしましては、30年度はいらっしゃいませんでしたが、令和元年度は2名、今年度は3名から4名を見込んでおり、成果目標である5名は達成できるものと考えているところでございます。

次に、就労移行支援事業の利用者数ですが、就労移行支援は、就労を希望する65歳未満の障がい者に対し、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識、能力の向上訓練、あるいは就労に関する相談・支援を行うというもので、利用実績としましては、30年度末が5名、元年度末8名、本年5月末の時点でも8名ということでございまして、成果目標である7名を上回る見込みとなっております。

また、就労定着支援事業など必要なサービスの提供により、1年後の職場への定着率、これを目標8割以上としておりますけれども、平成30年度に就労した方の元年度の定着率また元年度に就労した方の本年6月現在の職場定着率、これいずれも10割ということでございます。

続いて、「第1期障害児福祉計画」についてお答えをいたします。

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され、第5期障害福祉計画の国が示す基本的指

針に、「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が位置付けられたということでございます。こうしたことを受け、第5期障害福祉計画に合わせ、新たに第1期障害児福祉計画を策定し、本年度はその最終年度ということでございます。

第1期計画では、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」、「主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」、この4項目を成果目標として定めており、このうち「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援の利用体制の構築」、「主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」については、いずれも本年度末までに、千曲・坂城圏域において設置または構築としており、設定としては大変難しい目標でございますけれども、関係自治体あるいは関係機関と引き続き検討をしているというところでございます。

児童発達支援センターにつきましては、複数のサービスを一元的に提供するというところでございますので、体制整備などに大きな課題があり、これは全国的にも設置が進んでいないという状況でございます。次期計画においても国のほうでは、これを引き続きの目標設定項目としているというところでございます。

また、同じように保育所等訪問支援につきましても、こちらも30年度末現在で実施体制を確保している市町村というのは全国で4割程度ということでございます。こちらについても次期計画の基本指針の中で、継続した目標として示されているというところでございます。

また、主に心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保につきましても、町内でも医療的ケアが必要な重症心身障がい児を受け入れることのできる放課後等デイサービス事業所はございますけれども、児童発達支援事業所の確保に至っていないというところでございます。こちらも全国的に進んでいないという国の調査結果も出ておまして、こちらについても次期計画の継続目標ということでございます。

今申し上げました3つの計画、これいずれも複数のサービスも同時にこなすといったような部分もございますけれども、それぞれ単体のサービスを見ていくと、今のところ当町においては、それぞれサービス提供できているというところでございます。

最後に、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」についてでございますけれども、こちらにつきましては、保健・医療・福祉の関連分野の連携調整を行うものとして、平成30年度末までに既存の会議等を活用して千曲・坂城圏域に設置することとしておりましたけれども、30年度に長野圏域障がい児等医療支援推進会議を活用して、協議の場を設置したというところでございます。

8番（玉川君） 再質問ですけど、第5期障害福祉計画の成果目標の施設入所者の地域生活への移行について、精神障がい者への理解のための地域での啓発活動、これへの取り組みはどのような

ものでしょうか。精神障がい者を受け入れる地域、住民の理解は大変重要であり、日常では福祉、医療に関わりの少ない、または無縁の方々でもこの計画の実行に関わってくることもあるということ、この啓発活動への取り組みについてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 精神障がい者の理解のための地域での啓発活動の取り組みということでございます。

町では、毎年、明るく住みよい人権共生のまちづくりの実現を目指し、人権を尊重し、豊かな福祉の心を育む町民集会といった集会を開催しております。昨年については、障害への理解を深めるための講演と、その他にも、町内の障害者支援施設による授業の紹介なども行ったところでございます。また、障害の有無にかかわらず、町民同士が交流する場として町民運動会に合わせてレクリエーション、軽スポーツ交流ブースというものを開設しております。こういったことで障がい者への理解を深めるとともに、併せて障がい者の方の積極的な社会参加を促す取り組みということで実施しているところでございます。

また、千曲・坂城自立支援協議会でも、毎年、全体会というのを年2回開催しているんですけども、ここでもそのうち1回は、総会のようなものではなく、地域の方も自由に参加していただいて障がいのある方と交流をしたり、皆さんが通っている事業所でどんなことをしているかといったような、そんなことの説明もさせていただくなどして、こういった機会を捉えて様々な啓発をしているところというところでございます。

8番（玉川君） この成果目標というのが、国から示されて県のほうに下りて、そして町のほうへ来るといことなんですが、国の目標というのはあくまでも画一的であって、町としては、地元の現場そして利用者の声、これを大切に頑張っていたいただきたいと思います。

続きまして、3の婚活支援についてですが、この問題についても同僚議員さんが過去何度も質問されていますが、適齢期を迎えたお子さんを持つ親御さんの心配の声、町に対する期待の声を伺いましたので、町や町社会福祉協議会など、公的な結婚支援について、再度の確認と幾つか提案をさせていただきます。

1、現状と取り組みについてとして2つ、1、坂城町社会福祉協議会の結婚相談所の過去3年間の相談件数、相談所登録人数、長野県のハピネスナビ信州との連携と内容について併せて婚活パーティーその他の事業での成婚数は、2として、坂城町社会福祉協議会以外の婚活事業はどのようなものがあり、その活動内容と課題は。テクノハート坂城の若者交流会などの内容は、についてお聞きします。

福祉健康課長（伊達君） 「3、婚活支援について」、「(イ)現状と取組について」順次お答えをしてまいります。

最初に、町の社会福祉協議会の結婚相談所における過去3年間の結婚相談件数でございますけれども、29年度は52件、30年度は77件、元年度は266件ということでありましてけれど

も、元年度につきましては、これまで前年度まで加えていなかった婚活イベント等に関する相談などを計上するといったことで、集計方法を変えたことが要因とのことでございます。

次に、結婚相談所の登録人数について、いずれも年度末の状況でお答えいたします。29年度は男性12名、女性3名、合計15名、30年度は男性14名、女性4名、計18名、令和元年度、男性12名、女性6名で計18名ということでございます。

結婚相談所では、経験豊かなコーディネーターが、ご本人や親御さんからのご相談をお受けしたり、お見合いのコーディネートなどを行っており、29年度は10件、30年度は11件、令和元年度は14件のお見合いを調整したということでございます。

次に、ハピネスナビ信州との連携と内容でございますが、ハピネスナビ信州は、県の婚活支援センターが県内の婚活に対する情報を一元的に発信するポータルサイトでございます。出会いイベントの情報発信や婚活サポーターの紹介などを行っており、町社協の婚活イベントについても情報の発信を行っていただいているというところでございます。また、ハピネスナビ信州では、結婚を希望する方への支援をしていただける婚活サポーターの登録を行っており、現在、当町からも5名の方が登録されているというお話をお聞きしてございます。

このほか、県の将来世代応援県民会議及び長野商工会議所マリッジサポートセンターが事務局となり運営している、長野結婚支援ネットワークという組織では、県内の結婚支援を行っている市町村、社会福祉協議会、あるいは民間団体などがネットワークを構築することで広域的な出会いの機会をつくるなど、地域や職域を越えた結婚支援の取り組みを推進しているというところでございます。

一番大きなところでは長野結婚マッチングシステムというシステムの運用も行っているということで、このシステムについては当町においても町社協に補助金を交付し専用のタブレット端末等を整備し、30年7月より利用開始しているという状況でございます。

このシステムは、利用団体間において結婚を希望される方をデータベース化して検索、お見合いを行うことにより、広域的な出会いの機会を創出するものでございまして、登録者は専用端末を使って条件に合う相手を検索し、双方の相談員を通じて相手の意思確認を行った上でお見合いをするという仕組みになってございます。

このマッチングシステムについては令和元年12月末時点で、県全体として男性802名、女性280名の合計1,082名が登録されており、出会いの機会の創出に大きく寄与しているものと考えているところでございます。

当町におきましても、30年度は利用可能となった4月以降で41件、令和元年度は144件と利用が増加している状況でございます。

次に、結婚パーティーの実施状況でございます。29年度、30年度とも、千曲市社協、坂城町社協共同で3回、また町社協単独で1回、計4回の婚活パーティーを開催しているということ

で、29年度は男性が80名、女性が73名の、合計153名が参加され、27組のカップルが成立いたしました。30年度は男性77名、女性66名、計143名が参加され、20組のカップルが成立したということでございます。令和元年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で町社協の単独のイベントは中止となりましたけれども、千曲市社協と合同で2回開催したということで、男性50名、女性40名、計90名が参加され、18組のカップルが成立したということでございます。

このほかにも千曲市社協と合同でスキルアップセミナーといったような交流会なども開催をしているというところでございます。

続いて成婚数でございます。29年度はお見合いによる成婚が1組、過去の出会いイベントによる成婚が5組の、計6組、30年度は過去の出会いイベントによる成婚が5組、令和元年度はお見合いによる成婚が1組、それと、過去の出会いイベントによる成婚が2組の計3組という状況でございます。

次に、社協以外の婚活業といたしまして、町では昨年度から長野地域連携中枢都市圏の結婚支援事業に参加をいたしまして、婚活セミナーと移住婚活ツアーの開催など、圏域内の独身男性の出会いの機会の拡充を図っているというところでございます。

昨年9月に開催しました男性向けの事前セミナーにつきましては、参加者は圏域全体で14名、2月に開催した移住婚活ツアー、これは本当は10月に開催する予定だったのですが、台風の影響で時期をずらして縮小して開催をしたということでございますけれども、圏域内の男性13名、圏域外の女性8名、計21名が参加され、5組のカップルが成立したというところでございます。

さらに今年度は上田地域定住自立圏の結婚支援事業として婚活イベントを開催する予定となっており、こうした事業も活用して広域的な出会いの機会を創出してまいりたいと考えているところでございます。

商工農林課長（竹内君） 私からは、「(イ)現状と取り組みについて」のうち、テクノハート坂城協同組合が主催する若者交流会の取り組みについてお答えをいたします。

若者交流会は、町の移住定住支援事業に係る委託事業として、テクノハート坂城協同組合で取り組んでいただいております。

この事業は、町内在住の方や、町内の事業所に勤めている方々の交流の場を提供することにより、出会いや交際のきっかけを提供し、結婚を契機として坂城町への移住定住を促すことを目的としております。

昨年度は12月21日に「社会人交流会 in 坂城町2019冬」と題して、当町出身のサクソフーン奏者などによるミニコンサートと、ゲーム形式による交流会が開催され、男性19名、女性13名の、合計32名の方にご参加をいただきました。

参加者からは「とても楽しく、機会があれば友人などを誘い再度参加したい」といった声や、

「交流会の開催に感謝する」といった好意的な意見が多く、参加された皆さんの交流が深められたものと思います。

今後も、テクノハート坂城協同組合と連携・協力して、参加者同士の交流が、交際・結婚につながり、さらには坂城町に定住していただけるよう、参加者の声を反映し、大勢の皆さんに参加いただけるよう、工夫してまいりたいと考えております。

8番（玉川君） 町社協、テクノハート坂城では既に多くの婚活支援されていることの説明をいただきました。

さらに多くの実が結びますように、3つの要望をさせていただきます。

女性登録者数の少なさとカップルになった後の成婚数、これが問題だとも思いますので、1つ目の要望としては、おせっかいさん、ハピネスナビ信州の婚活サポーターさん、町でも5名が活躍されているということですが、出会いを積極的に運んでくれるこの重要な役割を、坂城町と周辺地域を行き来するようなお仕事、例えば保険の外交員さんなどをお願いできないか検討してください。

日常的に広い地域で多くの皆さんと接し、情報も多く入ってくる方なら、町の婚活情報の発信と収集は適任だと考えます。かつては実際にご自身のお仕事も兼ねてご活躍されていたとも聞きました。

2つ目の要望です。町内の学校出身者が、町内飲食店等で行う同窓会への補助などを検討してください。

移住定住や商業振興政策の一つとして全国でも既に行われている事業です。坂城町に帰る機会を増やし、ふるさとのよさを忘れないように、そしてUターン、さらには未婚の同級生同士の出会いにもつながればと考えます。

3つ目の要望です。社協の結婚相談所の登録者が同時に民間事業者にも登録をしている場合、民間事業者の登録料または会費などへの補助を検討してください。

結婚を願う方は自治体や社協など公的な結婚相談所と並行して民間の結婚事業所にも相談をしていることも多いと聞きます。公的な相談所は登録料も無料だったり、安かったり、事業者への信頼性も高く、安心して登録できる。一方民間では、会費は高額ですが専門性による手厚いサービスや、登録数の多さから出会いの可能性が高いということです。

以上、3つ要望させていただきました。

自然災害が続く中、日々町民のために懸命に動いていただいている行政、医療関係の皆さんに感謝するとともに、影響を大きく受けている社会的に弱い立場の方々への支援がますます充実し、さらに、次世代の皆さんから明るい話題と未来が坂城町にもたらされることを願って、一般質問を終わらせていただきます。

議長（西沢さん） ここで、10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時50分～再開 午前11時00分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、3番山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回、こちらの一般質問にて、国道18号バイパス、そして、町出身の学生に支援をということで大きく2つについて、町側にお尋ねいたします。

まず初めに、国道18号バイパス建設促進についてということです。

(イ) といしまして、「進捗状況は」ということになります。

国道18号バイパスですが、私が小さいころ、小学生のころですが、今もある県道160号線ですか、そちらに期成同盟会の看板を見て、日々、通学、そして、遊びに行っておりました。この看板を見るたび、いつバイパスが通るんだらうと、ずーっと思っていたところであります。

しかし、少しずつですが国道18号バイパスも延伸され、小網交差点まで開通しているわけではありますが、その先、坂城町区間になりますが、完成がいつになるかということ最近、特に地元、上五明区の皆さんはじめ、多くの方からお尋ねされることがあります。

これまで、国道18号バイパス建設促進については、その時その時において、議会の場においても質問がされております。また、直近では昨年の9月議会でも議論されたところでございます。

今議会、この6月議会新年度最初の議会、定例会でもありますので、昨年度、町としてどのような取り組みを行ってきたかをお伺いいたします。

また、坂城町区間の昨年度までの進捗状況、工事及び用地買収などについてもお伺いいたします。

(ロ) としまして、今後の取り組みについてもお伺いいたします。

これまで幾度となく、町として国に陳情されてきたということですが、今年になり新型コロナウイルス感染症の影響で、その陳情自体もなかなかできない、もしくは、困難な状況になっていると思っております。

しかし、この状況下においても、できることはないのか、できることがあるとすれば、どのようなことが考えられ、どのようなことをして、どのようなことがこれからできるのかということを考えていかなければならないのではないのでしょうか。

また、国に対しての陳情ができるような状況になった場合に備えて、その準備もあらかじめ、今からしておく必要があるのではないのでしょうか。

昨年は台風19号により、当町だけでなく近隣市町村においても甚大な被害に見舞われました。そして、今回の新型コロナウイルス感染症、このような状況ではございますが、国道18号バイパスの建設促進に向けての取り組みも一方で大事なことに変わりはありません。

そこで、今年度の整備計画はどのようになっているのか、また、今後どのような取り組みを行う予定があるのか、お考えをお伺いいたします。

最初の質問は、以上です。

建設課長（大井君） 国道18号バイパスの建設促進についてのご質問に順次お答えをいたします。

初めに、（イ）「進捗状況は」についてお答えをいたします。

昨年度の町の取り組みといたしましては、昨年7月22日に、当町と千曲市・長野市・上田市で構成する「新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会」で長野国道事務所及び県土木部に要請活動を行いました。

要望の内容といたしましては、坂城更埴バイパスの早期完成のための予算確保や重要物流道路に指定しての重点整備の実施などの要望でございます。

また、本年1月28日には、「国道18号坂城更埴バイパス早期完成・坂城インター線延伸の早期事業着手及び千曲川改修工事業促進の要望活動」として、中央要望活動を実施し、国道18号バイパス坂城町区間の早期完成や坂城インター線の延伸の早期事業着手に加え、台風19号の被害を受けた千曲川の改修事業の促進の要望を行っております。

次に、昨年までの事業の進捗状況でございますが、坂城更埴バイパスは、長年にわたる国や県への要望活動の結果、上田坂城バイパスと県道力石バイパスを結ぶ坂城町区間3.8キロメートルが平成23年4月に国の直轄事業として事業化をされました。

平成26年度末からは用地測量の説明会を行い、その後、境界や物件調査の立会いを行い、平成27年度から本格的に用地測量が行われ、昨年度末現在の用地買収の進捗率は、約78%のことでございます。

また、平成30年度からは、網掛地籍において坂城町区間で初めてとなる、工事用道路の新設工事などが施工されております。

昨年度も、8月に地権者への用地測量の個別説明会や、9月には補償内容等の個別相談会を実施し、用地買収などを進めてきたところであり、事業全体の進捗率は約23%とお聞きをしております。

続きまして、（ロ）「今後の取り組み」につきまして、お答えをいたします。

今年度の整備計画といたしましては、国の坂城町区間の予算が6億7千万円とのことで、主な内訳は工事費が1億5千万円、測量設計費が1億700万円、用地費及び補償費が4億1,100万円で、今年度の工事箇所は、網掛地籍の工事用道路の整備を引き続き予定をしているとのことでございます。

次に、建設促進に向けての町の取り組みといたしましては、毎年、予算獲得に向けた要望活動を、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会で、長野国道事務所や県土木部、国土交通省・財務省などに行っております。

今年も長野国道事務所や県土木部への要望活動を8月18日に実施する方向で関係機関と調整を進めておりますが、国土交通省等への中央要望活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮する中で、慎重に検討してまいりたいと考えております。

また、本年度は、町で設置しております坂城町国道バイパス・県道整備促進期成同盟会を7月に開催する方向で調整を行っております。国や県の担当者の方々と直接お話をすることで地域の要望等をお伝えし、事業推進に向けた機会にさせていただきたいと考えております。

このように各種要望活動などを行っておりますが、坂城町区間は、現時点においても供用開始の時期などについて示されておられません。

町といたしましては、事業の促進を図るため関係機関への働きかけを引き続き行い、議員の皆様をはじめ、地域や企業の皆様、近隣自治体と協力しながら、国道事務所、県、関係機関と連携し、一日も早い供用開始に向けて国道バイパスの建設促進に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） 今、担当課長よりお話を頂きました。答弁頂きました。

1月28日に、これは再質問になるのかと思うんですが、1月28日の日に要望活動を行ったということですが、この要望活動について、大分前の話にはなりますが、町長のブログを拝見された方から、「町長は東京へ出向き要望活動を行ったのね」ということをお聞きいたしました。そのお聞きした際には、私はそのブログの件は知りませんでしたので、後ほど、私も帰って町長のブログを見たところであります。

そのときに実は、その方から「山城さんは、そこに行っていなかったの」ということをお聞きしました。そのとき、思わず、もちろん、その要望活動には参加しておりませんでしたので「はい」とお答えをしました。

これについては、町長のブログにも書かれておりますように、町長また担当課長等、また、こちらにいます同僚議員の数名などが参加し、要望活動を行ったと聞いております。また拝見しております。

その町長のブログにも「議員有志」というふうに書かれておまして、私もそこには出席、参加しておりませんが、議員の一人として、その有志の皆さんがしっかりと要望をしていただいたということは感謝いたしますし、また、これは個人的な思いではありますが、できることならばそこに参加し、私もバイパスの建設予定地、上五明の議員の一人でありますので、そこに加わりたかったということが本音のところでございます。

ただ、これは過去のことでございますので、今後、要望というか、町長にそこをお聞きしたいんですが、町全体として建設促進に向けていっていただきたいと思っておりますし、町長としても町一丸となって、町議会としても一丸となって要望活動を行こうということ、ちょっと、しっかりと、答弁というか、意思表示をしていただけたら助かりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

町長（山村君） 先ほど、建設課長から話がありましたけれども、昨年度については、残念ながら台風の影響があったりしまして、坂城町としましての期成同盟会での要望活動というのは行えなかったわけですね。ところが、今年に入りまして1月の下旬ですね、千曲川建設事務所さん、それから国土事務所さんとから、「この日なら国土交通省それから関係機関に要望活動できるよ」という話がありましたので、それは、私はいつでも、一人でもいつでも行こうと思っていましたので、実行したということでもあります。

そのときに、たまたま別件で東京におられた議員の方も一緒に行こうかということで行きましたので、今後も何かチャンスがあれば、私一人でも行こうというふうに思っております。

また、先ほど申しあげましたように、8月頃ですかね、今度、町の期成同盟会ということで予定させていただいておりますので、期成同盟会、総会もちゃんとやらなきゃいけないので、それを実施したいというふうに思っておりますので。

以上であります。

3番（山城君） 今、町長から、これから一緒に取り組んでいくというお答えをいただいたということでもいいかと思えます。

やはり、後のほうで述べようと思ったんですけど、この場でちょっと言ったほうがいいんだと思いますので言わせていただきます。

やはり、ここは町一丸となって、しっかりと、町事業についてはしっかりと行う、その意志を、町長としても、私たち議会としても、そして、地域としても町としてもやっていく、その視点がまずは大事ではないかと思っております。

いささかちょっと厳しい言い方かもしれませんが、町民は見ています。町長のブログを見ています。それについて私が質問をされたとき、正直に答えるしかないんです。

そのときに、例えば、そのときの言いにくい部分あると思います。でも、その部分を私として議員という立場からも言うことはできません。なので、事実だけをお答えします。だからこそ誠実に、誠意を持って、しっかりと町の置かれた課題、議題、そういったものに町長と私も、私も議員になって1年たちましたので、しっかりと手を携えて議論して行っていきたいと思っております。

次の質問に移りたいと思います。

続いては、「町出身の学生に支援を」ということで質問させていただきます。

まず、（イ）としまして、「町特産品のプレゼントを」ということであります。

これは、先日の議員全員協議会の場において、同僚議員から、町出身で県外に住む学生に対して何らかの支援ができないかという提案がありました。ただ、しかし、この発言があったときは緊急事態宣言が発令中でして、地元から離れて暮らす学生の帰省が難しい状況にあったときでした。また、帰省が難しいだけでなく、アルバイトをしながら生活している学生にとっても生活に

大きな影響があったという報道がなされております。

その状況のときですから、学生にとっても、地元から特産品などが届くと、もしくは、そういう地元から特産品を送るという自治体が幾つかあったと報道でもされておりますが、それが届いたときはうれしかったことではないでしょうか。

こういうことをきっかけにして、地元出身地、故郷というものを思い出したり、また最近では、パソコンやスマートフォンなどを通じて帰省する、いわゆるオンライン帰省、もしくはオンライン会議というようなもので、実家にいる親や家族と連絡を取ったりした方もいたのではないのでしょうか。

現在は、緊急事態宣言は全国で解除となりましたが、長野県では6月18日までの間、北海道など、昨日調べたところ、ちょっと私も知らなかったのですが、埼玉、千葉、東京、神奈川そして福岡県という6都道府県の往来は慎重に、と呼びかけられています。

そういうことで、まだまだ容易に、この6都道府県も含めた他県との移動というのは、行き来が難しい、もしくはためらう状況にあるのが実情ではないのでしょうか。

緊急事態宣言が発令されている間、帰省が難しかった学生や新型コロナウイルスの影響を受けている学生への応援、また支援策として当町も町の特産品などを送る考えなどはないか伺いたします。

これについて、地元から心のこもったものが送られてくることは、先ほども言いましたが、申しましたが、送られた学生、子ども達にとっては、やはり気持ちとしてはうれしいのではないかと思います。こういう支援はこの先において、また、これから第2波、第3波が来るかもしれない、学者さんによっては必ず第2波が来ると言う方もいます。

そうしたことに備えて、また同じようなことが起きないというふうには断言できる方は、残念ながら、今、多分、日本にはいないのではないのでしょうか。そう考えたときに、今後の対応として、こういう支援がこの先において、卒業後、もしくは、いずれは坂城に戻りたい、戻ろうと思うきっかけにつながるかと思うのですが、こういった支援のお考えがあるかどうか伺いたします。

町長（山村君） おっしゃるとおり、何かいいことができればというふうに思っております。

今、山城さんから2番目の質問で町出身の学生に支援をということで、特産物のプレゼントということで、先日の全員協議会で中嶋さんからも話があって、派手にやれとお聞きしましたが、今、現状で子ども達、学生に対する支援の状況をちょっとお話し申し上げて、それから今のお話についてどう対応するかということをお話したいと思います。

今、お話ありましたように、全世界で猛威振っている新型コロナウイルス、3月下旬以降、ますますまだ感染者が増えてきたということでもあります。4月7日、政府の対策本部は、東京、大阪など7都府県に新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発令しました。

町におきましても、今までも、るる申し上げましたけれども、初めは任意の設置の対策本部を

作り、緊急事態宣言が出された後、法律に基づく坂城町の新型コロナウイルスに対する対策本部も作りました。

4月以降、16日の都道府県の緊急事態宣言の拡大に伴うゴールデンウィーク中の移動の自粛期間の延長ですとか、さらに、5月4日の移動自粛期間の5月末までの延長等により、特に、先ほどお話ありました県外で大学等に通う学生の皆さんには、長期に渡りふるさとへの帰省の自粛をお願いするということになりましたけれども、まず、この間、ご理解とご協力を頂いたことに深く感謝を申し上げたいと思っております。

そうした状況の中で、本格的なゴールデンウィークが始まる5月2日に、学生さんをはじめ町を離れて頑張っている皆様と、そのご家庭の皆様に対して、ホームページですとか防災行政無線を通じて、私からエールを込めたメッセージも発信させていただきました。

また、この間、町では、3回の補正予算を専決処分する中で、様々な分野への支援等、必要な対策を進めてまいりました。町独自の取り組みとしましては、町内事業所の経営活動と事業継続の支援に向けて資金繰りを支える融資制度を新設いたしました。

次のステップでは、国の子育て世帯への臨時特別給付金対象外の18歳未満のお子さんのおられる世帯への支援と、同じく18歳未満のお子さんのいるひとり親の世帯への支援、18歳未満の子ども達全員への図書カードの配付などを予算化いたしました。

加えて5月21日には、国の持続化給付金の対象とならない事業所への支援ですとか、飲食事業者へのテイクアウト・デリバリーなどの新しいサービス導入の支援ですとかスタンプラリーによる消費喚起を促す事業といった産業支援・経済活性化に向けた新たな取り組みのほか、経済的理由により修学が困難な児童・生徒に対し支給する就学援助費の追加支給や、高校や大学等義務教育以外の学校に進学する経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の追加給与など、学生及びその保護者の方への支援の取り組みについても予算化してまいりました。

また、国においても様々な支援策が打ち出され、新型コロナウイルス感染症の影響により、学費等支援が必要になった学生への施策としまして、授業料、入学金の免除または減額、及び給付型奨学金の支給を行う高等教育修学支援新制度及び貸与型奨学金について、新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変についても対応するよう運用の拡充が図られるとともに、有利子奨学金制度の利子分を国が補填し、実質無利子とする緊急特別無利子貸与型奨学金及び家庭から自立した学生等で経済的理由により修学の継続が困難となっている学生に対して10万円または20万円を給付する学生支援緊急給付金が創設されました。

町としましても、日々状況が刻々と変化する中で、様々な支援を検討する中において、国・県の対策や支援の届かない範囲や、より影響が深刻であると思われる方に、必要な支援が届くよう、町独自の対策や支援策を迅速に打ち出し実施しているところであります。

ご質問の、緊急事態宣言が出ている間、帰省できなかった学生、新型コロナウイルスの影響を

受けている学生への応援、支援策として町の特産品を送るというご提案でございますが、既に緊急事態宣言も解除され、慎重な対応をお願いしながらも、帰省が可能となった現状では、ここで特産品を送りつけるというタイミングではないだろうとも考えております。

町としましては、今後、これから皆様とまた議論しますけれども、国の第2次補正予算に盛り込まれる施策や地方創生臨時交付金の内容等を勘案する中で、さらなる支援策や活性化策などを検討したいと考えておりますが、例えば、今の現状で、親元を離れて頑張っている学生さんを対象とするならば、コロナ禍の状況が、まあ緊急事態宣言解除されたという状況でありますので、晴れて学生さんが帰省した際に心身ともにリフレッシュでき、また、ふるさと坂城を再認識していただけるような事業が実施できればと考えております。つまり、今度は町へ帰ってきてくださいと、そのための応援の施策を、これから第2次補正予算も絡みますので、検討していきたいというふうに思っております。

3番（山城君） 今、町長から温かい心のこもったメッセージを頂いたと思っております。

先ほどの第1問目でちょっと厳しいような言葉を言ってしまったので言いにくいところであるんですが、町長の思いはすごく伝わってきたのでうれしく思っていて、今後、町としての特産品を送る考えは今のところないということではありますが、やはり、確かに、今の段階で送る、もしくはこの後送るとというのが、いいかどうかというのは、確かに、それ、税金を使うという観点からすれば、慎重な論議をしなきゃいけないとは思いますが。

しかし、私がこの問題、この課題を質問するに至った経緯としましては、やはり、緊急事態宣言下の状況であったので、送ると決めた自治体に関しては、いろんな思いがあったと思います。しかし、その同封されていた箱の中、もしくは、袋の中に自治体の首長のメッセージが入っていたというものも見聞きしております。もちろんそれは全て直筆なわけではございませんけれど、名前のところ、もしくは一部分、町長のもしくは首長の直筆のもので書いてあって力強いメッセージがあれば、「そうか」と思う子、学生は多いんじゃないでしょうか。

やっぱり、戻ってきてほしい、もしくはここで活躍してくれというメッセージを、例えば、物を送れないとすれば、何らかの形で、今、町長おっしゃいましたが防災無線、もちろん、防災無線は県外には届きません。そんなことはわかっております。

そういった形でさらに別のステージに上がったときに、またメッセージを入れていただければと思っております。

まとめになります。すみません、私の勉強不足もありましたが、今回はこれでまとめに入らせていただきたいんですが。

新型コロナウイルスの収束は、正直まだ見えそうにありません。長い闘いとなるということは、安倍首相も申しておりましたとおりですが、先ほども言いましたが、流行の第2波、第3波の備えも、少しずつですが、着実に進めていかなければならないと思っております。

多少、大げさかもしれませんが、この新型コロナウイルスによって、これまでの常識だったり、また、これまで当たり前だと思っていたものが、そうでなくなるかもしれない、そういう時代に来ているのではないかと私個人は思っております。

それゆえに、これまでにないほどの柔軟な対応、また、柔軟な考え方が求められているのかもしれない。

この坂城町に1万5千人の町民がいます。町民一人一人の考えというのは、ある意味小さくて届かないことがたくさんあるかもしれません。でも、その届かない思いだったり、「えっ、こんなこと」と思うこともあるかもしれないんですが、そういうものに耳を傾け、できることがありそうであれば、できることを行政、もしくは民間と協力して行っていくということも、これからもっともっと必要ではないかと思っております。

今、文書にないことを読んだんですが。ただ、人は一人では生きていけない、これは多くの皆さんが実感していることではないでしょうか。だからこそ、分断や排斥、排除ではなく、どんな時代になったとしても結束して連携して知恵を出し合って、この状況を乗り越えなければなりません。

もちろん、それは、子どもであってもお年寄りであっても変わりはないと思っております。「こんなことどうだろう」「こんなことできないかな」という声を、例えば、議員らに役場なりで結集させて、できることからちょっとずつやっていく、優先順位はもちろんつけなきゃなりません。それをこの先、コロナの収束が見えない状況ですが、しっかりと着実に坂城町が1歩、2歩前進し、また新たな日常に向かって夢を描けるようになっていければと思っております。

以上ですが、これにて私の質問を終わりにしたいと思います。

議長（西沢さん） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩とします。

（休憩 午前11時31分～再開 午後 1時30分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、2番 小宮山定彦君の質問を許します。

2番（小宮山君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

昨年10月12日の台風19号の際、避難勧告発令の連絡を受け、地元区を流れる垣外沢川と観音沢川の様子、それと強風によるりんごの落果状況が気になって、見に車で出かけました。

夕方帰宅して間もなく、地元のある女性から電話をもらいました。避難勧告が出たけど、避難所へ避難しなければいけないかというのが、その電話の用件でした。長野市の大豆島に住む小さな子どもがいる息子一家が避難してきているし、日名沢に住む友人からは、家族全員で坂城小学校に既に避難しているとの電話ももらったということでした。その上、家族には年寄りもいるし、どうしたらよいかと、ご主人さんと相談したら、町議に電話で聞いてみろと言われて、電話した

ということでありました。その方は、ふだん、とりわけ、心配性の方でも、判断力に劣る方でもありません。むしろ逆だと思います。にもかからずです。あの日、恐らくこのような不安や戸惑い、迷いは町民の少なからずの人が持たれたのではないかと思います。その後実際、多くの方から、こうしたお話を聞きました。

昨年の12月、今年の3月議会と台風19号関連、特に避難勧告等の伝達、全員避難の意味、屋内退避を含めた避難行動等に関する私の一般質問は、この出来事が元になっています。

最近、ある町職員の方が、避難というのは、難を避けることで、自宅が安全なら、避難勧告が出ても、避難所へ避難する必要はない、そういうことが広く理解されてきているとおっしゃられました。前段はそのとおりだと思います。

午前の同僚議員の質問に対する答弁を聞いていても、12月とか3月のときの答弁を思い出して、随分、ちょっと生意気ですけど、進んだ答弁をなされているなという印象を持ちました。以前は、私が言うことに対して、さほど同意をいただいていたというのは半分ぐらいしかなかったような記憶がありますけれども……。続けます。

前段、今言ったことですけど、それはそのとおりだと思います。ただ、理解が広まってきたというのは、どうでしょうか。例えば、内閣府が行った住民ウェブアンケートでは、台風19号の後ですけれども、そのアンケートでは、約4割の人が警戒レベル4の全員避難を災害の危険のないところにいる人も避難をする必要がある、主に避難所へですが、避難する必要があると、そう回答したそうであります。

さて、今回は前2回の一般質問と密接に関係しつつも、直接はあまり触れることができなかった避難行動要支援者の避難の問題と、午前中にかなり答弁でお答えいただいていたことですが、新しく課題として浮上してきた避難所の感染症対策についてお聞きしたいと思います。

まず、水害・土砂災害時の避難についてということで、イ、避難行動要支援者 要援護者でもよろしいかと思うんですが、について2点お聞きします。

第1点目、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域にお住まいの、つまり災害リスクの比較的高いところにお住まいの避難行動要支援者の方の人数は、何人いらっしゃるでしょうか。

内閣府の地方防災会議の名で令和元年台風19号等を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてという検証報告書が、この3月に出されました。その中で、高齢者や障がい者等の避難に課題があることが改めて指摘されています。そして、平成2年の出水期までに市町村が必ず実施すべき事項として、「避難行動要支援者名簿とハザードマップ等を活用し、災害リスクの高い区域に住む避難行動要支援者を洗い出し、防災・危機管理部局と医療・保健・福祉部局等の間で情報を共有する」とあります。

また、実施が望ましい事項として災害リスクが高い区域にお住まいの避難行動要支援者から優

先的に福祉関係者等と連携し、また地域住民の協力を得ながら、避難支援体制の構築に向けた検討を行うべしと、そうあります。その第一歩というか、基本のデータとして人数をお示しいただきたいと思います。ただ、縮尺が小さいハザードマップでは、境界が判然としないこともありますから、昨年の台風19号の際、避難所への避難者数の多かった村上地区にお住まいの方の総数で結構であります。高台の上平地区は、除いてくださっても、数えてくださっても、どちらでも結構でございます。

2点目として、昨年10月12日の台風19号の際、要支援者の方は、どのような避難行動を実際とられたか。避難所へ立ち退き避難をされた方は少数だったという話も聞いておりますが、実際はどうであったか。避難行動要支援者の実態・状況についてお聞きしたいと思います。

1回目の質問は以上です。（発言の声あり）すみません。申し訳ない。失礼しました。

次に口として、避難所における感染症対策について、やはり2点お聞きします。

つい最近、長野県避難所運営マニュアル策定方針が改定され、そこに感染防止対策が盛り込まれました。それを受けて、町ではどんな対策を考えておられるか。これは、相当、午前の同僚議員に対する答弁でお答えいただいた気がしています。省略、ないしは簡潔にお答え願いたいと思います。

2点目として、その地域の指定応急避難所を、食事や宿泊ができる避難所として使わなければならない事態は想定されているか、これはつまり、公民館が避難所になる可能性はあるかということですが、そのことをお聞きします。

以上です。

福祉健康課長（伊達君） 「水害土砂災害時の避難について」、「（イ）避難行動要支援者」について、順次お答えをいたします。

最初に、「土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内にお住まいの避難行動要支援者の方の人数」ということで、「それぞれ何人いるか」というお尋ねでございます。

土砂災害警戒区域につきましては、土砂災害防止法におきまして、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずる恐れがあると認められる区域とされ、さらに、土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、災害が生じた場合には建築物の損壊や、生命・身体に著しい危害が生ずる恐れのある区域とされており、いずれも県知事により指定がされるということでございます。

また、浸水想定区域につきましては、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域で、町のハザードマップでは千曲川が想定される最大規模の降雨により増水し、堤防が決壊した場合の浸水状況について浸水深を合わせて示しているということでございます。

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、浸水想定区域内に、避難行動要支援者の方がそれぞれ何人いるかのご質問でございますが、現状ではそれぞれの方のご自宅の位置とハザードマ

ップとのひも付けは行っておりませんので、正確な数字をお答えすることは難しい状況ですが、例えば浸水想定区域のうち、ほぼ地区の全域がその区域に該当するという部分でお答え申し上げますと、坂城側で2地区ございます。苅屋原と坂端でありますけれども、こちらでは25人、それと村上が、3地区ということになるかと思いますが、上五明区、月見区、それと小網区ということになるかと思いますが、こちらのほうは63人ということでございます。

また、土砂災害特別警戒区域につきましては、比較的人家にかかるエリアが少ないため、該当されるのは数人程度と考えておりますけれども、そのほか、地区の一部が浸水想定区域であったり、土砂災害警戒区域につきましては、エリアが入り組んでいるため、これは一件一件拾い出しをする必要があります。

ハザードマップを参照して、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の災害リスクが高い区域にご自宅がある避難行動要支援者の方の把握については、先ほどご質問でもございましたとおり、3月に中央防災会議の防災対策実行会議の中のワーキンググループがそうした議論をされているということ、それを受けまして、先週県のほうから通知がございまして、高齢者等の避難の実効性確保のための取り組みの一つとして挙げられました。これを受けまして、町としましても、早速作業に取りかかるよう準備を進めているというところでございます。

次に、「昨年10月12日の台風19号の際、要支援者の方はどうな避難行動をとられたか」ということで、私どもとして、お一人お一人について、全てを把握しているというわけではありませんけれども、安否確認を行いました民生委員さんによりまして、避難を促してもご自分の意思で、ご自宅に残られた方もいらっしゃった。また、ご家族により避難の支援ができるということで、避難されなかったという方もいらっしゃったとお聞きをしているところでございます。

さらには、民生委員さんや地区の役員さんが中心になって、安否確認や避難所への避難を支援したり、避難が必要な状況となった場合には、子どもさんが支援するよう連絡を取っているという方、また、自宅の安全を確認した上で、避難時間帯が夜間ということもございましたので、風雨が強まっている状況から、かえって外に出るよりも家の中にいたほうがということで、自宅で過ごされた方、あるいは自主防災会や民生委員さんが安否確認をして、地区の中の安全を確認した上で、自宅にとどまった方もおられたと、そんなお話をお聞きしているところでございます。

次に、避難所への、実際に避難行動要支援者で避難された方の数ですが、こちらのほうは、実際にご記入をいただいた避難者カードを基に、台風19号災害が発生した時点で整備をしていた、平成30年12月末現在の名簿と照らし合わせますと、20名の方が避難所へ避難をされたという状況でございます。

住民環境課長（関君） 避難所における感染症対策についてお答えします。

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、避難所における生活環境の確保と、新型コロナウイルス感染症等予防対策の強化が必要になっているところでございます。

町といたしましては、避難所においては多くの方が集まる可能性があるため、感染リスクが高くなるという認識のもとに、対策について取りまとめたところでございます。

まず、住民の皆さんには、先ほど議員さんからもお話がありましたが、自らの命は自らが守るといった意識を持っていただき、避難とは、難を避けることということから、避難先の選択肢を平時から確認していただき、自宅での安全が確保できる場合は、自宅のより安全な場所にとどまっていたり、安全な親戚や知人宅への避難ができるのであれば、そちらに避難していただくなど、状況に応じた最善の選択をしていただくことが重要であると考えております。

一方で、町としましては、3密を防ぐために未指定の避難場所の洗い出しをして、避難できる場所を増やすとともに、中核避難所のうち小中学校につきましては、避難者の状況により各教室まで避難の場所を拡大して、さらに文化センターを加えた5つの中核避難所の中では、駐車場またグラウンドなどを車中避難所とすることで、感染対策を図ってまいりたいと考えております。

避難所の感染症対策では、一定の間隔を取って避難者を受け入れていくこととなりますので、収容予定人員が半減してしまう可能性に対して、各小中学校の教室を加えることで充足できる数となりまして、加えて、車中避難所を増やすことで避難の選択肢が増えることとなります。

また、避難所の感染予防対策の備蓄品として、避難者用の間仕切り、また段ボールベッドの他マスク、避難者用の消毒液、避難をされた方の手指の消毒液なども対応するとともに、町民の皆さんにも、日頃から避難所へ持参するものとして、寝具、食料、飲料水、持病薬、モバイルバッテリーの他にマスクですとか、ウエットティッシュなど必要になるものを備えておいていただくように、お願いしてまいりたいと考えております。

町としましては、これまで新型コロナウイルス対策について、町独自に避難所での対策を想定し、順次まとめてまいったところではありますが、今般、県から「長野県避難所運営マニュアル策定指針」の改定について、通知がありました。

改定の概要につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関する基本事項の記載が追加したことが、主な内容となっているとのことでございます。

今後、県の「避難所運営マニュアル策定指針」と町で検討してきた対応策、これを比較する中で、町としてさらなる対応が必要になるのか、今後、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、地域の応急避難所を食事や宿泊ができる避難所として、使わなければならない事態は想定しているかということについて、お答えさせていただきたいと思っております。

現在、応急避難所は、各地区の公民館や集会所など町内32か所を指定して、台風などが過ぎ去るまでの間、一時的な屋内避難所としていただいております。応急避難所への避難は、中核避難所への集中を避け、いわゆる分散での避難となりますので、3密を防ぐ手だてとしては大変有効であると考えております。

なお、中長期の避難が必要な大規模災害などの場合は、近隣の中核避難所への移動をお願いする場合もあろうかと思いますが、災害の状況や避難者の状況も様々でありまして、避難者の意向によって、中長期的にわたっての避難する場所として、応急避難所を選ばれる場合につきましては、可能な限り配給される物資などを含めて、防災センターなどから、当該応急避難所に届けるなどの対応もしてまいりたいと考えております。

なお、各公民館や集会所が応急避難所となっていることから、地方創生臨時交付金を活用して、公民館等の消毒液や手指の消毒用アルコールなどを支給して、さらに支援としてマスク、またビニール手袋なども併せて用意する予定でございますので、ご活用いただきたいと思っております。

それぞれの応急避難所において避難しているという考え方は、3密を防ぐ観点からも有効であると考えておりますので、今後は、新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、ハザードマップ、避難行動フロー、避難情報のポイントなどを持参して、まずは、小単位で自主防災会長さんに集まっただき、避難所の運営なども含めて、説明してまいりたいと考えているところでございます。

2番（小宮山君） ちょっと聞き漏らしたんですが、村上地区の3地区というのは、上五明区、月見区、小網区。網掛区は、浸水想定区域にかかっているような気もするんですが。

建設課長（大井君） 網掛区につきましては、浸水想定区域全域がかかっているわけではなく、一部ということでございますので、ただいま福祉健康課長から答弁申し上げましたところは、月見区、上五明区、小網区ということでございます。

2番（小宮山君） お答えいただいた避難行動要支援者名簿登録人数、災害リスクの高いところにお住まいの方、八十、九十数名いらっしゃいまして、それで避難所へ避難された方が20名だということを確認できました。ありがとうございました。

なぜ、こんな質問をしますかと言いますと、去年の台風19号のとき、警戒レベル3の段階で発令される「避難に時間を要する人、ご高齢の方、障がいのある方、乳幼児等とその支援者は避難しましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう」という警戒レベル3ですよね。その避難情報、避難準備高齢者等避難開始の避難情報が発令されませんでした。

これは、12月のときの議会でだったと思っておりますが、課長さんから、生田の水位観測所の水位情報を基に判断していて、それで、その水位が警戒レベル3のところまで上がらなかったってな説明をお聞きしたと思うんですが、その後、警戒レベル4の避難勧告がぽんと出された。その前には、レベル3の段階が必ずあったはずだと思うんです。それで、時間が要する方ということで、早めの避難ということですよ。なもんで、よって、その避難行動要支援者の避難、これ避難所への避難ですが、が滞りなくスムーズに行われたのかということが、知りたかったわけでありまして、それで、前のことはもういいんですが、今後のためにちゅうことで、台風19号の経験を通して、どんなことが避難行動要支援者の避難に、どんなことが課題として上げられてきている

のかお聞きしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 課題ということでもありますけれども、様々ございます。

今、ご指摘のありましたように、避難情報の発令の部分、これも一つ課題だと思っています。いわゆるレベル3での避難準備高齢者等避難情報というものが、台風19号の際は発令されなかったということでありまして、その部分についても、理事者を含めた課長等の検証委員会の中で、どういった状況のときに、そういうものを発令していくかといったようなことも検討させていただいたところでございます。

あと、これは従来、小宮山議員さんからもご指摘をいただいている、いわゆる個別計画というものの、これについても、実際、今のところ、うちのほうでも避難行動要支援者名簿というものを作って、各自治区、自主防災会にもお渡しをできるようにという体制を整えていますけれども、現状では、まだ5地区ということでございますので、この辺も併せて、粘り強くこれはお話をさせていただかないといけないと思っています。先ほど、住民環境課長の答弁にもありましたけれども、小単位の自主防災会長さんにお集まりをいただいて、いわゆる防災に特化したような内容のそんな説明の中で、そういったこともお話をしていきたいなと思っています。

それともう一点は、今まであまり重視をしていなかったと言えばちょっと語弊があるんですけども、先ほど来お話のあった、いわゆる災害リスクの高いとされる区域にお住まいの方、これをこれから拾い出しをしますので、ぜひそういったことを活用して、要支援者ご自身に災害への理解を深めていただく、それと災害の対応によって、自分がどういう行動したらいいかといったような理解を高めていただくような取組を少ししないといけないかなと、そんなことは今課題として思っているところでございます。

2番（小宮山君） 非常にこんなこと言って生意気ですが、よいご答弁ありがとうございます。

先ほどちょっと言及した内閣府の報告書にもありましたが、事前に平時において住まいが災害リスクの高い場所にあるか確認し、リスクの低い場合は待避、待つ避難ですけども、待避等による屋内安全確保という避難行動を、逆にリスクが高い場合は立ち退き避難を選択し、避難先、避難のタイミング、避難方法を決めておくことが有効だと、今おっしゃられたとおりでと思います。

それで、避難者ご自身が決めておくということ、そのためにどうするかということなのですが、これ民生委員さんやケアマネジャーさんなどの福祉関係者の方々、あるいは地域の自主防災会がご本人と話し合っただけで決めておくと、これスムーズに行くのではないかと私思います。もちろん2番目に言われた要支援者、個々人の個人支援計画が作成されるのにこしたことはありませんが、今のところ5地区だということでもありますし、その前段階として取り組む価値があると私は思うのですが、このことについてはどうお考えか、ご所見を伺いたいと思います。

つまり、町のほうが中心となって旗振り役というか音頭取りをして、自主防災会に積極的に働きかけていただきたいと、そういうことであります。自主防災会というか、避難行動要支援者の

方にです。

福祉健康課長（伊達君） 議員さん今おっしゃられたこと、これまさに例の中央防災会議のワーキンググループの中でも、そんなご指摘があったという事項でございます。

日頃から、例えば高齢者ですとか、障がいのある方と日常的に比較的関わりの高い民生委員さんですとかケアマネジャーさん、あるいは障がいの専門員さん等々にご協力をいただくという場面はこれ当然考えられると思っています。

ただ、それに向けてはその方たちにもいわゆる基礎知識といいますか、例えば避難行動のフローですとか、そういったものをご説明した上で、個々の要支援者の方に対していただくというような多分流れになろうかなと思いますけれども、現状はとりあえず今ハザードマップとの照合を急いでやるということで取り組んでまいりたいと考えています。

2番（小宮山君） 順次やっていただけということで、非常によいお答えいただけたと思っております。それでやっぱり行く行くは地域も、自主防災会とか近所の方を含めて、要支援者の方の支援体制それを作ることが、その次の段階の大事な取り組みかと思っております。今後ともよろしくお願いいたしたいと思っております。

それで次、口に関して2回目の質問をいたします。

町のホームページに5月の出来事というところで、災害時における物資供給の協力に関する協定調印式が5月18日に行われたというニュースが載っていました。その協定の内容を教えてくださいたいと思います。

住民環境課長（関君） 段ボールベッド等の協定の内容ということでご質問を頂きました。

この協定は、町内の段ボールのパッケージメーカーであるN企業様と協定を締結したものでございまして、先月18日に調印したものでございます。町内において災害が発生し、また災害が発生するおそれがある場合、物資を優先的に供給していただくものとして、段ボールベッドそれから間仕切り、その他町が指定し優先的に段ボール等を使って供給できる物資、これは場合によっては、例えば段ボールのトイレですとか、そういった物が必要になればということになります。そういった物をご提供いただくという形になっております。

この協定に関しまして、企業様と材料の在庫にもよるんですけど、品物によっては3日ないし4日で供給いただけるという形になっておりまして、中長期の避難の場合に対応できるかなというふうに思っております。

また、協定に際しまして、段ボールの強化度ですとか、それから段ボールベッドのセットの中に、既に例えばガムテープを入れておくことによって、組み立てることに順番を待つことなく自分たちでスムーズにできるとか、そういったものも協議させていただいたりとか、また段ボールベッドの高さ、そういったものが床のほこりだとか、そういったことに影響がない高さにしようということ打ち合わせをしたりだとか、また間仕切りにつきましても、プライバシーだとか飛

沫防止にもつながるように高さを考慮したりだとか、そういうことを協議する中で、協定を組まさせていただきますというものでございます。

2番（小宮山君） その間仕切りといいますか、パーティションとか段ボールベッドということですが、ちょっと確認お願いしたいんですが、物によっては3日から4日で供給いただけると。ただ、当日というか、10月12日の夜必要だというケースというのはあると思うんですね。そのためには事前に備蓄といいますか、その用意ある程度しておく必要があると思うのですが、その点についてお聞きします。

住民環境課長（関君） 事前の備蓄が必要ではないかというご質問を頂きました。協定を組むときに協定を組ませていただいて、これは段ボールベッドとか間仕切りは当日必要になるだろうという想定をさせていただきました。

避難所を開設して、来た人からすぐ段ボールベッドとかお渡しできるとか、そういった形はもしかしたら運営上難しいかもしれませんが、今回、地方創生交付金を活用しまして事前に準備しておこうということで、段ボールベッドにつきましては100個、それからパーティション、高さが1メートル50で長さが2メートルのものなんですけど、それは300枚、同じく長さが1メートルで高さが1メートル50のものにつきましては100個を用意しておこうということで、準備を進めていきたいと思っております。

2番（小宮山君） 事前に備蓄もある程度しておくということをお聞きしまして納得いたしました。

次にですが、公民館や何か避難所として使用するようなことが、もしかしたらあるんじゃないかという、それに対してはあるというふうにお答えいただきました。確かに去年村上小学校、台風の際に385人が避難されたと聞いています。これ全避難者数の6割ぐらいに当たると思います。それで、村上小学校の体育館で、もしコロナ感染症のことを考えると、とてもじゃないけれども受け入れができないだろうと、そういうふうに思っておりました。それはしかし、先ほどの答弁とか午前の答弁で、準備万端ばかりなくというようにされているということで、それはそのとおりにお願いいたしますということでございます。

それで、ただ公民館や何かというのを利用するといったときに、私も自主防災会、地元の自主防災会の役員をしていますけれども、避難所の開設や団体に関して、そのノウハウを私ども持ってなくて、教えてもらわなければなりません。その辺のところもちろんお考えのことと思いますが、教えていただければやります。

それで、先ほどから時々出てきているんですけども、内閣府が新しく避難情報のポイント、それと避難行動判定フローというやつ、これA4で4ページくらいになりますけれども、そういうものを発表しました。これ非常に私納得のいくものでした。何が納得いくかと言いますと、去年新しい避難の仕方のガイドラインが出ました。それに沿った分かりやすいパンフレットであるからです。去年も出たんですけど、それで去年も内閣府が作って広報さかきに転載されたんです

が、あれだと前にもさんざん言いましたけれども、誤解を生む、説明が非常に不足していると、そういう印象を持ちました。それに対してその反省ということで改定されたものだと思うんですが、この4月に出たそれらというのは非常に分かりやすいものとなっております。

例えば、去年は警戒レベル4で避難勧告が発令され「全員避難」とあったのですが、今年のは、はっきりと「危険な場所からの全員避難」というふうな記述になっております。だから、警戒レベル4で避難勧告が発令されても、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないと、そうはっきり書かれております。

また、3月の議会でも私が取り上げた、屋内退避による安全確保が真っ当な避難行動の一つであるということが明示されております。避難情報のポイントというのをぜひ地元の自主防災会や何かのときにご紹介していただきたいと、それを強く願います。

それから、避難行動判定フローというのは、先ほど伊達課長さんがその言葉使われましたが、今年初めてつくられたものですが、見ましたところ、自宅の災害リスクと取るべき避難行動が自然と「はい」、「いいえ」で選んでいくと、最終的に理解できるような形になって、とても分かりやすいと思いました。

この2点をぜひ自主防災会の方に紹介していただきたいと。集まったりするのが非常にあれな状況があるということももちろん分かるんですけど、であれば、じかに意見交換を交えて紹介していただくのが一番いいと思うんですが、最低というか、広報さかきで紹介していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

住民環境課長（関君） 先ほど議員さんのほうから避難情報のポイント、それから避難行動判定フロー、こちらのほうの紹介も含めてというお話を頂きました。

去年の議員さんからもおっしゃられたんですけど、警戒レベル3では「高齢者は避難」、警戒レベル4では「全員避難」というふうに書かれていましたが、そこに「危険な場所から」という言葉を付け加えてくださいということが出てきてまして、それにつきましては、昨日「こういったことが付け加わっていますよ。それを広報してください」というふうに、県のほうからも来ています。

そういったことで、判定フローも非常に、私も見たんですが、自分がどういう行動をしていくのかというのが分かりやすいなというふうに思っております。こういったことを広報とかで、今ちょっと特集を組めるかどうかを考えているんですけど、そういったことでいろんな形でお知らせする方法というのは検討していかなければいけない。その一つの方法として、広報があるかなというふうには考えております。

2番（小宮山君） ぜひお願いしたいと思います。すみません。次のテーマに移ります。

坂城町公共施設ランドデザインについて、イ、今年度末には出来上がるという個別施設計画について、今のところの策定状況をお聞きしたいと思います。

それと口としては、保健センターと老人福祉センターが一緒になった新しい複合施設というものが構想されておりますが、これの完成というのは、いろんな要素があってはつきりとはもちろんまだ言える段階ではないと思いますが、いつ頃の完成を企図しているか、分かる範囲でお願いします。

それから口としては、文化センターについて大規模改修工事で今の現存の建物を残して、それで耐震も含めた大規模改修工事をする方針が決まった感じで私読みましたが、その工事というのはいつ頃を予定されているかお聞きします。

町長（山村君） 小宮山議員さんから坂城町公共施設グランドデザインについてご質問が来しました。非常に重要な問題なので私張り切って準備しておりましたけども、時間が10分ということでありましたので、5分間ぐらいでポイントだけお答えしたいと思います。よろしいですか。（発言の声あり）10分使っていいんですか。じゃあ10分使います。（笑声）じゃあ8分ぐらいで。

まず、ご質問にありました坂城町公共施設グランドデザイン、ご存じのように、坂城町のいろんな施設が昭和40年から50年代に造られたということで、坂城町も老朽化しております。全国もこういう状況になっているということで、総務省から地方自治体へ、公共施設等総合管理計画を策定せよという要請が出されたというところでもあります。

坂城町では、平成29年3月に坂城町公共施設等総合管理計画を策定いたしました。そして、グランドデザインは必ずしも作らなくてはいけないというものではないんですけども、これから個別の計画するために、坂城町では昨年度におきまして町の公共施設の整備構想として、公共施設グランドデザインの策定を行ったというところでもあります。

このグランドデザインの策定にあたりましては、総合管理計画に続きまして、専門の立場で長野大学の専門の先生方にご参画頂きまして、また建築専門業者の技術的助言を受けながら、公共施設整備の方向性について検討を行ってまいりました。そしてそのグランドデザインの内容は意見公募ということで、ホームページを通して皆様のご意見頂くということでありました。どのぐらいのアクセスがあったかと言いますと、約330件の閲覧のアクセスがありました。ご関心を持たれてるんだろうなと思っております。

そこで、今年度は公共施設グランドデザインにおける施設整備の方針を踏まえる中で、総合的な公共施設マネジメントの推進を図るということで、個別施設の計画を進めていく。いわゆる具体的にどの建物をどうするかということを決めていくということでもあります。これにつきましては、長野大学の先生のご助言もいただきながら、坂城町の役場の中までも全ての部門に関係ありますので、各分野の皆さんにご意見聞いてやると。それから議会、それから教育、福祉、産業などの有識者の皆様のご意見も聞く中で、年度内の策定をしていきたいというふうに思っております。

ですから、今年度中にその計画をつくるということで、またいろんなご意見を賜りたいと思っております。

複合施設についてもご質問がありました。これは今回のグランドデザイン、あるいは個別施設計画を作るときの一つの核になるかなというふうに思っております。坂城町の老人福祉センター、保健センター、非常に老朽化しております。これにいろんな機能を統合して、場所もはっきりまだ正式には決まってないわけでありまして、ある場所に造るということで、この中にどのような機能を持たせるかというのも含めて検討していきたいと。これは一つの目玉の施設になるかなというふうに思っております。

それから、文化センターについてでありますけれども、坂城町文化センターは、町の主要な行事、各種講演会でも頻繁に皆様方に使われております。そして、文化センターについて、付随施設で隣接する坂城町の体育館、あるいは文化センターグラウンド等もありますけれども、一体的な施設ということで使われてきているわけでありまして。体育館については、ご案内のように簡易診断といたしますか、耐震の診断をやりまして、今年度は詳細の耐震設計といたしますかをやって、工事は来年以降になるだろうというふうに思っております。

文化センターについてどうするかということですが、文化センターの改修ということにつきましても、今年度策定を進めていく個別施設計画について、工事の時期とも併せて検討していきたいと思っております。

それから、文化センターにつきましては、今年度耐震予備診断の実施を予定しております。耐震の予備診断ですね。それらの結果を踏まえる中で、施設にとって必要かつ最善な施設整備の対策を検討し、できるだけ早い時期に施設の改修を行ってまいりたいと思っております。私の感じでは、複合施設を新たに造りますので、前は文化センターは全部廃却しちゃったんですけども、耐震結果がちゃんと出て、耐震工事で使える可能性があるというならば、あの施設は残してもいいかなというふうに思っております。ただ、具体的にはどうするかというのは、文化センターの本体は簡易診断を今年やるということで考えております。

先ほどの、複合施設はいつ頃できるんだという話がありましたけれども、これも含めて検討していくということでありまして。それも含めた個別施設計画の、個別施設計画の中にはスケジューリングがあります。どの施設をいつまでに造るか。重要なものについては、時期を踏まえてしっかりと検討していかなくちゃいけないんですね。これから進めていくと思っておりますので、ぜひまた議会の皆さんにご意見を賜りたいというふうに思っております。

以上です。

2番（小宮山君） 施設整備の優先順位というのは、一応つけられるのでしょうか。

町長（山村君） ちゃんと聞いていただくように。さっき申し上げました、個別施設計画を作るときにスケジューリングしますと申し上げたわけでありまして。

2番（小宮山君） 今の段階では決まってないってことですか。

町長（山村君） 今は、今日現在決まってないわけですね。個別施設計画をつくる中でスケジューリ

ングしているということ。これで分かりましたか。いいですか。（「はい」の声あり）はい。

2番（小宮山君） なぜこれを確認したかったかと言いますと、実施計画がございますよね。実施計画の中に令和2年度で体育館の耐震補強大規模改修設計というのが入ってまして、それは先ほど町長さん申されたとおりです。

それで、文化センターに関しては、予備耐震診断調査というのは、先ほどおっしゃられたように実施されるとなっているんですが、来年度を見ますと、体育館の耐震補強大規模改修工事、実際の工事ですね。それが入っております。ただ、文化センターは空欄なんですよ。それから、令和4年も文化センターは空欄なんです。それで、施設整備の予算、それも100万円になっちゃっているんですよ。そうすると、当分は文化センターの耐震診断、耐震工事ってことは進まないんじゃないかと、そんなふうに思いまして質問をいたしました。これはこだわらなくていいのでしょうか。（「課長さん」の声あり）

企画政策課長（臼井君） 文化センターの改修の時期につきましては、当然これから個別施設計画を立てていく中で、それぞれ皆さん、いろんな方のご意見を頂く中で決めていくという形になるかと思います。実施計画の中では現在予備診断の予算も今年度計上する中で、大きな基本的な部分の調査をしていくと、そういう中で実施計画のローリング、毎年やっておりますけども、そういう中で個別施設計画とともに決めていくということを考えているところでございます。

2番（小宮山君） ありがとうございます。もう少しお聞きしたいこともありますもんで、また次の機会にと 생각합니다。

以上で、私の一般質問は終わります。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日10日は午前9時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時29分）

6月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 1 番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8 番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-------------------|---|---------|
| 町 長 | 山 | 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 | 崎 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 | 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 | 上 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 | 澤 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 | 井 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 | 貞 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 | 達 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 | 内 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 | 井 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 | 内 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 | 崎 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 | 澤 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 長 | 瀬 | 下 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | | |
| 総 務 課 長 補 佐 長 | 細 | 田 美 香 君 |
| 財 政 係 長 | | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 長 | 宮 | 下 佑 耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹 | 内 優 子 君 |
| 子 ど も 支 援 室 長 | 鳴 | 海 聡 子 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|---|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 | 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 | 崎 あかね 君 |
5. 開 議 午前 9時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 新型コロナ対策についてほか 吉川まゆみ 議員
(2) 新型コロナウイルスの対応についてほか 中島新一 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（西沢さん） 最初に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、私の一般質問を行います。

1、新型コロナ対策について。

緊急事態宣言が全面解除され、5月25日から通常の学校生活が始まりました。新1年生にとっては不安と期待がいっぱいの学校生活、お友達と仲よくなれたでしょうか。行きたくないと困らせていないでしょうか。初めて小学校にお子さんを出された保護者の皆さんのご心配は尽きないと推察をいたします。

今回のコロナは経済にも大きな打撃をもたらしましたが、教育現場にもたくさんの課題を残しました。町におきましては、教育委員会中心に時々刻々と変わる国の方針を一つ一つ丁寧に検討をされ、児童生徒への対応に当たっていただきました。この場を借りて心から感謝申し上げます。

そこで、今回の教育現場での取り組みと今後の対応について伺います。

イとして、小学校の臨時休業に伴う家庭学習支援の取り組みについて、3点について質問をいたします。1点目として、4月からの児童の学習の取り組みとその間の先生の対応は。また、児童館の利用状況と学習支援状況は。そして、初めての取り組みを通して感じた課題について。

4月に入り、新1年生104名が希望に胸を膨らませ入学式に臨みました。しかし、4月10日までという休業が、急遽、感染拡大の対策として延期、4月24日までとなりました。誰もが戸惑い、児童、その保護者は、どう変わっていくのか不安だらけのスタートだったと思います。

そこで、新学期を迎えた4月からの児童の家庭学習の取り組みについて、また、その間の先生

の対応はどのようにされたのでしょうか、その点について伺います。

また、児童館については休みの取れない保護者の皆さんもいることから、児童館を開館していただきました。今回は3密を防ぐために、なるべく家庭での対応をお願いする中での運営でした。そこで、この間の児童館の利用状況と、また学習の支援状況はどのようにされたのでしょうか伺います。

また、家庭学習が2か月ほどに及びました。今回初めて長い家庭学習となりましたが、その中で感じた課題はどのようなことがあったのでしょうか、その点についてもお伺いいたします。

2点目として、朝の挨拶とチャイムを実施したが、その効果についてです。

当初は、臨時休業は5月のゴールデンウィーク明けまでとなっておりますが、さらに24日まで延期となりました。その中、5月11日月曜日より戸別受信機を活用して、学校生活と同じように先生の朝の挨拶と1時間ごとにチャイムを鳴らしていただきました。NHKでも取り上げていただきましたが、この取り組みについて、その効果と反響はどうだったのでしょうか伺います。

3点目として、臨時休業中の相談状況についてです。

今回は、思いのほか臨時休業が長引いてしまいました。その中、外出自粛は子ども達の生活を大きく変えました。登校できないことや、また友達とも集まって遊ぶことができないなど、そのストレスから、もしかしたら親と言い争いになったりもあったかもしれません。

そこで、この間に虐待やいじめ、家族間での問題など、相談対応はどうだったのでしょうか。

以上、3点について伺います。

ロとして、オンライン学習についてです。

1点として、初めて体育館でオンライン学習を実施いたしました。実施への経過と学習状況、また利用状況はです。

新型コロナ禍により休校が2か月に及ぶ中、注目されたのがオンライン学習でした。授業を再開できない中、4月の段階でオンライン授業を始めたところは、既に1人1台の端末が整備されている学校でした。

さて、当町では、今回初めて各学校の体育館にインターネット環境を整備し、パソコンの端末を使った学習を実施していただきました。大変ありがたかったわけですが、どのくらいの効果があったのでしょうか。

そこで、この取り組みは5月11日から開始されたと承知しておりますが、実施への経過と、また学習状況、そして利用状況はどうだったのでしょうか、その点について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

教育文化課長（堀内君） 1、新型コロナ対策について、イ、小学校の臨時休業に伴う家庭学習支援についてお答えいたします。臨時休業等の経過につきましては、これまでの答弁と重複するところもございますが、よろしくお伺いいたします。

町では、3月に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、4月9日から2週間、長野県が感染対策強化期間と位置づけたことを受け、県教育委員会からの通知及び坂城町新型コロナウイルス対策本部会議での協議により、4月10日から24日までの間、小中学校において一斉臨時休業を決定したところでございます。

また、休業期間中の4月16日には、これまで7都府県に発令されておりました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域が全ての都道府県に拡大され、県から、措置法の規定に基づく外出と移動に関する自粛要請を受け、町の対策本部会議の協議により、臨時休業期間を5月6日まで延長することといたしました。

さらに、緊急事態宣言の延期を受け、町の対策本部会議の協議により、県内での感染動向が引き続き警戒を要する状況であることと、子ども達の健康を守るため、5月24日まで臨時休業の延長を決定したところでございます。

4月からの児童の学習の取り組みといたしましては、各学校からのプリントを中心とした課題のほか、インターネット環境を活用した学習支援といたしまして、各学校のホームページや「すぐメール」から教科書会社のホームページ、文部科学省のホームページ「子どもの学び応援サイト」、県教育委員会ホームページ「家庭学習サポート動画」などのコンテンツを紹介するとともに、学校職員会、学年会、教科会におきましては、無料版の個別学習支援システムの提供及びその周知を行ってまいりました。

この間の教員の対応といたしましては、子ども達への週1回の課題の作成と配付、回収、評価を行ったほか、子ども達の健康状況や生活状況、精神面等を考慮し、担任等による家庭訪問を実施するとともに、週2回「すぐメール」を活用した健康チェックや、希望者には必要に応じて教育相談、健康相談などの個別対応等、きめ細やかな対応に努めてまいりました。

また、臨時休業中の児童館の利用につきましては、1年生が226名、2年生も同じく226名、3年生155名、4年生14名、5年生13名、そして6年生につきましては利用者がいないといった状況で、その間の対応といたしましては、各小学校に配置する支援員をそれぞれの児童館に配置することにより、午前中から開館することが可能となり、学校から配付された課題、学習の補助や遊びや日常生活の指導、見守りなどの支援を行ってまいりました。

このように、長期間にわたり臨時休業中の取り組みを行ってまいりましたが、新年度が始まってすぐに休業に入ってしまったこともあり、まだ新学期の授業を行っていない状況の中、教員は子ども達への課題作成の際に、内容やその量などに苦慮したほか、各家庭の環境や個人の取り組み方などの違いから、配付された課題の進み具合や生活のリズムの面でも個人差が多く見られたことから、今後の課題として検討しなければならないといった意見が出されたところでございます。

こうした問題につきましては、臨時休業が長期化するに伴いまして、個別相談の際、保護者か

らご意見をお聞きした教員からの提案として、5月11日から22日までの間の平日に限り、家庭でも学校と同じように時間の区切りを意識した生活が送れるよう、町内全戸・全事業所に配付した防災行政無線の戸別受信機を活用いたしまして、朝の学校長などの挨拶から始まり、午前9時、10時、11時、そして午後1時の計4回、学校と同様のチャイムの放送を行ったところでございます。

各学校においては、子ども達への課題作成の際、チャイムに合わせた時間割を作成する中で、時間割に合わせた課題の内容や量について工夫し、子ども達も規則正しく、時間に余裕を持って家庭学習などに取り組むことができるようになり、生活面も含め、多くの保護者の皆さんから、非常に有効であったというご意見をお聞きしたところでございます。

臨時休業が長期化する中、学習面での遅れが心配される一方で、家庭環境の問題や子ども達の心のケアといった心配も懸念されることから、各学校では早い段階から、家庭訪問や子ども達へ課題などを配付する際に、ご家庭の様子をお聞きし、希望者には教育相談、健康相談等、個別対応を実施するとともに、必要な児童等には教育・心理カウンセラーによるカウンセリングを行うなど対応を図ってまいりました。

また、相談を行う中で、虐待やいじめといった具体的な事案はございませんでしたが、支援が必要な児童に対しましては各学校で個別に対応し、学習指導や生活指導などを行うことにより、保護者及び子ども達の心のケアに努めてきたところでございます。

続きまして、ロ、オンライン学習についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、臨時休業中の家庭学習であるプリント中心の課題を補う学習手段として、各学校のホームページや「すぐメール」から教科書会社や文部科学省、県教育委員会ホームページなどのコンテンツの紹介、学校職員会などにより無料版の個別学習支援システムの提供及びその周知を行うなど、インターネット環境を活用した学習支援を実施してきたところでございます。

インターネットの学習支援を実施するにあたりましては、児童生徒が家庭で使用可能なインターネットの環境を調査する必要がございましたので、「すぐメール」によるアンケート調査を実施いたしましたところ、小中学校全体で約20%のご家庭でインターネットが使用できない、もしくは不明であるとの回答でございました。

このように、家庭においてインターネット環境を活用した学習が難しい状況の児童生徒に対して、同等の学習支援を行える環境を整えるため、既に災害時の中核避難所として指定されている各小中学校体育館に、上田ケーブルビジョンのご協力により整備済みの情報通信設備を活用する中で、新たにWi-Fiルーターと約40台のパソコンを整備することといたしました。

5月の連休明けには全てのパソコンの設定作業が完了し、各小学校から保護者等に周知を図る中で希望者を募り、5月11日より、準備が整った学校から順次実施をしたところ、坂城小学校

では1日平均60名、南条小学校では1日平均20名、村上小学校では1日平均2名の児童が利用した状況であり、主にはホームページ等で紹介した無料版の個別学習支援システムを使った学習に取り組むなど、インターネット環境を活用した学習支援に努めてまいったところでございます。

11番（吉川さん） ただいま、詳しい、この臨時休業中の取り組みについて、担当課長から説明をいただきました。本当に急に決まったことの中で、事細かく現場の声を吸い上げ、そしてこの長い休業中をしっかりと取り組んでいただいたことに敬意を表したいと思います。そして、今お話を聞く中で、このインターネット環境をしっかりとアンケートを取る中で、体育館にも1週間ですか、やっていただいたということでもあります。

では、この学習の取り組みについて2回目の質問をしたいと思います。

私も現場に行って声を伺ってまいりましたが、本当に今回は緊急的な対応をしていただいた中で大変ありがたかったという保護者の声をたくさんいただきました。その中で、やはり学年が変わってすぐだったということもあって、今始まっているわけですが、理解に個人差が出てきてしまっている、その点について親御さんが大変心配をされておりました。その中で、既に学校は、始まっているわけですが、この遅れを取り戻すために、学校では支援員の配置について増員される予定はあるのでしょうか。この点と、授業時間が全体の3割から4割までということ遅れているとお聞きしておりますが、今後、授業時間の確保についてはどのように計画をされておられるか、その点についてお伺いしたいと思います。

教育文化課長（堀内君） 学習の遅れへの対応についてお答えいたします。

4月の入学式、始業式を終えてすぐに一斉臨時休業が始まり、緊急事態宣言を受け、休業が長期化する中で、課題の配付とともに、中学校においては、3年生を中心に双方向のオンライン授業を実施するなど、様々な工夫により家庭学習を行ってまいりましたが、やはり不足した授業時数の確保が現在課題となっております。

各学校において、今後の授業計画を立て直す中で、夏休みの短縮や学校行事等の見直しを行い、授業時数の確保に努めていく考えでございます。

また、文部科学省の追加支援として、臨時休業により不足した授業時数を補うための学校再開後に補習等を行う場合に必要な学習指導員を追加配置する制度が設けられました。現在、県の教育委員会を通じて提出する各学校における補充授業時間等を記載した企画書の作成などを進めている状況であり、各学校の要望等を集約し、積極的に活用できるよう進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 夏休みを短縮をして補っていく、また指導員については、国からの追加の学習指導員を補充する予算をつけていただけるということではありますが、これについては、今の申請状況なんです、各学校何名くらいを予定されているのかお聞きしたいと思います。

それと、オンライン学習について2回目の質問をしたいと思います。

町で、インターネット環境のない児童生徒のために各体育館にその整備をしていただきました。坂城小学校では60人ということで、かなりの子が学校に足を運びました。やはり、これは学校に行って友達にも会えるという、そういう中で学びたいという、そういう意思の表れだと感じました。また、中学3年生につきましても双方向のオンライン授業をしていただいたということで、短い期間でしたが、大変実りのある取り組みをしていただけたと思います。

一方で、先ほどもそれぞれ無料版のウェブサイトを紹介してという話がありましたが、これがどの程度、その子どもさんに反映をして利用されてきたかという、この辺を、今後、第2波、第3波に向けて同じ体制を取ることも出てくると思いますので、アンケート等把握をして、これから生かしていくことも大事な視点ではないかと思います。これは要望です。

さて、今回、町では地方創生臨時交付金を活用して、さらに30台の端末を導入予定となっております。これを入れることで70台となってまいります。そして、国ではGIGAスクール構想、先日も同僚議員の質問がありまして説明もございましたが、このGIGAスクール構想を昨年から——以前から1人1台ということで国の方針は出ておりましたが、なかなか進まないということで、今後4年間の間で導入予定というものを前倒しをして、今年度内に導入するようということで国から通達が出ておりました。この取り組み、1人1台のタブレットパソコン、これはこれからコロナ対策の一環としても重要な取り組みだと思います。その点について、町のほうでは整備状況、また、今後どのような計画を立てられているのか、その点についても伺います。

また、この導入に当たって、ハードだけではなくて、このICT環境の整備のためにスクールサポーター、人的配置をするものについても国では補助をすると出ておりますが、この配置についてももう検討されているのでしょうか、その点についてもお考えを伺います。

教育文化課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。

まず、授業時数を補うための学校再開後に補習等を行う学習指導員の追加配置への要望でございます。各校1名から2名、4校合計で300時間について、現在要望をさせていただく予定になっております。

続きまして、GIGAスクールの進捗、オンライン学習の進め方についてでございます。

GIGAスクール構想につきましては、昨年度までは、令和5年度までに行う児童生徒1人1台のタブレット端末の導入等の整備に対して国が支援する方針ということで、現在のところ、各校35台ずつのタブレット端末が整備されている状況でございます。そのような状況でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大等の影響によりまして、令和2年度中、今年度中に前倒しする整備に対して支援を行うといった方針に変更されたところでございます。

現在、県教育委員会を通じて、国から整備に係る意向調査等が複数回にわたり行われている状況でありまして、来年度以降の導入に対して補助対象となる見込みが定かではない中、当町とい

たしましても今年度事業として前倒しにて整備ができますよう、今後、予算手続及び補助金交付申請等、計画的に進めていく予定でございます。

なお、今回、国が示すGIGAスクール構想を受け、当町では、これまでの校内で学習するスタイルだけではなく、各家庭で使用できる機器も想定しており、大容量に対応した校内ネットワークを整備するとともに、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等も目的としたモバイルルーター等の整備、そして学校からの遠隔学習機能の強化として、学校側が使用するカメラやマイクなどの通信装置等の整備等も含まれたものを併せて計画しているところでございます。

また、GIGAスクールサポーター配置支援事業につきましては、学校におけるICT環境整備の設計や使用マニュアル、ルールの作成などを行うICT技術者の学校への配置経費に対する支援でございます。

今後、各学校のICT担当教職員で組織しますICT活用教育委員会の意見も聞く中で、配置について検討してまいりたいと考えているところでございます。

11番（吉川さん） このGIGAスクール構想、本当に1人1台端末を配置をしても、それを使いこなせるかどうかということも大きな課題だとは思いますが。そういう中で、今もICTの推進委員会があるということで、その中でしっかりと検討をして、このスクールサポーターについては、今後検討していくという答弁をいただきました。

また、インターネット環境がないお子さんのためにはモバイルルーターの貸与等も考えていくということで、今回の取り組みを通して、大きく町も取り組みを前進させていただけるかと思っております。

最後にもう一点なんですけれども、5月末から平常どおりの授業が開始されて、今日で13日目を迎えました。改めて、この平穏な日常が大変貴重であるということを確認するわけですが、その中で、今後いつ来るか分からない第2波、第3波、これに向けて教育現場も備えていかなければなりません。今、ると町としての対応をご説明いただきましたが、その中で第2波、第3波が来たときの、今後オンライン学習の取り組みについては、町としてどのような計画を立てられているのでしょうか。このオンライン学習にも教材活用型と動画配信型、また、同時双方向型の3通りのやり方がございます。今回も中学ではきちんとしたやり方を双方向型でやっていただけたわけですが、一人も取り残さない対応が迫られるわけですが、町の対応についてお考えを伺います。

教育文化課長（堀内君） 現在も懸念されております感染拡大による第2波、第3波が起きた際のオンライン学習の進め方についてでございますが、GIGAスクール構想の整備が完了するまでの当面の間につきましては、各家庭でのインターネット機器の使用のほか、各体育館のWi-Fi環境を活用した学習支援を強化するため、地方創生臨時交付金を活用してパソコン30台の増設について、先日、専決補正につきましてお認めいただいたところでございます。

また、オンライン学習には様々な方法があり、今回、各小学校で行った教材や授業動画などの各コンテンツの紹介のほか、中学校の主に3年生を対象に行いました双方向によるオンライン授業の手法などがございます。双方向によるオンライン授業につきましては、教員の準備や対応の負担も大きく相当な時間も要したことから、インターネット環境を利用した学習教材の配付や授業動画撮影からの配信のノウハウ、ウェブ会議システムを活用した双方向コミュニケーションなどの体験が可能な、県教育委員会が新たに開催する予定の教職員向け研修会を活用するなど、インターネット環境の整備とともに人材の育成についても力を入れ、準備をしまいたいと考えております。

11番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。確かに、この双方向のやり方というのは、先生にもかなりの負担がかかると思います。今後必要となるのが、家庭でも学び続けられる環境整備だと思います。町では、今もるる説明をいただきましたが、着々と準備を進めていただいていることがよく分かりました。

そして今、課長からもありましたが、県教委は8月末までに県内全ての小中学校教員がオンライン会議アプリなどを使って遠隔授業をできるようにする研修を行っていくと発表がありました。先生方も大変だとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。後は、いざというときのために多くの児童生徒がそれを受けて、自分のものとして活用ができるかどうかということです。そんな意味からも、今後、子ども達へのソフト面でのご指導もよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に移りたいと思ひます。

2、地方創生臨時交付金について。

さて、今回のコロナ禍にあつて、国は第1次補正予算で各自治体への支援として1兆円の地方創生臨時交付金を決定をいたしました。当町でも既に5月20日の全員協議会で、この交付金の活用事業について説明があり、21日、専決処分で補正予算を組み、取り組みが開始をされました。そこで、その事業について伺ひます。

イとして、スタンプラリー消費回復応援事業について、次の3点について伺ひます。

1として、今回の交付金は自治体の人口や財政力、感染者等の状況に応じて配分をされたと聞いております。そこで、町へ交付されました全体の金額はどれぐらいだったのでしょか。

2点目として、長い自粛生活が続き、また3密を避ける観点から飲食店、販売店は大きな打撃を受けました。そこで町の商業の状況について伺ひます。

3点目として、今回、商工会が中心となつてスタンプラリー消費回復応援事業を行うことが決まりました。このチラシとともに、6月号の広報さかきにも内容が示されておりました。そこで、多くの町民にこれをご利用いただひて商業店舗の活性化につなげたいと思ひております。そこで、この事業の取り組みの詳しい内容、そしてまた利用できる店舗についてお伺ひをいたします。

ロとして、第2次補正予算で交付される交付金の活用についてです。

5月27日、第2次補正予算案が閣議決定をし、今月8日、国会に提出されました。現在、衆参両院で審議中であり、今回の内容は地方創生臨時交付金2兆円を含む3兆1億1千4百万円となりました。この第2次補正予算案が今後成立いたしますと、またコロナ対策として交付金が配分されてくることが予想されるわけですが、そこで町として、この2回目の臨時交付金を活用した新たな事業について、どのように考えておられるでしょうか、その点について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） ただいま吉川議員さんから、2番目の質問としまして地方創生臨時交付金についてのご質問ありました。私からは全般的な話と、それから特に口について、第2次補正予算の関連についてお話し申し上げまして、イにつきましては担当課長からお話しするというようにしたいと思っております。

若干、今までのところ整理申し上げますと、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、4月20日に閣議決定がなされた新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細かに必要な事業を実施できるよう創設された交付金であります。

臨時交付金は自治体の人口や財政力、コロナウイルス感染者数などの数値に基づき配分の限度額が示されますが、当町へは6,646万9千円が交付金の上限として示されたところでございます。

町では、新型コロナウイルスへの対応としまして、早い段階から独自の支援も行ってまいりました。

まず、4月中旬に、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けている中小企業の資金繰りを支援するために経営安定特別資金を創設したほか、次のステップとなる4月下旬には、児童手当上乗せ給付金の対象外となる18歳未満の児童のいる世帯の支援や18歳未満のお子さんのいる独り親世帯に対する町商品券の給付、あるいは町内全ての18歳未満の子供さんに対しての図書カードの配付などについて事業化し、中小事業所や子育て世帯に対する支援体制を整えてまいりました。

そして、国の交付金の配分額の提示を受けた5月下旬におきましては、国の持続化給付金の対象とならない事業所への支援や、飲食事業者等のテイクアウト、デリバリーなどの新たなサービス導入の支援、スタンプラリーによる消費喚起を促す事業といった産業支援、産業活性化に向けた新たな取組のほか、就学援助費の追加支給や経済的に修学が困難な学生に対する奨学金の追加給与、感染予防に係る防疫・防災用品の整備、インターネットを活用した学習環境の整備など、様々な支援策などについて、スピード感を持って事業化を図ってきたところであります。

これまでの新型コロナウイルス対応に係る町独自の支援策等に係る事業費は1億1,613万円とな

っており、事業費のうち6,646万9千円について、国の地方創生臨時交付金を充当し、残る部分につきましては財政調整基金を含む一般財源を充てる中で、より充実した施策として支援をしているところであります。

また、住民の皆様や事業者の皆様への周知といった面では、支援策や活性化策の内容につきまして、広報さかきや町ホームページの周知に加え、新たに作成をいたしました新型コロナウイルス感染症支援一覧にまとめ、全戸に配付するとともに事業所へ送付し、スーパーやコンビニエンスストア、金融機関などにも配置をお願いする中で、幅広く周知を行っているところであります。

さて、ご質問の国の第2次補正予算に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス対策に取り組む自治体向けの交付金として、既に予算化されている1兆円に加え、さらに2兆円の増額が行われるとお聞きしているところでございます。

しかしながら、増額される地方創生交付金につきましては、現在のところ、自治体への配分額を含め対象となる事業の範囲といったことについて、具体的にはまだ示されていない状況であります。

交付金を活用した新たな取り組みにつきましては、今後、国あるいは県から示される情報を注意深く確認しながら、町が既に取り組んでいる事業の状況も確認する中で、4月に創設した経営安定特別資金の枠の拡大ですとか、さらなる事業所支援のほか、あるいはまた、スタンプラリーに続く経済活性化策、あるいはインターネットを活用したeラーニング、例えばクラウド環境を利用した教材ソフトの導入などといったGIGAスクールにちょっと関係することもありますけれども、教育環境の整備など、当町の実情に合った、より効果的な事業について検討する中で迅速に対応してまいりたいと考えておるところであります。何せ、まだ予算が成立していない段階なので余り勝手なことを言うとはれませんが、今までの延長線上の中で迅速に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

商工農林課長（竹内君） イのスタンプラリー消費回復応援事業についてのご質問のうち、私からは町の商業の状況とスタンプラリー消費回復応援事業の内容について、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、国内の地域経済に甚大な影響をもたらしており、特に飲食業やサービス業など、密閉・密集・密接の3密の常態化が考えられる業種について、大変大きな影響を及ぼしているところでございます。

町内の商業の状況につきましては、5月1日、6日、25日に開催をいたしました新型コロナウイルス対策の事業所向け説明会において、参加された事業者から現状をお聞きしたところでございます。影響の大きい飲食店からは、2月頃から利用者が減り始め、3月から4月にかけての謝恩会や歓送迎会などの団体予約がキャンセルとなり、4月以降も感染への懸念から客足が遠の

いているといった状況のほか、原材料など仕入れができず営業ができないといった声も聞かれております。

また、売上げが50%以上落ち込んでいる事業者が利用できる国の持続化給付金の申請方法についても、商業に関する事業所から多くのご相談をいただいたところでございます。

町が4月20日から開始をしました新型コロナウイルス関連の融資の状況を見ましても、全体で74件の申し込みのうち、飲食業、サービス業など、商業に関する業種は約半数を占めており、町内の商業にも大きな影響があることをうかがい知ることができます。

外出の自粛や3密の回避などにより事業活動への影響が大きかった商業関係の事業者も、緊急事態宣言が解除され、少しずつ回復に向けて動き出しておりますので、町といたしましても、回復に向けた活動を後押しできるよう支援策を講じてまいりたいと考えております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業の内容につきましてお答えいたします。

町内における消費を喚起するため、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って売上げが低迷する飲食業や小売業などを営む事業者の早期回復を図るとともに、経営の安定化を目的に、町からの委託事業として、商工会の主催によりスタンプラリー消費回復応援事業を実施しております。

スタンプラリーは、6月と7月の2回に分けて実施することとしており、6月の台紙は広報さかき6月号の発送と併せて全戸配付をさせていただきました。7月の台紙につきましても、6月下旬に広報さかき7月号の発送と併せて全戸配付をさせていただく予定となっております。

使用方法は、配付した台紙を用いて、町内の異なる5店舗で千円以上のお買物やお食事をしてスタンプを押していただく形であり、スタンプを5店舗分そろえ、商工会に提出された方全員に千円分の商品券を進呈するものでございます。進呈された商品券を利用いただくことで、さらなる町内事業所の売上げの増進と消費者の家計支援につなげていければと考えているところでございます。

なお、今回のスタンプラリー消費回復応援事業は商工会の会員事業所に限らず、町内で商業を営む事業所にお声がけをし、町内全ての店舗でお取扱いができるよう努めているところでございます。店舗を限定せず、町内全ての店舗を対象とした消費喚起策ということでチラシには取扱店名の記載がされておりましたが、分かりづらいとの声もいただいておりますので、町民の皆様に分かりやすく、多くの皆様にご利用いただくため、店頭に取り扱店の掲示をいただいたり、町及び商工会のホームページや「すぐメール」などにより周知してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま、町長から詳しいお話をいただきました。町ではたくさんの支援を考えていただきました。そして、広報さかき6月号とともに、支援の一覧表を作成していただいて町民のもとに届けていただきました。大変ありがたいと思います。

そして今、課長からもお話があったように、商業関係の皆様は大変な思いをしているということを感じたわけですが、県では休業等の要請に協力いただいた事業所に県と協調して協力

金——これも当町でも40件ほどお聞きしておりますが——作っていただきました。また、外出自粛に伴って売上げが落ち込んでいる事業者がテイクアウトやデリバリーなどを開始された場合、その初期費用を補助する支援も設けていただきました。また、先ほどもありました持続化給付金の対象に当たらない小規模事業者に対しても、250事業所分として5,200万円の予算を立てていただいております。

このように、町では細部まで検討していただき、経済の底上げに知恵を出していただきました。これからも様々検討していただいて、また、目に見えないところに知恵を使っていただきたいと思っております。

それで、今、担当課長から、この説明をいただきました。なお、同僚議員からも先日も質問があったわけですが——私も何軒か買物に行きました。今、二つだけ押してあるだけなんですけど、すいません、お店の名前を出してしまうとまずいので言えないんですが、私の前のお客さんがこれを出しましたら、「いや、うちでは取扱っていませんよ」ということで断られた様子をちょっと見たわけなんですけど、今も課長のほうから、これを店頭に掲示して、このお店はやっていますというようなことを表示するようにしますとお話がありました。そういうふうにしていただくと、町民の皆さんも「あ、このお店やっているんだな」って分かると思うんですが、そういうふうにしていますっていうことを戸別受信機か何かで言っていただきたいと思っております。でないと、結局買物に行って、せっかくいっぱい買物したけれども判子ついてもらえないっていうふうに思う人もいますので、その点、ぜひ。

8日の日にホームページにも詳しく、また再度載せていただいておりますが、ここの文章もちょっと私も誤解が生まれるなと思ったのは、ダブルチャンスとして、8月にすてきな景品が当たる大抽選会にもご参加いただけますっていう、この大抽選会に行けるんだって思うかなっていうのもちょっと思いました。これは、抽選会やるんですけれども、別に私たちが行ってやるってことじゃないと思うんですね。その辺も、ちょっとあれかなと思いました。

それで、2点お伺いしたいと思います。

これは、異なった店舗5件で千円以上お買物していただけます。それで、ここのところにあるんですが、引換えは6月1日から7月10日、平日9時から夕方の5時まで引換えができますとあるんですが、すいません、これ主婦の目線で言って申し訳ないんですが、商工会まで行くということが、ちょっとネックだなって思いました。もちろん高齢者の方は隣のおばちゃんに「これ、あるんだけど、行ってもらってきて」って言えばそれで済むと思うんですが、この辺、どうでしょう。これは委託事業なので変えることはできないかもしれないんですが、できれば村上地域に1軒とか坂城にという形で、この9時から5時、普通の日に引換えですよっていう、こちら辺がちょっと私、せっかくいい事業なのに、皆さん、どうかなって思いました。そういう意味で、引換え場所を町内にもう少し増やしていただきたいと思っております。

この点について1点と、それからダブルチャンスとしてプレゼントを用意していますとあるんですが、海外旅行なんて言いませんけれど、町内のペアのお食事券が、1位はそんなのが特賞として当たりますとか、何かそういう魅力のあるうたい文句というか用意をできないか、このプレゼントについてどのようなものが用意できているのか、その点は委託事業ですので町ではという答弁かもしれませんが、せっかくやるので、そういうところまで、全町民が「お、すごいぞ」って、私も私もってなるような、そういうふうにできればと思います。

あと、ちょっと同僚議員もおっしゃってたんですが、これをコピーして、また使いたいと思っている人もいるようなんですね。その辺もちょっと注意事項としてあったほうがいいのかなって。もちろん商工会に持って行けば無理ですよとなるんですが、一生懸命になってそういうふうにする方が出てくることもなきにしもあらずとかと思いますので、その点についてもお願いしたいと思います。

商工農林課長（竹内君） 引換会場と抽選会、プレゼントについての再質問をいただきましたので、お答えいたしたいと思います。

坂城町商品券の引換会場につきましては、現在、商工会窓口のみとさせていただいているところでございます。引換会場につきましては、ご質問のように南条地区、中之条地区、村上地区といった各地区に設置できるとスタンプラリー参加者の利便性もよくなるものと考えますけれども、取り扱う商品券は金券ということもございませう。また、紛失や盗難、管理簿の整理など引換者の責任事項もございませう。主催者である商工会とも相談をいたしますけれども、体制等、現状では難しいものと考えているところでございませう。

8月に実施をいたします抽選会やプレゼントにつきましては、町内でさらなる消費喚起に向けて商工会独自で計画をいただいたものでございませう。ご利用される方の購買意欲が向上し、また、町内事業所の売上げに貢献できるよう商工会とも検討、相談をさせていただきまして、ご案内をしてみたいと考えております。

11番（吉川さん） やはり町民の目線に立っていただきたいというのが一つです。もちろん委託事業ですけれども、町から500万円という予算措置をされているわけですので、せっかくやるのであれば、この時間に来なきゃ駄目ですよっていう対応はちょっとおかしいと思うんですね。やはりその辺、今難しいとおっしゃいましたが、文化センター辺りに、辺りについて失礼なんですけど、設けていただきますと、もうちょっと町民の足もスムーズに向くのではないかと思います。結局、車のある方で働いている方たちはお昼休みに持って行けますかってなりますよね。その辺、5時までっていうのを、例えば時間を延ばすとか、何かその辺、まだ始まったばかりですので検討していただきたいと思いますが、答弁求めませんが、ぜひ、その辺お願いしたいと思います。

そして回覧板で回してもいいですし、戸別受信機でしっかりと周知をしていただいて、せっかくやるんですので、これが一定の方が活用して終わるのではなくて、本当に多くの事業所の皆さ

んがよかったと言っていただけに、多くの町民が利用できるように、ぜひ改善をしていただきたいと思います。

今、プレゼントの件もありましたけれども、検討の段階の前にこういうことが分かっていたらもっと改革できたと思いますが、今後もこういう形の事業があると思いますので、そのときには、ぜひ町民の目線に立った思いを反映できるような形で検討お願いしたいと思います。

さて、ロの第2次予算補正案ですが、今も町長のほうからもありました。確かに決まっておりますのでどうこうとは言えませんが、第1次の臨時交付金のときには各課からいろんな事業を上げていただいて、その中で精査をする中で今回の様々な事業の決定をしたとお聞きしております。

私はちょっとそれを見させていただいて、今回は子育て世帯、企業、商業への支援が大変多かったと思います。それで残っているのが、高齢者への支援がちょっと欠けているなどと思います。本当に今一番懸念しているのが、通っていたジムにも行かれない。今は始まり始めましたけれども。教室にも行けない、そして町でいいますと老人福祉センターでやっていた介護のいきがい広場とか介護の体操ができる、これも全部中止になっておりました。

そういう中で、やっぱり危惧するのが健康の問題であります。町長の話の中にも令和元年度の国保の医療費もかなり上がってしまったというお話がありましたが、この点、町では、私も福祉課長とも話したら、この体操を何とかやっていきたいということで上田ケーブルビジョンにも流していただきましたし、そしてまた社協のホームページでも体操を流していただいています。私も見させていただいて、やりました。これは、分かっている人はいいわけですね。

その中で、私も毎日、朝歩いているんですけど、高齢の方も若い方も一生懸命ウォーキングしている姿を見かけます。そういう中で、私も今まで何回も訴えてきたわけですが、第1次の臨時交付金の活用事業の中にほかの自治体のやった事業を見ましたら、健康維持のために健康ポイント制度のアプリを導入して始めたという自治体もありました。そんな意味で、私はちょうどいいチャンスですので、今後、交付金はどのくらい出てくるか分かりませんが、今も町長が、今後企業にも拡大をしていくというお話がありましたが、私はぜひ、高齢者と若い方が今以上に健康に注意をして、そして楽しみを持って健康の維持のためにやっていただけるために、この健康ポイント制度のインセンティブを付与するこの仕組みを今回考えていただきたいと思います。副町長は、何か横でちょっと笑っているんですけど、ぜひ、そんなことってという感じで受け止めないでいただきたいと思うんですね。

本当にこれ、もちろん子ども達も大事ですが、私も高齢者の一人になりましたけど、本当に健康って大事だと思います。そこにどういう形で投資をしていくか、これは大きな課題だと思いますので、ぜひ、この第2次補正予算が決定をして交付金が町に交付になりましたら、これも吉川が言っていたということでこの辺に置いといていただいて、ぜひ、検討の台に上げていただければ

ばありがたいと思います。これは要望です。

まとめに入ります。「子どもは人類の未来。子どもたちは未来の宝である。かけがいのない地球の財産である。その貴重な生命を守ることは、人類の未来を守ることにつながる」、これは私の尊敬する方の言葉です。そのとおりだと思います。目に見えないウイルスとの戦いがまだまだ続きますが、輝く未来の子のためにさらなる支援の充実をお願いし、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前 9時57分～再開 午前10時07分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

次に、5番 中島新一君の質問を許します。

5番（中島君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症に伴う医療従事者の方々をはじめ、教育機関、特別養護老人ホーム、保育園、幼稚園の関係の皆様、そして行政対応の皆様に、感染拡大防止対策のためのご尽力に際し、感謝するとともに敬意を表します。

昨年6月の私の初議会より1年がたちました。19号災害、感染症予防、様々な対応を考えている中で、議員になるきっかけともなったある言葉、「政治は人々を幸せにするためにある」という先輩議員の教を胸に日々精進してまいっているところでございます。

さて、町の感染症対策本部が設置され、それを中心に本部長の町長より各方面への対応策、支援策などが打ち出され、当町では町民の皆様のご協力のもと、感染拡大防止ができていくことに敬意を表する次第でございます。

また、今回の封書での特別給付金の支払いにつきましても、町民の方から「受付から振込までがスムーズだったね」との声もいただきました。消費拡大への期待が膨らんでまいります。まだ給付金についての対応が続きますので、引き続きお願いいたしたいと思います。

しかしながら、この給付金に乗じた詐欺など、警察庁の調べでは全国での被害総額が3月から5月末まで4千万円を超えております。町民の皆様には不審な電話などには十分注意していただきたいと思います。

5月14日に県内では新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言が解除され、私たち一人一人、この感染症に対する知識と意識、また環境面、衛生面での対応が生活の一部に定着しつつあります。スーパーなどのレジでは、感染拡大防止のための対策でシールドなど置くなど、買物環境もさま変わりしてきております。

そして、新型コロナウイルス感染拡大防止の緊急事態宣言中におきましては、学校の臨時休業をはじめ、密集、密接、密閉のいわゆる3密を避ける行動の呼びかけ、また飲食店などへの営業自粛協力などお願いがなされました。その呼びかけに町内にある各事業所も即時対応がなされて

おりました。

マスクについては、ある企業では会社から従業員一人一人への配付がされ、ある企業ではマスクを買うための資金の半額支給など、心のこもった対応もお聞きしました。さらには、そのマスクがなければご家庭で手作りをしており、感染拡大防止のためのご努力がなされていました。町内でも様々な種類のマスクをしておられる方々もおられ、ないものは作るという古きよき日の風習や助け合いの心、また、ハングリー精神が見受けられた部分もございます。本日、私がしているマスクも、顔が大きいからと少し大きめで作っていただきました。

この緊急事態宣言中の3密を避ける行動の要請を受ける中では、イベントやお花見、ゴールデンウィークなど、外出をしたり遊んだり、ふだんなら当たり前の時期にもかかわらず、自粛の要請に応じていただきながら生活していただいた皆様のご協力の結果として、現在があることは確かでございます。

そして、緊急事態宣言解除後も、人の命を脅かすウイルスのことと、ご家族、お仲間の健康を考え行動されている諸団体の責任者の方に聞けば、やはりワクチン、薬などできるまでは、イベントの自粛などはやむを得ない結果であり、集まりなどを設けて感染症が予防できなかったらと考えると申し訳なくなる。また、とある経営者の方は従業員への雇用と生活の安心を守ること、それと健康管理も必要不可欠な状態ですと話されております。

また、こうした3密の回避を実行していることの結果として、県内では76名という感染者数に抑えられている現状があることだとおっしゃっている会社役員の方もおられました。

確かに、坂城町をはじめ、この地域を管轄する長野保健所管内からは感染者が現在まで一人も出ていないということもあり、町民の皆様のご理解とご協力に感謝するとともに、この感染拡大防止の対策に従事されている方々に対しましても、重ねて敬意を表する次第でございます。

こうした町民の皆様の行動に添えていくために、また、協力していただいている皆様に、これからは日常生活での不安の解消、そして町の経済回復に向けて動いていかなければならないと思います。

この予期せぬ、今までに体験したことのない、突然にきた新型コロナウイルス感染症対策での生活環境の激変でございます。そうした面では、この議場も制約された場所の中で換気等できることをしながら行われておりますので、感染症対策、対応についての質問、2項目につきお聞きいたします。

まず、感染予防対策期間中に仕事の休業や就業時間の短縮、また残業なども減り、収入が減少した方々への生活面への対応や支援など、ふだんの生活への安心をつくっていかねばいけません。それでは質問に入ります。

1、新型コロナウイルスの対応についてということで、イの町税についてでございます。

この新型コロナウイルス感染防止のため、この数か月の自粛要請などにより、個々の収入が減

った方もおられます。某大手マーケティング会社が4月に1,514人を対象にインターネット調査をした資料を見ますと、感染症の影響で賃金が増えた方が3.96%、「どちらでもない」が51.39%、「減った」と言った方が44.65%と、今までと同等の賃金が入ってこない人が4割方いらっしゃいます。その中には各種銀行ローンなどを組んでおられる方もおり、引落とし日には指定の金額が口座から引き落とされます。その対応には金融各社は、現在、収入が減少し、返済が困難な方へ返済猶予のご相談などの対応策が取られており、生活していく上でのお金に対しての安心がつけられております。

このほど町税に対しましても、感染症の影響により納税が困難な方への納税猶予への特例制度がつけられました。

そこで、今後の町税の収入額の見通しと、このたびの町税納入に対する特例制度の具体的な内容についてお聞きいたします。

そして、ロの事業所への支援についてでございます。

3月の議会で質問要望いたしました事業所支援、町独自の施策として早期に対応策、支援策が施されたことに大変感謝を申し上げます。国からも持続化給付金に加え、新型コロナウイルス協力金、県からの支援策も幾つか発表され、事業所への経営面、雇用面での支援策の活用により、この感染症対策によりダメージを軽減できている事業所もあるかと思えます。さらに、商業、工業におきましては、新サービス創出応援補助金、経営安定特別資金など、また農業におかれましても農業支援特別利子助成金など、新たに町独自の支援策も施行されました。今後の坂城町の経済回復のための足がかりになるかと思えます。

そこで、さきに同僚議員の質問にもございましたが、これらの町独自の支援策の現状と今後のさらなる支援策、加えて町内の経済回復のための施策についてお聞きいたします。

以上、イ、ロについて質問いたします。

町長（山村君） ただいま中島議員さんから新型コロナウイルスの対応についてと、イとして町税について、ロとして事業所の支援についてということでご質問いただきましたけども、私からはロの事業所の支援についての全般をお答えしまして、それぞれの支援策の詳細につきましては担当課長から答弁させていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症は、今年1月に国内で初めて発生が確認されてから5か月足らずで約1万7千名の方が感染し、長野県内におきましては76人の方の感染が確認されているという状況であります。日本国内におきましては減少傾向ではありますが、全世界を見ますと現在も猛威を振るっている状況であり、早期に有効なワクチンや治療方法が確立され、世界的な流行が一刻も早く終息するというのを願うところであります。

全国に緊急事態宣言が出された際、町内事業所におかれましては3密回避への対策や県外出張の自粛、また、商業店等による休業や時間短縮など、感染防止の取組にご協力をいただいたとこ

ろであります。

緊急事態宣言の解除に伴い、経済活動は徐々に再開されることとなりますが、感染リスクはゼロではないということを前提に新しい生活様式を導入しながら、町民、町内事業所の皆様が早期に平時の生活や事業運営に戻れますよう、様々な支援や取り組みに努めてまいりたいと考えているところであります。

これまで、経営活動と事業継続などを支えるため、町で実施してまいりました新たな融資制度ですとか補助制度等の支援策としましては、商工業者の資金繰りを支援する経営安定特別資金や農業者の資金繰りを支援する農業支援特別利子助成金のほか、小規模事業者等の経営安定を図る持続化応援支援金、飲食事業者の方がテイクアウトやデリバリーなど、新たなサービス活動を支援する新サービス創出応援補助金、また、商工会と連携して町内での消費喚起を促すスタンプラリー消費回復応援事業について、事業所ニーズを踏まえ、商工会など関係機関とも協議する中で創設し取り組んでいるところでございます。

また、今議会でもお聞きしましたけども、議員の皆様も、議会中、町内の飲食店にお願いして昼食をとっていただけるということもご協力いただいております。役場の職員も、水、金ですけれども、当面の間、昼食を町内の飲食店にお願いしてデリバリーをしていただく、この取り組みをしております。

また、さらに商工農林課に新型コロナウイルスに関する町内事業所相談窓口を常時開設しております。事業者のご相談や各種支援策等のご紹介もさせていただきます。

5月1日と6日には、県と町との協調による新型コロナウイルス拡大防止協力金・支援金の町内事業者申請手続相談会を、また、5月25日には町内事業所を対象とし、国や県、町などの給付金や助成金、補助金等の説明会を商工会と連携して実施いたしました。説明会では各種支援制度の説明とともに、参加された事業所の状況や必要としている支援の内容等についてご意見を伺ったところであります。いろいろいただきましたご意見は、これからも種々講じていきます今後の支援策等につなげていきたいというふうに考えております。

今回整えさせていただいた制度等をご利用いただく中で、新型コロナウイルスによる影響からの早期回復を図っていただき、さらに新たな支援策の実施が必要となる場合には、現在実施しております支援策の検証とともに、国、県による新たな支援策の内容を踏まえた上で、関係機関とも協議し検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

収納対策推進幹（長崎さん） 1、新型コロナウイルスの対応について、イ、町税についてのご質問のうち、今後の町税収入の見通しについてお答えいたします。

当町は、製造業を中心とした産業が盛んなことから、町税の中でも企業からの法人町民税の占める割合が高いという特徴があり、このことから、町税収入は経済情勢や景気動向の影響を受け

やすく大きく増減するため、町税の見込みが立てにくいという状況がございます。

また、全世界に広がる新型コロナウイルス感染症による経済への影響は、5月の内閣府による月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により急速な悪化が続いており、極めて厳しい状況にある」とし、先行きにつきましては「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくが、当面、極めて厳しい状況が続くと見込まれる」とされ、新型コロナウイルス感染症の景気への影響は長期化されるものと予想されております。

また、町内主要20社への直近の業況調査による今後の見通しでも、減少を見込む企業が多く、住民生活や地域経済情勢については厳しさが増す状況であると想定されます。

令和2年度の町税につきましては、5月末の調定ベースで申し上げますと、前年同時期との比較では、個人住民税、固定資産税、軽自動車税につきましては微増となっておりますが、法人町民税につきましては大幅に減少している状況でございます。また、これから決算期を迎える企業に関しましては、さらに新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けることが予想されるところでございます。

今後の税収の見通しといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により経済が大きく減速し、企業収益が悪化しますと企業からの法人町民税が減少し、併せて従業員に支払う給与等の減額などにより個人住民税も減少していくことが予想されますが、個人住民税につきましては前年度の収入により課税されるため、影響が出てまいりますのは令和3年度になるものと考えております。

また、町税の中でも大きなウエイトを占める法人町民税につきましては、税率の引き下げによる影響や新型コロナウイルス感染症の影響、終息時期などが不透明なことから見通しを立てることが困難であります。極めて厳しい状況が見込まれますため、今後の国内外の経済情勢や町内企業の状況などに一層注視してまいりたいと考えております。

続いて、新型コロナウイルスの影響により町税の納税が困難な方への特例制度の内容についてお答えいたします。

町税の徴収猶予の特例制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入が大幅に減少し、町税を納付することが一時的に困難な状況にある納税者に対し、申し出ていただくことにより、無担保で、かつ延滞金を徴収することなく、納期限から最大1年間、税金を納付する期限を延長、猶予することができる特例制度でございます。

徴収猶予の特例制度につきましては、町税だけではなく、国税、県税においても同様の対応となっております。

徴収猶予の特例制度の対象者は、令和2年2月以降の任意の期間、1か月以上において、事業等に係る収入が前年同期に比べて20%以上減少し、かつ一時的に納税することが困難な方が対象となります。

徴収猶予の特例の対象となる町税につきましては、納付方法にかかわらず、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する全ての町税が対象となりますが、猶予申請前に既に納付されている町税につきましては対象となりません。

また、この特例制度においては、法改正施行日の4月30日から2か月以内である6月30日、または納期限のいずれか遅い日までに申請を行えば、この特例の対象とすることができます。

具体例を申し上げますと、個人住民税の方の場合ですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による休業要請や外出自粛要請などにより、今年4月の事業収入、売上が80万円となり、去年4月の事業収入が100万円であった場合、これを比較いたしますと収入が20%減少しており、6月に納期限が到来する個人住民税の第1期の納付が困難な状況にある場合につきましては、納期限までに申請をいただくことにより、個人住民税の第1期分について徴収猶予の特例の対象とされ、納期限を最長で令和3年6月30日まで延長することが可能となります。

また、この事業主の方が4月の収入が減少したことにより、4月末が納期限であった固定資産税の1期分が未納となっている場合には、6月30日までに、この固定資産税1期分についての徴収猶予を申請いただくことにより、遡って徴収猶予の特例の対象とされ、令和3年4月30日まで納期限を延長することも可能となります。

また、前年の月ごとの収入が不明な場合には、年間収入を月数で案分した平均収入と今年の売上額との比較で減少率を判断することになります。

また、徴収猶予の特例制度は1年間の範囲で徴収猶予を申請できるものでございますが、納税者の方から分納などのご相談があれば、事業の状況などに応じて、猶予期間内の分割納付など計画的に納付していただくことも可能であると考えておりますので、その都度、相談内容に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

商工農林課長（竹内君） ロの事業所の支援についてのうち、町独自の支援策についてお答えをいたします。

まず、町独自の融資制度でございます経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営環境にある町内中小企業等の資金繰りを支えるため、貸付後5年以内は金利負担がゼロの融資制度を創設をいたしました。

この融資制度は貸付限度額が500万円で、保証料も全額補給し、さらに据置期間も2年以内と延長し、事業者の方が利用しやすい形での融資内容について検討をいたしました。

当初、3億円の融資枠をもってスタートをいたしましたけれども、4月20日からの融資あつせんの開始後、1か月余りで申込み件数が74件、融資総額2億7,700万円の申し込みをいただきましたことから、町内金融機関と融資あつせんに係る協定変更を行い、融資枠を約6億円に拡大をしております。

次に、農業者向けの支援でございます農業支援特別利子助成金につきましては、需要の落ち込

みによる販売不振や価格低下など、経営環境が厳しい農家への融資に対して利子助成を行うことで、経営の安定と事業の継続を支援するものでございます。

対象は、ながの農業協同組合が取扱います新型コロナウイルス感染症に対応した災害緊急資金で、農協で取扱う資金の内容は借入限度額が500万円、償還期間が5年、据置2年となっておりますが、令和2年12月30日までの間で借入申込みをされた町内在住の農業者に対して、3年間の実質無利子化を行うものでございます。

次に、小規模事業者等持続化応援支援金でございます。この応援支援金は、町内の小規模事業者の事業継続や経営の安定化を図るため、事業全般に使える支援金を給付するもので、従業員数が20人以下の製造業や5人以下の商業やサービス業を営む事業者等を対象として、一律20万円を支給するものでございます。

支給要件につきましては、令和2年2月から6月までの間で、いずれか1か月の売上げが前年同月比で30%以上50%未満減少していることと、同期間内の売上総額、または同期間のうち、いずれか1か月の売上げが前年同期間、または前年同月比で20万円以上減少した場合としております。

なお、前年同月比で売上げが50%以上減少している事業者に関しましては、町の応援支援金ではなく、国の持続化給付金をご利用いただくこととしております。

続きまして、商業支援でございますけれども、新サービス創出応援補助金とスタンプラリー消費回復応援事業についてご説明を申し上げます。

初めに、新サービス創出応援補助金でございますけれども、3密の回避のほか、外出自粛や店舗の休業、時間短縮などの要請を受けて売上げが落ち込んでいる町内飲食事業者が、新たなサービスとしてテイクアウトや宅配（デリバリー）などの経営の多角化や売上げの確保をする取り組みに対して、初期経費を補助するものでございます。

対象となりますのは、町内の飲食事業者の方が新たに行うサービスを実施するために必要となる経費で、テイクアウト用の包装容器等の購入費用や広告・宣伝に係る費用、また、配達用の保冷・保温ボックスなどの購入費用等を補助対象経費としております。申請期間は8月31日までとしており、補助限度額は20万円となっております。

次に、スタンプラリー消費回復応援事業は、町商工会への委託事業として商工会主催により実施する事業でございますけれども、町内における消費の喚起を促し、新型コロナウイルス感染症の影響により業況が悪化している飲食業や小売業などを営む事業者の経営回復や経営の安定化を図るために実施するものでございます。

6月と7月の2回に分けてスタンプ用紙を全戸に配付し、町内の5店舗で千円以上のご利用をいただいた方全員に千円分の商品券を進呈し、町内事業所の売上げの増加と町民の皆様の家計への支援として実施をしております。

以上、現在までの町独自による支援策について申し上げましたけれども、今後につきましても、これからの経済活動の進捗や町内企業の状況などを注視しながら、国や県、また関係機関等からの情報も得る中で、町内事業所が必要とする支援策を講じてまいりたいと考えております。

5番（中島君） 町長、担当課長より、分かりやすく明確に答えていただきました。

町税の収入額につきましては、このような状況下でございます。全体的には、昨日、同僚議員の答弁にもございましたが、今後とも持続可能な財政運営に努めていただきたいと思います。

町税の納入につきましては1年の猶予が受けられ、固定資産税など、既に納期限が過ぎている未納の町税についても、遡って、この特例制度が受けられる、また、納付方法にかかわらずということで、口座振替に関しましても止めてくれるということなので、私たちも税の納入・滞納に対する不安が解消される部分があります。

そして、これら町税の猶予に関しましては、役場総務課の収納推進室で柔軟に対応、相談できるということなので、この感染症における徴収猶予の特例制度を活用しながら、賃金減少への対応などしていただければいいかと思います。

そして、事業所の支援につきましては様々な視点から取り組まれ、融資についての利用件数は74件、2億7千万円を超えている実績となっておるということで、今後も融資の手続きが増えていくということで、融資額、倍の6億を増額して支援がなされるということで、また商工会との連携協力にて迅速に対応していることに感謝を申し上げます。

これからも、雇用助成金のほか、製造業においては先の見通しに不安を持つ分野もございますので、経済回復策と併せて引き続きの支援のほどをお願いいたします。

前回の議会の後、感染症に対する対応策、支援策を各担当課長や職員の皆様にお聞きしたところ、各所管の部署が支援策、対応策を考えて打ち出しても、それが町民の皆様の支援になるのか、制度等も利用してもらえるのか、また事業所のための支援につながるのかを真剣に考え悩んでいる姿に感銘を受けました。

この経験のない人類初のウイルスに対し、みんなが努力し、考えながら行動しています。あれから2か月が過ぎ、現在は各企業におかれましても、この感染拡大予防対策が取られ、今までと違う環境でお仕事をされている事業所が見られます。小中学校も再開され、朝、元気よく児童が登校している姿が見られます。それと同時に給食も始まりました。町内の商業をはじめ、飲食店の経営者の方々も3密の回避を考え、お客様へ安心安全を考えた営業をしておられるとも増えてまいりました。ご利用していただくお客様には3密回避へのご理解、マスク等のご協力をいただきますが、安心して町内の商業店舗、飲食店等をご利用いただければと思います。

これも、2月27日に感染症対策本部が設置され、感染症への対応の呼びかけがなされ、町民の皆様が現在まで感染症と向き合い、予防していただいた結果だと思っております。後は生活の安心・安全と、いつから行事やイベントなどが始められるかだと思います。

政府は、この100年に一度と言われる感染症対策に対応するため、1次補正、2次補正で、合わせて事業費総額200兆円を超える補正予算案を打ち出しており、その中には、これらの感染症との共存を考えた生活環境に向け、医療体制の整備、雇用調整助成金及び学生への支援等の強化策をはじめ、観光面ではGo Toキャンペーンとして旅行費補助などの消費喚起策、さらには、これからの感染症との新しい生活様式の対策としてスマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業、企業へのIT導入補助金の特別枠など、数々の政策が組み込まれております。それぞれの対応につきましても、各関係機関の方々の力が必要でございます。

また、感染症での違った側面から研究をしているフィンランドの環境研究所は、ロックダウンなどの影響で世界の感染拡大防止中において、温室効果ガスについて分析したところ、CO₂の排出量が世界でかなり減少しており、中国においては25%も減少していたということでございます。しかし、人々の往来が増えれば必然的に元に戻るとの見解も示しております。

まとめとしまして、緊急事態宣言が解除された後も祭典の実行委員会、各区会、分館、地域役員の皆様をはじめ、PTA役員、各種交流団体責任者の皆様におかれましては、それぞれのお立場から感染拡大防止のため、もし感染予防ができなかったらを考え、行事や催事に対し行動していただいていることに頭が下がります。

これまで、歴史上、私たち人類は困難を克服、また様々な共存策を考え、このような感染症におびえることなく、生活や仕事、そして学業、さらにはイベントなど楽しくできる日が必ずやってきます。まずは、そのための準備期間として、もう少しの間、住民の皆様のお知恵とご協力、そしてご理解を求めていくところだと思います。

そして、私自身も議員として、このウイルスを自らも人々に感染させないことを考えながら、坂城町の感染症対策後の皆様の安心安全の生活と経済発展のためにも、国や県にも働きかけていかなければなりません。昨年の台風19号以来、新型コロナウイルス感染症予防、そして松本、飛騨地域を中心に起こっている群発地震など、災害に対するアンテナとデマ情報に流されないよう、自分自身の命を守るための行動を心がけていただきながら、新しい生活様式を考え、その先へ進みましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（西沢さん） 以上で、通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。ただいまから明日11日までの2日間は、委員会審査等のため、休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（西沢さん） ご異議なしと認めます。よって、ただいまから明日11日までの2日間は、委員会審査等のため、休会とすることに決定いたしました。

次回は、6月12日午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。
本日は、これにて散会いたします。ご苦労さまでした。

(散会 午前10時46分)

6月12日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1番議員 | 西 沢 悦 子 君 | 8番議員 | 玉 川 清 史 君 |
| 2 〃 | 小宮山 定 彦 君 | 9 〃 | 滝 沢 幸 映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻 一 君 | 10 〃 | 朝 倉 国 勝 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明 子 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 5 〃 | 中 島 新 一 君 | 12 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 6 〃 | 大日向 進 也 君 | 13 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 7 〃 | 栗 田 隆 君 | 14 〃 | 大 森 茂 彦 君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | | |
|-----------------|-----|-------|
| 町 長 | 山 村 | 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 | 義 也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 | 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 池 上 | 浩 君 |
| 総 務 課 長 | 柳 澤 | 博 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 白 井 | 洋 一 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 関 貞 | 巳 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 伊 達 | 博 巳 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 | 祐 一 君 |
| 建 設 課 長 | 大 井 | 裕 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 堀 内 | 弘 達 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 長 崎 | 麻 子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 柳 澤 | 英 明 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 | 幸 二 君 |
| 総 務 係 長 | 細 田 | 美 香 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 | 佑 耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 | 優 子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 鳴 海 | 聡 子 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | | |
| 子 ど も 支 援 室 長 | | |
4. 職務のため出席した者
- | | | |
|-------------|-----|-------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 | 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 宮 崎 | あかね 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 26 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 2 議案第 27 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について
- 第 3 議案第 28 号 令和 2 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 1 発委第 2 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について
- 追加第 2 発委第 3 号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について
- 追加第 3 議案第 29 号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について
- 追加第 4 議案第 30 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 追加第 5 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（西沢さん） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

日程第 1 「議案第 26 号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る 6 月 1 日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第 1 「議案第 26 号 坂城町手数料条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第 2 「議案第 27 号 令和 2 年度坂城町一般会計補正予算（第 4 号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

11番（吉川さん） 2点お願いいたします。

歳出、7ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中ではありますが、説明の18052障がい福祉サービス事業立上補助金75万が盛られておりますが、この内容についてお聞きいたします。

それともう一点は、13ページ、款8土木費、項4住宅費、目3住宅・建築物耐震改修事業費577万が盛られております。この大規模盛土造成地調査委託についてお願いいたします。

福祉健康課長（伊達君） 款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい福祉費のうち、説明18052障がい福祉サービス事業立上補助金75万円でございます。こちらにつきまして、この6月より町内で、現在、放課後等デイサービス事業所を営んでおられます事業主さん、もう1か所開所をしていただけるということでございます。そちらに対する立ち上げ補助ですので、当初、運営が軌道に乗るようということで補助金をお出しするものでございます。

建設課長（大井君） 13ページ、宅地耐震化事業の577万円の内容についてご説明を申し上げます。

初めに、この大規模盛土造成地調査委託費を計上しました経過についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず国は、平成26年度に国土強靱化に係る国の計画などの指針となる国土強靱化基本計画を策定し、ハード・ソフトを交えた各種の事業を実施し、強靱化を図ってまいりました。しかし、平成28年の熊本地震や平成30年の西日本豪雨、台風21号による高潮、北海道の胆振東部の地震など被害を受け、この国土強靱化計画の課題を洗い出すために、平成30年11月に重要インフラの緊急点検を実施し、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策160項目を選定し、平成30年12月から令和元年度までの3年間で集中的に実施することを閣議決定をいたしました。

このことを受けて国土交通省は、大規模盛土造成の危険性の把握、加えて液状化の危険性の把握のそれぞれの調査を全市区町村を対象に実施することといたしました。この調査の第1段階は、国土交通省において実施をされ、衛星写真や造成地の資料収集を行う中で、当町の大規模盛土造成地や液状化の危険区域の選定を行い、本年2月に調査結果が報告され、大規模盛土造成地が15か所、液状化の危険性は当町においては無いとのことでした。

国土交通省により大規模盛土造成地とされた箇所は、びんぐしの里公園周辺や坂城保育園北側周辺、坂城高校西側周辺や入横尾のJR東日本の変電所周辺など、民間企業の工場敷地などでございました。この結果を受けて今回、補正をお願いいたします577万円は、国の国庫補助2分の1を受けて、大規模盛土造成地に選定された15か所について、何らかの補修等の必要があるのか調査を実施し、確認を行うための経費として計上させていただきました。

11番（吉川さん） 7ページの先ほど福祉健康課長からご説明いただきました。大変ありがたい

と思います。なかなかこの放課後デイサービスというこの制度、使いたくてもないという中で、また増設をしていただくということでありがたいと思います。この75万の選定基準についてと、それからそちらの施設の定員はどのくらいか、また立上補助金は今年度で終わるのか、それとも2年、3年続くのかという点をお願いいたします。

それと、13ページの建設課の件ですけれども、これで今、補修すべきかどうかという確認を今年度行っていただいて、その後、例えば民地でありましたら、どのように、周知をしていくことになると思いますが、また公共物がその中に入っておりますら、それに対して、今後何年間で改修をするとかそういう計画についても、今もう考えられているのかどうか、その辺をお願いしたいと思います。

福祉健康課長（伊達君） 障がい福祉サービス事業立上補助金についてですが、選定というか、算出ということでよろしいのでしょうか。75万円の算出でありますけれども、今回事業主さん開所するに当たって、土地・建物賃借ということでございますので、賃借料のおおむね2分の1相当という形で計算をさせていただいております。

利用定員につきましては、10名の受入れと医療的ケアが必要なお子さんも受け入れていただけるということで、看護師さん等も配置をされてということでございますので、先ほど家賃のおおむね2分の1ということを申し上げましたけれども、そんなことも含めましてそういう算出をさせていただいたということでもあります。

あと、この年数でありますけれども、今年度と来年度2年間を予定しているということでございます。

建設課長（大井君） 宅地耐震化事業の再度のご質問にお答えをいたします。

今後の予定ということでございますけれども現在、国土交通省のほうで盛土として認定したものが15か所ということになってございます。こちらについて今年度577万円をもって調査をしまして、今後手当が必要かどうかの調査を今年度実施をしております。その後、本格的な調査が必要と、応急対策工事ですとか、そういったものが必要になった場合に備えて、来年度以降そういった箇所について本格的な調査を実施をしております。

町の管理しております施設につきましては、また順次、優先順位をつけて対応してまいりたいと思います。

それから、民間企業の事業所、工場敷地などについては、管理者のほうに状況をご説明して対応を依頼していきたいと考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

12番（塩野入君） 3ページであります。歳入であります。款14国庫支出金、項2国庫補助金、その中の目9の総務費国庫補助金の中の地方創生推進交付金844万8千円あります。これ、昨年は当初予算で盛り込まれてはいたんですが、今年度、補正で対応されています。まち・ひ

と・しごと創生総合戦略これが1年延びて、総合計画と一緒にやるというようなこともあります。そんな影響もあるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、これ予算書を見ると、主には歳出のほうで一般財源から組替えがあるわけですが、それぞれどんな事業に充てられているのかその辺をお聞きをしたいと思います。

それから10ページであります。款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、負担金補助及び交付金の18061多面的機能支払交付金が載っております。これは網掛の新しい組織とそれから南条の保存会の拡充というふうにお聞きしているんですが、網掛部分につきましては、どんな交付金額でどう算出されているのかお聞きしたいと思います。

それから、これ自体が農業者が共同して取り組んだ地域活動、それから地域資源の維持や機能向上に資する、そういう活動にということであります。その辺の細かくは要りませんが、具体的にどうかをお聞きしたいと思います。

以上です。

まち創生推進室長（柳澤君） 補正予算書3ページ、企画費補助金、地方創生推進交付金のご質問についてお答えをいたしたいと存じます。

最初に、補正予算に計上した経過についてということでございますけれども、地方創生推進交付金につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略推進のための国からの交付金でございます。町の総合戦略は、長期総合計画と期間を合わせるため1年延長し、今年度までといった形としたことでございます。

地方創生交付金、地方創生に係る交付金事業につきましては、国の制度によりまして3年ごとの計画の提出が求められているところでございます。平成29年度からの全計画が、昨年度の令和元年度までの3年間で期間満了となったことから、新たに事業申請を行いまして、国から、今年度令和2年度から令和4年度までの3年間の事業として3月末に認定され、4月1日に交付金の決定を受けた経過がございます。事業の認定、交付金の決定を受けたことにより、本補正予算におきまして交付金の歳入補正の計上を行ったところでございます。

続きまして、国の交付金の充当先についてお答えをしたいと思います。

国の交付金につきましては、創生推進交付金関連事業の財源として充当を行うものでございます。充当先につきましては、複数ございますがお願いしたいと思います。

企画費といたしましては、移住体験施設の運営経費などに充当いたします。

社会福祉総務費につきましては、ヤングヒューマンネットワーク補助金について充当をいたします。

労政費につきましては、移住・定住就職促進費用などに充当いたします。

農業振興費につきましては、ワインぶどう産地化補助金などに充当いたします。

商工振興費につきましては、町内企業の出展補助金に充当いたします。

商工企画費につきましては、コトづくりイノベーション補助金などに充当いたします。

それぞれ充当いたしまして、地方創生に向けた取り組みの財源として活用するものでございます。

商工農林課長（竹内君） 多面的機能支払交付金事業に関するご質問をいただきました。

まず、新設された網掛の組織への交付額をどのように算出したかということでございますけれども、こちらにつきましては、網掛で組織をされます十六夜の里原木会という組織でございますけれども、こちらの組織で活動の対象とする農用地面積42.14ヘクタールになりますけれども、そちらの田畑、それぞれに交付単価、国で示されております交付単価を乗じて算出をしております。

それから、活動内容に関するご質問でございますけれども、多面的機能支払交付金事業につきましては、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全など、地域で共同で行う多面的機能を支える活動や地域資源、農地ですとか水路・農道といったものの質的な向上を図る活動を支援するもので、農地維持支払と資源向上支払により構成をされております。まず、農業者が共同して取り組む地域活動につきましては、農地維持支払に区分されまして、農地ののり面の草刈りですとか、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的な保全活動が対象となっております。それから、地域資源の維持や機能向上に資する活動ということで、こちらは資源向上支払に区分をされまして、水路・農道の軽微な補修、それから植栽による景観形成、水路・農道などの施設の長寿命化のための活動といったものが支援対象となっているところでございます。

12番（塩野入君） 最初の地方創生のほうですけども、補助率はどのくらいになっていますでしょうか。

それから、総合戦略と一致した事業に基づいてやっているわけですが、その辺のチェックだとかそういうのを含んで、申請から交付するまでの流れがどうなっているのかお聞きをしたいと思います。

それから、多面的なほうですが、これはまず基本的には国が2分の1、県と町が4分の1ということだと思うんですが、予算上は県から4分の3が出ていますが、これは県を通してトンネルで入ってきているのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

それで、これは5年継続でありますけども、5年で終わるのか、継続のあたりをお聞きをしたいと思います。

それから3つ目は、交付金支払いの審査これはどこでやるんでしょうか。例えば、これ多分限度額いっぱい予算上はしてあるんですが、これに満たないようなケース、今まで6団体やっていますんで、そうした中でそんなものがあつたのかどうかということをお聞きをします。

それから、支給はいつ頃か、年度末終わってからになるのか、そのあたりをお聞きをしたいと思います。

以上です。

まち創生推進室長（柳澤君） 地方創生推進交付金の交付から申請までの流れ、そして補助率についてということで、お答えをしたいと存じます。

地方創生推進交付金の対象事業につきましては、国の制度によりまして3年ごとに認定、申請を受けることとされております。今年度、新たに申請をいたしまして、令和2年度から令和4年度までの3年間についての事業認定を受けたところでございます。

事業申請に当たりましては、坂城町まち・ひと・しごと・創生総合戦略の基本目標や事業内容を基にいたしまして、推進交付金の事業計画を国に提出いたしまして、国の審査、チェックを経て、交付金対象事業としての認定を受けたところでございます。事業の認定後、交付金につきましては、年度ごとに交付申請手続きを行い、交付決定後、事業に着手してまいります。事業の完了後は、実績報告書を提出し、事業実績の2分の1の補助率とした交付金が交付される流れとなっているものでございます。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えをいたします。

まず、交付金の負担割合とどのように納入されるかということでございますけれども、国2分の1、県と町で4分の1ずつということになっております。国と県の負担分合わせて4分の3になりますけれども、こちらにつきましては、県を通じて一括で納入をされるということでございます。

それから、事業活動期間に関するご質問でございますけれども、交付金事業の活動期間は5年間ということでございまして、5年目の事業終了年において活動の継続についてその組織に意向を確認しまして、継続をする場合は再認定の上、事業を継続していただくこととなっております。

それから、交付金事業の審査の関係でございますけれども、こちらについては年度末に実施組織から実績報告が町のほうにされます。その実績報告に基づいて町で行うんですけれども、担当職員が報告書の内容と、あと現地確認をいたします。そこで、その結果について県に報告しているという状況でございます。

それから、計画どおり実施できなかったところはあったかというご質問だったかと思っておりますけれども、毎年秋頃に町で中間検査として進捗を確認させていただいております。その中で、進捗が遅れている場合は、町のほうから助言をしたり指導ということで行っておりまして、これまでに計画どおり実施できなかった組織はございません。

それから、交付金の支払い時期でございますけれども、交付申請と概算払請求に基づきまして、まず8月から9月頃なんですけれども、農地維持支払に係る部分と、あと資源向上支払の共同活動に係る部分について交付金を交付しております。あと、11月頃ですが、資源向上支払のうちの長寿命化に係る部分について交付金を支出しているところでございます。ということで2回に分けて支出をしているという状況でございます。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 14ページの土木費、高速交通対策費のうちの説明、高速交通対策一般経費の中のバリアフリー化工事で30万計上されておりますが、この場所とどのような工事なのか具体的な説明を求めます。

建設課長（大井君） 14ページの高速交通対策一般経費のバリアフリー化工事の内容でございますけれども、A01号線、南条小学校の山金井との交差点でございますけれども、そのA01号線の横断歩道の付近にカラー舗装をして、交差点の注意喚起を運転手の皆さんにしていきたいということで、カラー舗装を実施するものでございます。

14番（大森君） 交差点のところということだと思うんですが、山金井から下ってくる、国道抜けるこのところと、A01号線の交差点のこの4面についてやることでよろしいでしょうか。

建設課長（大井君） 再度のご質問にお答えをいたします。

ご質問いただきましたカラー舗装の箇所につきましては、A01号線の2か所になります。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第28号 令和2年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（西沢さん） 次に、追加議案の審議に入ります。追加日程第1「発委第2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」から追加日程第4「議案第30号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」までの4件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（西沢さん） 朗読が終わりました。

最初に趣旨説明を求めます。

11番（吉川さん） 発委第2号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」、趣旨説明をいたします。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による、現下の厳しい社会経済情勢等に鑑み、町議会議員の議員報酬の額を、令和2年7月から令和2年12月までの間減額するため、改正をいたすものでございます。

減額の内容は、議員それぞれの報酬月額から3%減ずるものでございます。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

続きまして、発委第3号について趣旨説明を行います。

発委第3号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」意見書の朗読をもって、趣旨説明に代えさせていただきます。

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自律性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員の成り手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくものと考えている。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

議長（西沢さん） 次に、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では、まず議案第29号「特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、現下の厳しい社会情勢等に鑑み、町理事者の給与の一部減額を行うため、本条例を改正するものであります。

内容としましては、私の給料月額の10%、また、副町長及び教育長それぞれの給料月額5%を減額するものであります。期間は、令和2年7月から12月までの6か月間です。

次に、議案第30号「令和2年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,702万8千円を追加し、歳入歳出の予算を82億5,831万2千円とするものでございます。

歳入の内容につきましては、財政調整基金繰入金6,042万8千円、びんぐし湯さん館施設整備等基金繰入金260万円、水資源対策・営農推進基金繰入金400万円をそれぞれ増額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、温泉施設維持補修工事260万円、税償還金・還付加算金2,600万円、中小企業等への新型コロナウイルス対策に係る町及び県制度資金における保証料補給金及び町制度資金に対する利子補給金3,520万円、湧水対策事業に係る深井戸ポンプ修繕工事400万円をそれぞれ増額し、議員報酬59万3千円、特別職給料86万7千円を

それぞれ減額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西沢さん） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分)

議長（西沢さん） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第2号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の全部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第3号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第29号 特別職の職員の給与の特例に関する条例の全部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「議案第30号 令和2年度坂城町一般会計補正予算（第5号）について」

議長（西沢さん） これより質疑に入ります。

12番（塩野入君） まず、4ページであります。管理総務費、項1総務管理費、目6の企画費、温泉管理費で温泉施設整備工事2,260万、この工事の内容を、それから新型コロナによる利用者の状況もお聞きをしたいと思います。利用状況ですね。

それから、5ページであります。款2総務費、項2徴税費、目2賦課徴収費の税償還金・還付加算金であります。これまず件数はどれぐらいでしょうか。それから、大きい順に3社ぐらい、ABCぐらい、3社ぐらいお聞きをしたいと思います。

以上です。

企画調整係長（宮下君） ただいまの質問のびんぐし湯さん館工事の概要についてでございます。

びんぐし湯さん館のお湯につきましては、上平字島の場所、温泉スタンドの置いてある場所に源泉がありますけれども、こちらの源泉の地下200メートルの位置に水中のポンプが入っております。その水中ポンプから温泉のお湯をくみ上げまして、そのお湯を送水ポンプで送り出しまして、さらに中継ポンプを中継しながら湯さん館までお湯を送っているというものでございます。

そのため、この地下200メートルの位置からクレーン、大型のクレーンにより少しずつ送水

管を引き抜いて、持ち上げまして、そこを少しずつ解体しながら、その先にある水中ポンプを取り出すというものでございます。その取り出した後、水中ポンプを予備の水中ポンプに交換いたしまして、また少しずつ送水管をつなぎ合わせながら源泉の中に入れていきまして、地下200メートルの水中に設置をするというものでございます。その後、ポンプの稼働を確認をしまして、不純物がなくなるまでお湯を吐き出しましてから、ふれあいセンター、月影寮、そして湯さん館へ送水をして稼働の確認をしたという工事でございます。

また、湯さん館の入館の状況はということでございますけれども、入館者数につきましては、この新型コロナウイルス感染症の拡大の懸念もございまして、3月以降入館者数が大幅に減少している状況でございます。令和2年3月につきましては、対前年でいきますと、おおよそ4千人ほど減少、17.6%減少となります1万8,721人。また、4月につきましては、臨時休館ということもございましたので、54.9%減少となります9,271人。5月につきましては、さらに臨時休館などもございまして、83.9%の減少となります3,409人の方のご利用があったという状況でございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 5ページ、賦課徴収費、税償還金・還付加算金の件数と金額の大きい事業所についてのご質問にお答えいたします。

企業につきましては、10社分について計上をいたしております。金額の大きな事業所3社ということでございますけれども、一番大きな事業所さんにつきましては、1,430万円、続いて480万円、続いて360万円という状況でございます。

12番（塩野入君） まず、温泉施設の関係であります、長い間休館をして、そしてオープンをしたら、故障でこうなったということでありまして、いろいろな意見をお聞きをするわけですが、長い間にこういう基本的な部分のメンテナンスをしていなかったのかどうなのか。その辺、やっぱりせつかくの長い休館をとったんですから、そういうときにこそ、そういう肝心なところを見なきゃいけないと。町長、社長でありますし、そういう中でその辺のところはいろいろなご質問が来ているんです。その辺のところはどんな感じでやってきたんでしょうか。その辺の経過を、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、還付加算金であります、一般質問等で厳しい状況ということはお聞きをいたしました。この還付加算金についての今後の状況、どんなふうに見ているのでしょうか。それをお聞きをします。

以上です。

企画政策課長（臼井君） びんぐし湯さん館につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴いまして、外出自粛ですとか休業要請といったものがございました。そういったものに応える中で、4月23日から5月15日までの臨時休館を余儀なくされた状況でございます。

この間、営業再開してからのサービス向上に向けまして、サウナ室につきましては板の張り替

えですとか、男性浴室の外の洗い場についても修繕を行うなど、いろんなところのメンテを休館中に行ったところがございます。また、設備的な部分につきましては、ポンプ施設等につきましても、年2回の点検、定期点検を実施して保全に努めてきたところがございます。

今回の源泉ポンプにつきましては、地下200メートル以上のところに設置をされているということでございますので、なかなか点検の都度引き上げて、実際に目視で点検というのは困難な状況でございますことから、ポンプにつきましては、万一に備えて予備のポンプ、こちらを用意してきたというところがございます。ですので、今回も予備のポンプがあったということで、最短の時間で復旧ができたという状況でありますけれども、今後につきましても、施設の定期的な点検を行う中で、施設の維持保全に努めてまいりたいと考えているところがございます。

収納対策推進幹（長崎さん） 還付額の今後の状況はというご質問でございますけれども、法人町民税の税額につきましては、納税義務者である法人からの確定申告により確定するため、確定申告の提出がされる前につきましては、法人町民税の税額や還付金のあるなしにつきましては、正確に見込みを立てることは難しい状況でございます。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により景気の急速な悪化が続いており、大変厳しい経済情勢となっております。また、これから決算期を迎える企業につきましては、この影響を強く受けることにより、業績の悪化や利益の減少などにより、法人町民税の減額や、それによる予定納税として納めていただいた法人町民税の還付などがさらに増えるなど、厳しい状況になると考えております。

議長（西沢さん） ほかにございますか。

14番（大森君） 3ページ、歳入についてお尋ねします。

基金繰入が、特に財政調整基金の繰入が6千万ありますが、これで今議会では最後の繰入れになるんですが、この残高一体どのぐらいになるのかについてお尋ねします。

それから、先ほどの還付金の件ですが、5ページ、これは利率は何%なのか、そして元金と利率の関係、額的には利率はどのぐらいの額を負担されるのか、その点についてお尋ねします。

財政係長（細田さん） まず、財政調整基金の残高でございますけれども、今回5号補正まで行いまして約19億1,500万円となります。

収納対策推進幹（長崎さん） 還付額の利率ということでございますけれども、還付加算金の利率ということでよろしいでしょうか。還付加算金につきましては、還付額に対して1.6%になっております。（「あと元金は」の声あり）

元金ということではなく、法人税率が11.9%ということで課税をされております。その課税額、課税が決定した額に対して前年度納め過ぎている場合については、差額分をお返すものになります。そのお返す額に対して、加算金につきましては1.6%で算出をします。

13番（中嶋君） 一つこれを聞いとかなきゃね。

5ページ、款8土木費、項6高速交通対策費。水資源対策・営農推進基金繰入金の400万円、これはポンプの修理工事に使われたわけではありますが、昔はでかいこれゼニにあったんですが、入ってこねえから、どんどん出てくばっかで、ちょっとこれ心配してんですよ。特に、北日名、南日名のほうだったかな、これね。今どれぐらい残っていて、予測的なことはどんなふうにお考えになっているかお尋ねをしたい。

以上。

それから場所だ。申し訳ない。

建設課長（大井君） 5ページ、湧水対策事業ポンプと改修工事の場所について、お答えを初めにさせていただきますと思います。

こちらは、御所沢にあるポンプでございます。

続きまして、基金の残高でございますけれども、令和元年度末、昨年度末で3,790万円ほどとなっております。今回、この予算をお認めいただいた後の残といたしましては、3,390万円ほどとなる見込みでございます。

13番（中嶋君） 確認のためですので、湧水ということで、高速道路を造るときあれだったかもわからないんですが、幾ら当時あったんですか。で、今の三千何ぼになったか、そのとこだけ教えてください。

以上。

建設課長（大井君） 基金のご質問にお答えをいたします。

こちらについて、当初の基金の保有額というところでございますけれども、申し訳ございません、こちらの当初の基金額というものは現在持ち合わせてございませんので申し訳ございません。

先ほどの基金残のお話、答弁の中で、残額でございますけれども、年度末の繰入金を入れてございませんでして、現在今回の工事費をこの繰り入れた残につきましては3,230万円ほどとなります。訂正させていただきます。

議長（西沢さん） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前 11時04分～再開 午前11時14分）

議長（西沢さん） 再開いたします。

建設課長（大井君） 初めに、貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ございませんでした。

基金につきましては、2つの基金を統合しておりまして、当初の水対策資源の基金といたしましては、平成9年度と平成10年度にそれぞれ繰入れを行っておりまして、基金のスタート時は2億640万円ほどでスタートしております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（西沢さん） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。お手元に配付のとおりであります。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（西沢さん） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（西沢さん） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和2年第2回坂城町議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

6月1日に開会されました本定例会は、本日までの12日間にわたりご審議をいただきました。提案いたしました専決報告、人事案件、条例の一部改正、一般会計及び特別会計補正予算並びに追加で提案いたしました条例の全部改正及び一般会計補正予算、全ての議案に対し原案どおりご決定を賜りありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、本定例会でも多くの議員の皆様から様々な観点でご質問を頂きました。緊急事態宣言が解除され、人の移動や観光、イベントなどの制限が徐々に緩和され、社会全体に光が差し始めてきた一方、感染のリスクはいまだ消えたわけではありませんので、様々な活動の再開を模索しつつも気を緩めることなく、緊張感を持って対応をしまいたいと考えております。

長野県におきましても、適切な感染拡大防止対策の一環として、独自に各都道府県の感染状況のモニタリングを開始しており、国が緊急事態措置を実施すべき地域の判断指標の一つとする、直近1週間の10万人当たり0.5人以下としている新規感染者累積数を公表しております。これによりますと、6月4日から10日までの1週間で、東京都が0.94人、北海道が0.67人と2自治体が指標を上回っており、警戒が必要と考えております。

さて、県の社会経済活動再開に向けたロードマップでは、来週19日からステップ2に移行する予定で、これまでの「活動準備・始動期」から「県内需要拡大・交流展開期」へと進んでいきます。町でもこれに合わせ、来週にも対策本部会議を開催し、一部利用を制限している町の施設についても、適切な感染防止策を講じる中で、再開に向けた協議をしまいたいと考えております。

いずれにしましても、新型コロナウイルス感染症につきましては、お一人お一人の感染防止への取り組みは今までと変わらずに続けていただくことが重要であります。町民の皆様におかれま

しては、人混みでのマスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、人との距離の確保、そして何より3密の回避など、基本的な感染防止策の取り組みと併せて熱中症への備えもお願いいたします。

さて、小中学校では新型コロナウイルス感染症対策の一斉臨時休業を終え、5月25日からの学校再開にあたっては、徐々に学校に慣れるよう短時間授業から始め、6月1日からは通常の学校生活が始まりました。静まり返っていた学校に子ども達の笑顔が戻り、小学1年生では早速アサガオの種をまき「早く芽が出てほしいね」といった話も出るなど、児童生徒そして教員もまずはほっとしているところでございます。

そんな折、他地域の学校では、新型コロナウイルスの集団感染が発生したといった暗いニュースも入ってきております。どこの学校でもこうした危険性をはらんでいることを念頭に、新しい生活様式を取り入れ、朝の健康チェック、手洗い、距離を置いた座席配置等、3密の回避などを徹底しながら、環境面・衛生面での配慮を行う中で、感染拡大防止、予防に努め、学校生活が継続できますよう努めてまいります。

今年度の夏季休業につきましては、臨時休業の影響も考慮し、学習時間の確保等を目的に、予定よりおおむね前後1週間ずつを短縮し、小中学校ともに7月31日金曜日から8月17日月曜日までの18日間とし、教育委員会で決めましたので、地域の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

さて、町内における消費を促し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴って売上げが低迷している小売業・飲食業など、町内事業所の早期回復を図ることを目的に、町商工会と協調して6月1日から「スタンプラリー消費回復応援事業」を実施しております。6月と7月の2回に分けての実施となりますが、町内のいずれかの5店舗で、それぞれ千円以上お買い上げやお食事をされた方全員に、千円分の坂城商品券を差し上げております。町民の皆様には大変お得なイベントでありますので、町内の消費拡大にご協力を頂きますようお願い申し上げます。

これから暑さが増してまいります。例年と異なり、熱中症と感染症の両方の対策を取りながら夏を過ごすこととなります。一日も早い新型コロナウイルス感染症の終息と経済回復を願うとともに、議員各位におかれましても健康に留意されご活躍されますことを祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（西沢さん） これにて、令和2年第2回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前11時23分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議員 西 沢 悦 子

坂城町議会議員 滝 沢 幸 映

坂城町議会議員 朝 倉 国 勝

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
1	1. これからの教育のあり方について イ. 休業による学校教育の遅れに対する認識と対策は ロ. ICT教育のハード面とソフト面をどのように整えていくか ハ. 読解力不足への対策は ニ. 英語教育の現状は 2. プラスチック容器包装の分別収集について イ. 容器包装の分別収集はやめてはどうか ロ. 町行政からの分別収集の「立会い」要請はやめるべきでは 3. 高齢運転者のための安全運転補助制度の現状について イ. 町の対策の現状は	7 番 栗田 隆	町 長 教 育 長 住 民 環 境 課 長 教 育 文 化 課 長
2	1. 町の新型コロナウイルス感染症の対策について イ. 国・県の自粛要請による町民生活への影響は ロ. 町内事業所への影響は ハ. 「持続化応援支援金」について ニ. どんな課題が見えてきたか ホ. 国保の傷病手当制度について 2. 公共施設グランドデザインについて イ. 公共施設グランドデザインについて 3. 中心市街地の整備について イ. 憩いの公園が欲しい	14 番 大森 茂彦	町 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長 福 祉 健 康 課 長 商 工 農 林 課 長 教 育 文 化 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長
3	1. 新型コロナウイルス禍を乗り越えるために イ. 今後の取り組みは ロ. 町内企業の状況について ハ. フェイスシールドについて 2. マイナンバーカードについて イ. 利便性の向上に向けて	9 番 滝沢 幸映	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企 画 政 策 課 長 住 民 環 境 課 長 福 祉 健 康 課 長 教 育 文 化 課 長 保 健 セ ン タ ー 所 長
4	1. 新型コロナウイルスについて イ. 第2波、第3波に備えて ロ. 収束後の対応は 2. SDGsについて イ. 小・中学生への対応は	13 番 中嶋 登	町 長 教 育 長 福 祉 健 康 課 長 商 工 農 林 課 長

発言順位	要 旨	通告者	答弁を求める者
5	1. 台風19号の復旧状況について イ. 繰越明許工事を含め復旧状況は ロ. 千曲川の河川整備について県、国との連携は 2. 新型コロナ禍に対する財政運営と各種事業計画について イ. 現時点での新型コロナウイルス拡散に伴う財政運営の考えは ロ. 各種重点事業計画の立案及び執行に当りコロナ禍による大幅な変更は考えているか ハ. 町の経済活性化に対し新たな事業の計画は	10番 朝倉 国勝	町 長 総務課長 企画政策課長 商工農林課長
6	1. 災害時避難について イ. 避難勧告（指示）等対象地域について ロ. 避難所について 2. 障害福祉計画等について イ. 第5期障害者福祉計画と第1期障害児福祉計画について 3. 婚活支援について イ. 現状と取り組みについて	8番 玉川 清史	町 長 総務課長 住民環境課長 福祉健康課長 商工農林課長
7	1. 国道18号バイパスの建設促進について イ. 進捗状況は ロ. 今後の取り組みについて 2. 町出身の学生に支援を イ. 町特産品のプレゼントを	3番 山城 峻一	町 長 建設課長
8	1. 水害・土砂災害時の避難について イ. 避難行動要支援者（要援護者）について ロ. 避難所における感染症対策について 2. 「坂城町公共施設グランドデザイン」について イ. 個別施設計画について ロ. 複合施設について ハ. 文化センターについて	2番 小宮山 定彦	町 長 教育課長 住民環境課長 福祉健康課長
9	1. 新型コロナ対策について イ. 小学校の臨時休業に伴う家庭学習支援について ロ. オンライン学習について 2. 地方創生臨時交付金について イ. スタンプラリー消費回復応援事業について ロ. 第2次補正予算で交付される交付金の活用について	11番 吉川まゆみ	町 長 教育課長 商工農林課長 教育文化課長
10	1. 新型コロナウイルスの対応について イ. 町税について ロ. 事業所の支援について	5番 中島 新一	町 長 収納対策推進幹 商工農林課長

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書

地方分権時代を迎えた今日、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性および自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求められている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにすることが、議員を志す新たな人材の確保につながっていくものと考えます。

よって、国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 2年 6月 日

衆議院議長 大 島 理 森 殿
参議院議長 山 東 昭 子 殿
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
内閣官房長官 菅 義 偉 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
総 務 大 臣 高 市 早 苗 殿
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議員 西 沢 悦 子